

琴浦町歳入歳出決算審査意見書

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)



琴 浦 町 監 査 委 員

表紙写真説明・・・琴浦町誕生 10 周年記念ロゴマーク

平成 26 年 9 月 1 日、琴浦町は誕生 10 周年を
迎えます。

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| ◎一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見 | |
| 主要事業に関する財源確保と予算編成状況について | 2 |
| 一般会計について | 4 |
| 特別会計について | 11 |
| 財政の状況〔普通会計〕 | 22 |
| 各会計における地方債の状況 | 32 |
| その他 | 33 |
| 滞納状況 | 33 |
| 不納欠損 | 35 |
| 合併関連 | 36 |
| 単町費による補助金 | 36 |
| ◎財産管理状況等審査意見 | |
| 基金の状況 | 45 |
| 公有財産 | 50 |
| 物 品 | 57 |
| 図 書 | 59 |
| 現金及び有価証券 | 60 |
| 出資等による権利 | 60 |
| ◎公営企業会計（水道事業）決算審査意見 | |
| 事業の概要 | 62 |
| 予算執行状況 | 64 |
| 経営成績 | 67 |
| 財政状況 | 68 |
| 企業債の状況 | 71 |
| ◎健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見 | |
| 健全化判断比率等の基準値 | 76 |
| 健全化判断比率等の状況 | 80 |
| 健全化判断比率等に関する監査意見 | 80 |
| ◎指摘事項 | 82 |

琴浦町歳入歳出決算審査意見

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

琴 浦 町 監 査 委 員



発 監 第 39 号
平成 26 年 9 月 2 日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町監査委員 松 田 道 昭

同 井 木 裕



平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの琴浦町の
一般会計・特別会計及び基金運用状況等の決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、町長より提出された琴浦町各会計歳入歳出決算及びその他法令で定める証書類、並びに各基金の運用状況等を示す関係書類について審査した結果について別紙のとおり意見書を提出する。

平成 25 年度琴浦町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの決算

- (1) 一般会計及び特別会計
 - ① 一般会計歳入歳出決算
 - ② 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - ③ 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
 - ④ 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - ⑤ 下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - ⑥ 介護保険特別会計歳入歳出決算
 - ⑦ 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - ⑧ 八橋財産区特別会計歳入歳出決算
 - ⑨ 浦安財産区特別会計歳入歳出決算
 - ⑩ 下郷財産区特別会計歳入歳出決算
 - ⑪ 上郷財産区特別会計歳入歳出決算
 - ⑫ 古布庄財産区特別会計歳入歳出決算
 - ⑬ 赤碕財産区特別会計歳入歳出決算
 - ⑭ 成美財産区特別会計歳入歳出決算
 - ⑮ 安田財産区特別会計歳入歳出決算
 - ⑯ 以西財産区特別会計歳入歳出決算
- (2) 付属書類（地方自治法施行令第 166 条第 2 項）
 - ①歳入歳出決算事項別明細書
 - ②実質収支に関する調書

2 審査の期間

平成 26 年 7 月 3 日から 15 日間余実施した。

3 審査の手続

この決算審査にあたっては、町長から提出された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び付属資料、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について慎重に審査を行った。審査にあたっては、関係諸帳簿及び証書類を突き合わせ精査すると共に関係書類の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した定期監査、例月現金出納検査の結果も勘案し慎重に審査を実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その計数はそれぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果正確であり、不整などの点はないと認められた。

平成 25 年度の主要事業に係わる「一般会計当初予算」及び「補正予算」とその財源について。

1 主要事業に関する財源確保と予算編成状況

(1) 一般会計当初予算状況

平成 25 年度の琴浦町における一般会計当初予算は、総額 9,873,000 千円（前年度対比△4.6%480,000 千円減）でスタートした。前年度に比べ 4.6%の減少要因は、本庁舎建設事業や、しらとり保育園建設事業費等の大型事業が減少したことによるものである。

また、平成 24 年度からの繰越明許事業は国の経済対策補正予算「地域の元気臨時交付金事業」「しらとり保育園建設事業」など 1,382,294 千円、当初予算と繰越明許による予算を合わせると総額 11,767,470 千円の一般会計予算となった。

① 平成 25 年度当初予算の特色及び主要事業

平成 25 度は、町長が提唱する「安心して暮らせる町づくり」の実現を目指して 5 つの戦略テーマを設定し、これらを踏まえた予算編成であった。

1) 安心安全のまちづくり

- ・第 9 分団消防自動車更新事業 22,000 千円
- ・町内街路灯 LED 化事業 16,500 千円
- ・通学路の安全対策推進事業 37,500 千円
- ・町内公共機関整備促進事業 57,392 千円（町内バス対策＜運行委託・広域路線運行補助金等＞）
- ・子育て環境整備 40,684 千円外

2) 地域産業の活性化による賑わいある町づくり

- ・がんばる地域プランによる農業どころ琴浦町の復興事業 32,922 千円（ミニトマトハウスリース事業・芝生産機械共同導入事業・ブロッコリー管理機共同導入事業・琴浦産品 PR 事業・浦安地区新保育施設芝生化事業）
- ・商工会・中小企業への支援 38,295 千円（中小企業小口融資＜中小企業が金融機関から融資を受ける際に町が預託を行う＞・商工会への補助金・雇用促進奨励補助金・プレミアム商品券補助事業・小規模事業者経営改善資金利子補給補助事業など）
- ・琴浦町観光元年の取組 35,626 千円（光地区塗装・土蔵修繕補助金・「昼食は琴浦」「琴浦アルプス登山」キャンペーンポスター・観光パンフレットポスター制作委託料など）
- ・赤碕駅南開発及び琴の浦高等支援学校の開校支援 308,247 千円外。

3) 協働・自立のふるさとを目指した人づくり

- ・小学校統合に向けた環境整備事業 91,661 千円（船上小学校駐車場整備・スクールバス購入・児童用パソコン更新リース料など）
- ・住民主導事業への支援 3,140 千円（地域住民の自主的活動に対し補助・婚活支援・町と活動団体が協働し地域課題の解決を図る）
- ・人権同和教育に関する取組み 50,675 千円外。

4) 魅力ある“ことうら”を誇れるまちづくり

- ・琴浦さんタイアップ事業 2,638 千円
 - ・琴浦梨をはじめとする琴浦町特産品 P R 事業 1,401 千円
 - ・大高野遺跡保存活用事業 1,090 千円外。
- 5) 新庁舎時代に相応しい行政サービスづくり
- ・職員研修による対応力向上 3,352 千円・集中管理による業務効率化（電気代・電話料金の一括支払いの導入・公用車の一括管理）外。

②平成 25 年度当初予算主要ハード事業

- ・新庁舎建設事業（平成 23～25 年度・最終年）292,756 千円
- ・しっかり守る農林基盤整備事業 31,800 千円・町道新設改良事業 508,440 千円
- ・消防自動車更新事業 22,000 千円
- ・スクールバス整備事業 32,000 千円

③平成 25 年度当初予算財源確保対策（金額は当初予算編成時）

1) 起債＝合併特例債（充当率 95%・交付税算入率 70%）

- ・地方道路整備事業（町道赤碕駅南線）132,000 千円
- ・消防自動車整備事業（第 9 分団）20,900 千円
- ・新庁舎建設事業（最終年）277,400 千円
- ・伝送路光ケーブル化事業（東伯地区設計）45,600 千円
- ・ゴミ処理施設建設費負担金（中部ふるさと広域連合）78,100 千円
- ・赤碕地区統合小学校通学路整備事業 36,500 千円
- ・基幹農道整備事業 600 千円
- ・小学校統合調整事業（スクールバス購入事業）20,900 千円

2) 繰入金

- ・財政調整積立基金繰入金 40,000 千円
- ・公共施設等建設基金繰入金 30,000 千円
- ・地域雇用創出推進基金繰入金 45,072 千円外。

(2) 一般会計補正予算内容

1 号補正：216,114 千円追加

- ・人件費・空き家再生等推進事業補助金 41,666 千円
- ・コミュニティー助成事業補助金 21,500 千円
- ・緑の再生プロジェクト補助金（もりもと）100,000 千円（県産材利用施設）
- ・県道発掘調査関連経費 31,674 千円（県道野添線の延長工事に伴う文化財試掘調査において遺構が発見されたため本調査を実施<しらとり保育園西側>）。

2 号補正：5,000 千円追加

- ・7/15 豪雨：取水口修繕補助金 3,500 千円（部落の行う重機のリース・燃料費・回送費の補助<35 カ所の見込>）
- ・町道野井倉一向線補修 1,500 千円

3 号補正：239,457 千円追加

- ・公共施設等建設基金積立金 162,000 千円
- ・定期借地権用地購入 16,683 千円（県土地開発公社から区画を買収<当初見込み 4 区画分>）

- ・水産業 6 次産業化補助金 3,000 千円
 - ・小学校閉校記念事業補助金 5,000 千円
 - ・町道野井倉一向線 10,405 千円外。
- 4号補正：2,608 千円追加
- ・10/10 発生作業員死亡事故（医療補償費 250 千円）
 - ・葬祭補償費 500 千円
 - ・街路樹管理委託料 2,600 千円
 - ・公共施設等建設基金積立金 2,600 千円外。
- 5号補正：95,336 千円減額
- ・社会資本整備事業交付金確定△128,670 千円
 - ・定期借地権用地購入費 15,628 千円
 - ・こども子育て支援システム構築委託料 9,202 千円
 - ・伝送路ケーブル移設修繕 6,158 千円外
- 6号補正：100,300 千円追加
- ・ふるさと納税対応経費：時間外 1,200 千円・記念品 21,350 千円
 - ・ふるさと納税管理システム導入費 4,250 千円
 - ・ふるさと未来夢基金積立金 71,000 千円外。
- 7号補正：25,703 千円追加
- ・国補正対応・事業清算：財政調整積立基金積立金 7,000 千円
 - ・公共施設等建設基金 8,000 千円
 - ・ごみ処理施設建設事業負担金 96,617 千円
 - ・赤碓台場跡地購入費 36,811 千円
 - ・除雪経費 4,539 千円外。
- 8号補正：13,983 千円追加
- ・財政調整基金積立金 44,000 千円
 - ・公共施設等建設基金積立金 50,000 千円
 - ・ふるさと夢基金積立金 17,686 千円
 - ・生活保護扶助費△42,115 千円外。

これら 8 回の補正予算額 507,829 千円を経て最終予算額は 10,380,829 千円（前年度対比△9.9%△1,135,848 千円）」となった。

以下、会計別（一般会計、特別会計）の執行状況について述べる。

- 【注記】
1. 文中の金額は、原則として千円単位とし、千円未満は四捨五入とした。そのため、差額又は合計金額が異なる場合もある。
 2. 比率（％）は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。
 3. 構成比率（％）は、合計が 100 となるよう一部調整した。

2 一般会計について

この会計は、町税、地方交付税、国・県支出金、起債などを主な財源とし、民生、教育、農業、工業、商業、人件費、公債費など行政の大部分を経理する中心的な会計である。

(1) 歳入

歳入総額は、調定額 11,699,856 千円に対し、収入済額は 11,532,016 千円、収入率は 98.6%である。

尚、収入未済額は 162,944 千円で前年度対 5.8% (9,948 千円) 減少している。不納欠損額は 4,896 千円で、前年度対比 88.5% (2,299 千円) の増となっている。

(単位:円 %)

| 区 分 | 予算現額 A | 調定額 B | 収入済額 C | 不納欠損 額 D | 収入未済額 B－(C+D) | 執行 率 C / A | 収入 率 C / B |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|------------------------|------------------------|
| 25 年度 | 11,767,469,389 | 11,699,856,168 | 11,532,016,265 | 4,896,332 | 162,943,571 | 98.0 | 98.6 |
| 24 年度 | 11,971,408,408 | 10,907,205,709 | 10,731,716,056 | 2,597,209 | 172,892,444 | 89.6 | 98.4 |
| 比 較 | △ 203,939,019 | 792,650,459 | 800,300,209 | 2,299,123 | △ 9,948,873 | 8.4 | 0.2 |

説明：調定＝歳入の内容、金額等を法令などに基づいて調査し、徴収の前段階として、収入金額を決定する行為。

- ① 町税 (町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税) は、調定額 1,907,652 千円に対し収入済額は 1,773,769 千円で収入率は 93%、収入未済額は 128,986 千円。不納欠損額は 4,896 千円。
- ② 地方譲与税 (地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税・地方道路譲与税) 調定額 106,354 千円に対し、収入率 100%。
- ③ 利子割交付金は、調定額 4,660 千円に対し、収入率 100%
- ④ 配当割交付金は、調定額 6,248 千円に対し収入率 100%
- ⑤ 株式等譲渡所得割交付金は、調定額 6,581 千円に対し収入率 100%
- ⑥ 地方消費税交付金は、調定額 162,740 千円に対し、収入率は 100%
- ⑦ ゴルフ場利用税交付金は、調定額 1,819 千円に対し収入率 100%
- ⑧ 自動車取得税交付金は、調定額 26,113 千円に対し収入率 100%
- ⑨ 交通安全対策特別交付金は、調定額 1,804 千円に対し収入率 100%
- ⑩ 地方特例交付金は、調定額 3,889 千円、に対し収入率 100%
- ⑪ 地方交付税は、調定額 4,386,403 千円に対し収入率 100%
- ⑫ 分担金及び負担金は、調定額 134,247 千円に対し収入済額 125,281 千円、収入未済額 8,967 で収入率 93.3%である。この収入未済額は、児童福祉負担金 (保育料) の当年度に発生した滞納によるものである。
- ⑬ 使用料及び手数料は、調定額 200,863 千円に対し、収入済額は 177,344 千円、収入率 88.3%、収入未済額の内訳は (住宅使用料 23,496 千円、幼稚園使用料 23 千円、などの滞納) である。
- ⑭ 国庫支出金は、調定額 1,344,370 千円に対し収入率 100%
- ⑮ 県支出金は、調定額 867,274 千円に対し収入率 100%
- ⑯ 財産収入は、調定額 60,917 千円に対し収入率 100%

一般会計歳入款別決算状況

(単位：千円 %)

| 款 別 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不 納 欠損額 | 収 入 未済額 | 収入率 | |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|-------|
| | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 1 町税 | 1,736,825 | 1,907,652 | 1,773,769 | 4,897 | 128,986 | 102.1 | 93.0 |
| 2 地方譲与税 | 106,355 | 106,354 | 106,354 | | 0 | 100.0 | 100.0 |
| 3 利子割交付金 | 4,660 | 4,660 | 4,660 | | 0 | 100.0 | 100.0 |
| 4 配当割交付金 | 6,248 | 6,248 | 6,248 | | 0 | 100.0 | 100.0 |
| 5 株式等譲渡所得 割交付金 | 6,581 | 6,581 | 6,581 | | 0 | 100.0 | 100.0 |
| 6 地方消費税交付金 | 162,740 | 162,740 | 162,740 | | 0 | 100.0 | 100.0 |
| 7 ゴルフ場利用税 交付金 | 1,818 | 1,819 | 1,819 | | 0 | 100.1 | 100.0 |
| 8 自動車取得税 交付金 | 26,113 | 26,113 | 26,113 | | 0 | 100.0 | 100.0 |
| 9 交通安全対策特別 交付金 | 1,804 | 1,804 | 1,804 | | 0 | 100.0 | 100.0 |
| 10 地方特例交付金 | 3,889 | 3,889 | 3,889 | | 0 | 100.0 | 100.0 |
| 11 地方交付税 | 4,382,735 | 4,386,403 | 4,386,403 | | 0 | 100.1 | 100.0 |
| 12 分担金及び負担金 | 130,242 | 134,247 | 125,281 | | 8,966 | 96.2 | 93.3 |
| 13 使用料及び手数料 | 176,450 | 200,862 | 177,344 | | 23,518 | 100.5 | 88.3 |
| 14 国庫支出金 | 1,359,870 | 1,344,370 | 1,344,370 | | 0 | 98.9 | 100.0 |
| 15 県支出金 | 1,002,093 | 867,274 | 867,274 | | 0 | 86.5 | 100.0 |
| 16 財産収入 | 55,178 | 60,917 | 60,917 | | 0 | 110.4 | 100.0 |
| 17 寄附金 | 96,907 | 96,957 | 96,957 | | 0 | 100.1 | 100.0 |
| 18 繰入金 | 153,996 | 147,880 | 147,880 | | 0 | 96.0 | 100.0 |
| 19 繰越金 | 259,050 | 258,703 | 258,703 | | 0 | 99.9 | 100.0 |
| 20 諸収入 | 190,608 | 210,374 | 208,903 | | 1,471 | 109.6 | 99.3 |
| 21 町債 | 1,903,308 | 1,764,008 | 1,764,008 | | 0 | 92.7 | 100.0 |
| 合 計 | 11,767,470 | 11,699,855 | 11,532,017 | 4,897 | 162,941 | 98.0 | 98.6 |
| 前年度合計 | 11,971,409 | 10,907,206 | 10,731,717 | 2,597 | 172,892 | 89.6 | 98.4 |
| 増 減 額 | △ 203,939 | 792,649 | 800,300 | 2,300 | △ 9,951 | 8.4 | 0.2 |

⑰ 寄附金は、調定額 96,957 千円対し収入率 100%。(内訳を見ると、ふるさと未来夢基金 92,676 千円、図書購入寄付金 10 千円、一般寄付金 4,181 千円)である。

⑱ 繰入金は、調定額 147,880 千円に対し 100%の収入率である。これは特別会計基金から一般会計への繰入金である。

⑲ 繰越金は、調定額 258,703 千円に対し収入率 100%であるが、内訳は、前年度繰越金 113,075 千円及び明許繰越金 145,628 千円によるものである。

⑳ 諸収入は、調定額 210,374 千円で収入済額は 208,903 千円、収入率は 99.3%、収入未済額は 1,472 千円である(未済額の内訳は奨学資金貸付金元金収入による 615 千円及び、大学入学資金貸付金元利収入の 480 千円及び雑入 377 千円)受託事業収入として 7,599 千円があるが、これは後期高齢者健康診査事業収入、再生可能エネルギー導入支援事業費北栄町負担分である。

一般会計収入未済額

(単位：円 %)

| 款 別 | 平成 25 年度 収入未済額 A | 平成 24 年度 収入未済額 B | 増減額 A-B | 増減率 |
|----------|------------------------|------------------------|--------------|-------|
| 町税 | 128,986,324 | 139,867,240 | △ 10,880,916 | △ 7.8 |
| 分担金及び負担金 | 8,966,810 | 9,601,340 | △ 634,530 | △ 6.6 |
| 使用料及び手数料 | 23,518,685 | 22,307,022 | 1,211,663 | 5.4 |
| 諸収入 | 1,471,752 | 1,116,842 | 354,910 | 31.8 |
| 合 計 | 162,943,571 | 172,892,444 | △ 9,948,873 | △ 5.8 |

㊦ 町債は、1,764,008 千円を起こしている。その内訳は◆総務債としての臨時財政特例債 405,608 千円、◆農林水産業債 13,000 千円◆農林水産業債<繰越明許>28,400 千円◆土木債 40,800 千円（内訳は、道路橋梁債 22,700 千円、住宅債 7,400 千円、自然災害防止債 10,700 千円）、◆土木債<繰越明許>17,700 千円（道路橋梁債 10,900 千円、自然災害防止事業債 6,800 千円）◆合併特例 552,600 千円◆合併特例債<繰越明許> 419,900 千円、◆合併特例債<逡次繰越>2,900 千円◆災害復旧事業債 3,800 千円（農業災害復旧事業債 200 千円、公共土木施設災害復旧事業 3,600 千円）、災害復旧事業債<明許繰越>300 千円◆民生債<教育・福祉施設整備事業債>279,000 千円。

説明：予算現額＝当初予算、補正予算及び繰越予算の合計であり、その年度に執行するすべての事業の元となる予算の全体を指す。

(2) 歳 出

歳出合計は、予算現額 11,767,469 千円に対し、支出済額は 11,319,529 千円、不用額 182,518 千円となり、執行率は 96.2%である。翌年度繰越額は 265,422 千円で、その財源内訳は 8 ページ一般会計翌年度繰越額の明細のとおりである。

尚、当該繰越額は地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告済みである。

説明：翌年度に繰り越す場合の財源としては、収入済みの特定財源（既収入特定財源）や当該年度の一般財源のほか、当該年度に収入されていないが、翌年度に収入することが確実な特定財源も認められている。これが未収入特定財源である。

繰越額は、事業名別に明らかにされている。翌年度繰越額総額は 265,422 千円である。この財源の内訳は、既に収入されている特定財源 7 千円＋未収入特定財源 232,358 千円（国支出金 17,305 千円＋県支出金 106,662 千円＋地方債 101,600 千円、その他 6,791 千円）プラス繰越明許費の一般財源 33,057 千円である。金額の 378,616 千円は平成 25 年度最終補正時の予算額（次年度への繰越額含む）である。内容によっては工事費等の額となっているため、予算書上の「事業」の額と一致しない。

注：特定財源＝財源の用途が特定されているものいう。分類されるものとしては国・県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、寄付金のうち用途が指定されているものである。

一般会計翌年度繰越事業の明細（平成26年度へ繰越された事業）

（単位：円）

| 款 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | |
|-----------|--------------------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | | 一般財源 |
| | | | | | 国支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2. 総務費 | 財政管理事務 | 4,250,000 | 4,000,000 | | | | | 4,000,000 | 0 |
| | 琴浦イメージアップPR事業 | 2,969,000 | 2,969,000 | | | | | | 2,969,000 |
| | 縁結び事業 | 590,000 | 590,000 | | | | | | 590,000 |
| | こどもの遊び場環境整備事業 | 320,000 | 320,000 | | | | | | 320,000 |
| | 子ども・子育て支援新制度電子システム構築事業 | 9,202,000 | 9,202,000 | | | 9,201,000 | | | 1,000 |
| | 分庁舎管理 | 534,000 | 533,736 | | | | | | 533,736 |
| | 部落自治振興費補助 | 1,792,000 | 1,620,000 | | | | | | 1,620,000 |
| 3. 民生費 | 障がい者自立支援給付支払等システム改修事業 | 2,371,680 | 2,317,680 | | 500,000 | | | | 1,817,680 |
| 4. 衛生費 | 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業 | 1,211,000 | 1,211,000 | | 605,000 | | | | 606,000 |
| | ふるさと広域連合負担金事業（ほうきリサイクルセンター基幹的設備改良事業） | 96,617,000 | 96,617,000 | | | | 92,500,000 | | 4,117,000 |
| 5. 農林水産業費 | しっかり守る農林基盤整備事業 | 26,036,000 | 6,586,000 | | | 3,285,000 | | 1,100,000 | 2,201,000 |
| | 県営畑地帯総合土地改良事業 | 4,391,000 | 1,287,000 | 7,300 | | | 1,200,000 | | 79,700 |
| | 県営ほ場整備幹線道路等事業費及び利子補給事業債務負担事業 | 64,388,000 | 1,931,000 | | | | | | 1,931,000 |
| 5. 農林水産業費 | 船上山ダム小水力発電施設導入事業 | 15,150,000 | 1,028,000 | | | | 700,000 | 171,000 | 157,000 |
| | 農業体質強化基盤整備促進事業 | 18,620,000 | 18,620,000 | | | 13,225,000 | 3,600,000 | 1,447,000 | 348,000 |
| | 森林整備促進事業 | 87,552,000 | 80,005,860 | | | 80,005,860 | | | 0 |
| 6. 商工費 | 育児休業促進事業補助金 | 1,900,000 | 1,900,000 | | | | | | 1,900,000 |
| 7. 土木費 | 菊港駐車場舗装事業 | 3,100,000 | 3,100,000 | | | | | | 3,100,000 |
| | 町道赤碓駅南線道路改良事業 | 10,000,000 | 10,000,000 | | 5,400,000 | | 3,400,000 | | 1,200,000 |
| | 道路ストック点検事業 | 6,100,000 | 6,100,000 | | 3,600,000 | | | | 2,500,000 |
| | JR 跨線橋ストック点検事業 | 4,100,000 | 4,100,000 | | 2,400,000 | | | | 1,700,000 |
| | 橋梁長寿命化計画策定事業 | 8,100,000 | 8,100,000 | | 4,800,000 | | | | 3,300,000 |
| 9. 教育費 | 青少年体験学習事業 | 2,176,600 | 511,000 | | | | | | 511,000 |
| 10. 災害復旧費 | 現年発生農業用施設災害復旧事業 | 2,913,000 | 1,393,000 | | | 945,000 | 200,000 | 35,000 | 213,000 |
| | 現年発生農業用施設小災害復旧事業 | 3,233,000 | 380,000 | | | | | 38,000 | 342,000 |
| | 町道野井倉一向線舗装修繕 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | | | 1,000,000 |
| 合 計 | | 378,616,280 | 265,422,276 | 7,300 | 17,305,000 | 106,661,860 | 101,600,000 | 6,791,000 | 33,057,116 |

一般会計歳出款別決算状況

(単位：円 %)

| 款別 | 予算現額 A | 支出済額 B | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率 B/A |
|----------|----------------|----------------|----------------|-------------|---------|
| 1 議会費 | 114,639,000 | 114,131,170 | 0 | 507,830 | 99.6 |
| 2 総務費 | 2,227,814,389 | 2,172,623,799 | 19,234,736 | 35,955,854 | 97.5 |
| 3 民生費 | 3,710,443,000 | 3,681,619,994 | 2,317,680 | 26,505,326 | 99.2 |
| 4 衛生費 | 553,793,000 | 447,720,641 | 97,828,000 | 8,244,359 | 80.8 |
| 5 農林水産業費 | 1,090,685,000 | 949,436,657 | 109,457,860 | 31,790,483 | 87.0 |
| 6 商工費 | 219,030,000 | 215,104,577 | 1,900,000 | 2,025,423 | 98.2 |
| 7 土木費 | 1,175,986,300 | 1,131,243,940 | 31,400,000 | 13,342,360 | 96.2 |
| 8 消防費 | 298,631,000 | 294,633,784 | 0 | 3,997,216 | 98.7 |
| 9 教育費 | 863,288,700 | 819,536,521 | 511,000 | 43,241,179 | 94.9 |
| 10 災害復旧費 | 21,359,000 | 18,485,281 | 2,773,000 | 100,719 | 86.5 |
| 11 公債費 | 1,450,123,000 | 1,450,014,989 | 0 | 108,011 | 99.9 |
| 12 諸支出金 | 25,112,000 | 24,978,135 | 0 | 133,865 | 99.5 |
| 13 予備費 | 16,565,000 | 0 | 0 | 16,565,000 | 0.0 |
| 歳出合計 | 11,767,469,389 | 11,319,529,488 | 265,422,276 | 182,517,625 | 96.2 |
| 前年度合計 | 11,971,408,813 | 10,473,012,861 | 1,386,640,389 | 111,755,563 | 87.5 |
| 増減額 | △ 203,939,424 | 846,516,627 | △1,121,218,113 | 70,762,062 | — |

- ① 議会費は、予算現額に対し支出済額は114,131千円、不用額508千円で執行率99.6%である。
- ② 総務費は、予算現額に対し支出済額は2,172,624千円。翌年度の繰越額19,235千円、不用額は35,956千円で執行率97.5%である。
- ③ 民生費は、予算現額に対し支出済額3,681,620千円、翌年度繰越額2,318千円（これは社会福祉費＜障がい者自立支援給付支払等システム改修事業＞のため繰越としたものである）、不用額は26,505千円、執行率は99.2%である。
- ④ 衛生費は予算現額に対し支出済額447,721千円で翌年度繰越額97,828千円（理由は清掃費がふるさと広域連合負担金事業の国補正のため96,617千円と働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業の国補正の為に生じた1,211千円）である。
- ⑤ 農林水産業費は、予算現額に対し支出済額は949,437千円、翌年度繰越109,458千円は、農業費29,452千円（農地費としての工事請負費20,716千円、負担金補助金・交付金4,246千円ほか）、林業費80,006千円（林業振興費としての負担金補助金、交付金）不用額は31,790千円、執行率87%である。

- ⑥ **商工費**は、予算現額に対し支出済額は215,105千円、繰越額1,900千円は育児休業促進事業補助金の繰越によるものである、不用額2,025千円、執行率98.2%である。
- ⑦ **土木費**は、予算現額に対し支出済額は1,131,244千円、翌年度繰越額の31,400千円は（道路橋梁費で町道赤碓駅南線道路改良事業などの繰越により発生したものである）不用額は13,342千円で、執行率は96.2%である。
- ⑧ **消防費**は、予算現額に対し、支出済額は294,634千円、不用額は3,997千円、執行率は98.7%である。
- ⑨ **教育費**は、予算現額に対し支出済額は819,537千円、翌年度繰越額の511千円は社会教育費の青少年体験学習事業の繰越による。
- ⑩ **災害復旧費**は予算現額21,359千円に対し、支出済額は18,485千円、翌年度繰越額は2,773千円で、あるがこれは森藤地区における現年発生農業用施設災害復旧事業による工事請負費、及び小田股ダム法面修繕などによる公共土木施設災害復旧費である。不要額は101千円で執行率は86.5%である。
- ⑪ **公債費**は、予算現額に対し、支出済額1,450,015千円、不用額は101千円である。執行率は86.5%。
- ⑫ **諸支出金**は、予算現額に対し、支出済額24,978千円であるが、これは交付額確定に伴う国県支出金返納金である。不用額は134千円、執行率は99.9%である。
- ⑬ **予備費**は予算現額16,565千円に対し支出はゼロ、従って不用額は16,565千円で執行率ゼロである。

結果、一般会計実質収支は、歳入総額11,532,016千円、歳出済額11,319,529千円で歳入歳出差引額は212,487千円となる。翌年度繰越総額は計33,064千円（一般財源33,057千円＋既収入特定財源7千円）であるから実質収支額179,422千円となる。

注：1. 一般会計歳入歳出状況で目を引くのは「不用額」である、前年度は予算現額11,971,409千円に対し0.1%にあたる111,756千円であったが、今年度は予算現額11,767,469千円に対しては182,518千円（1.2%）の不用額でありかなりの増加である。

この理由は、平成25年度から不用額に対する補正予算方法を変更したことによる。

平成24年度までは、最終専決予算（当該年3月31日付専決）において、不用額を減額するため、不用額が多額に発生している項目について減額補正を行っていた。しかし、本来専決補正予算は議会を召集する暇がないときなどの理由が必要であり、これまでのように不用額調整のための補正は専決補正予算に適さないものであった。このため、平成25年度から、専決補正予算（3月31日付）での不用額調整は取りやめることとし、12月補正予算、3月補正予算において不用額を見込み、減額するよう取り組みを行った。しかし、取り組み初年度ということもあり、不用額見込みが甘く多額の不用額が発生することとなった。

3 特別会計について

特別会計は、特定の事業を行うため特定の歳入をもって特定の歳出に充てるためのもので、国民健康保険特別会計等 15 会計を設置してその経理の明確化を図っている。

(単位：円)

| 会計名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 差引額 | 翌年度へ 繰り越す べき財源 | 実質収支 |
|--------------|---------------|---------------|-------------|----------------------|-------------|
| 国民健康保険 | 2,418,030,260 | 2,370,245,927 | 47,784,333 | 0 | 47,784,333 |
| 住宅新築資金 | 19,494,516 | 13,058,724 | 6,435,792 | 0 | 6,435,792 |
| 農業集落 排水事業 | 260,143,298 | 258,529,380 | 1,613,918 | 0 | 1,613,918 |
| 下水道事業 | 1,133,306,535 | 1,116,958,402 | 16,348,133 | 6,080,000 | 10,268,133 |
| 介護保険 | 2,226,742,433 | 2,194,031,921 | 32,710,512 | 0 | 32,710,512 |
| 後期高齢者 | 189,446,272 | 189,325,572 | 120,700 | 0 | 120,700 |
| 八橋財産区 | 22,847 | 0 | 22,847 | 0 | 22,847 |
| 浦安財産区 | 10,941 | 0 | 10,941 | 0 | 10,941 |
| 下郷財産区 | 180 | 0 | 180 | 0 | 180 |
| 上郷財産区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 古布庄財産区 | 376 | 0 | 376 | 0 | 376 |
| 赤碕財産区 | 24,097,389 | 3,307,223 | 20,790,166 | 0 | 20,790,166 |
| 成美財産区 | 2,721,810 | 190,000 | 2,531,810 | 0 | 2,531,810 |
| 安田財産区 | 9,261,145 | 1,064,054 | 8,197,091 | 0 | 8,197,091 |
| 以西財産区 | 58,286,129 | 2,038,378 | 56,247,751 | 0 | 56,247,751 |
| 合計 | 6,341,564,131 | 6,148,749,581 | 192,814,550 | 6,080,000 | 130,486,799 |
| 前年度 | 6,133,198,123 | 5,949,703,568 | 183,494,555 | 6,980,000 | 95,508,170 |
| 増減額 | 208,366,008 | 199,046,013 | 9,319,995 | △900,000 | 34,978,629 |

(1) 国民健康保険特別会計（事業勘定）

① 歳入

歳入決算状況

| 予算現額 A | 調定額 B | 収入済額 C | 不納欠損額 D | 収入未済額 B-(C+D) | 収入率 | |
|---------------|---------------|---------------|------------|------------------|-------|------|
| | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 2,411,176,000 | 2,533,832,663 | 2,418,030,260 | 12,648,868 | 103,153,535 | 100.3 | 95.4 |

歳入合計額は、調定額 2,533,833 千円に対し、収入済額は 2,418,030 千円で収入率は 95.4%である。不納欠損額 12,649 千円を出し、収入未済額は 103,154 千円である。

歳入の内訳は

- ◆国民健康保険税 464,657 千円（一般被保険者 426,386 千円、退職被保険者 38,271 千円）。
- ◆国庫支出金 536,166 千円（国庫負担金 404,650 千円、国庫補助金 131,516 千円）。
- ◆療養給付費交付金 130,267 千円。
- ◆前期高齢者交付金 643,510 千円。
- ◆県支出金 134,501 千円（県負担金 15,461 千円、県補助金＝財政調整交付金 119,040 千円）。
- ◆共同事業交付金 284,386 千円。
- ◆財産収入（利息）374 円。
- ◆一般会計からの繰入金 158,378 千円。
- ◆諸収入 5,530 千円（滞納に伴い生じた一般被保険者延滞金 3,174 千円、預金利息 598 円、雑入 2,356 千円（一般被保険者分第三者納付金 154 千円、返納金 711 千円、雑入 1,491 千円））。
- ◆繰越金 60,634 千円である。

※「収入未済額」103,154 千円の内訳は、国民健康保険税の一般被保険者の現年課税分 21,523 千円、滞納繰越分 79,358 千円及び退職被保険者の現年課税分 573 千円、及び滞納繰越分の 1,700 千円である。

※「不納欠損額」は 12,649 千円であるが、これは、国民健康保険税の一般被保険者の滞納繰越から生じたものである。

② 歳出

歳出決算状況

| 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率 |
|---------------|---------------|--------|------------|------|
| 2,411,176,000 | 2,370,245,927 | 0 | 40,930,073 | 98.3 |

歳出の合計は予算現額 2,411,176 千円に対し、支出済額は 2,370,246 千円、不用額は 40,930 千円で、執行率は 98.3%である。

支出済額の主なものは

- ◆「総務費」24,020千円（総務管理費として一般管理費等22,461千円、運営協議会費37千円など）。
- ◆「保険給付費」で1,619,830千円、この内訳は、療養諸費1,423,636千円、高額療養費190,252千円、出産育児諸費4,620千円、葬祭諸費680千円、高額介護合算療養費642千円である。
- ◆「後期高齢者支援金等」276,758千円。
- ◆「前期高齢者納付金等」269千円。
- ◆「老人保健拠出金」として13千円（当該保険制度の廃止に伴う事務処理費）
- ◆「介護納付金」122,822千円、
- ◆「共同事業拠出金」284,373千円（高額医療費共同事業拠出金50,014千円、保険財政共同安定化拠出金234,358千円）。
- ◆「保健事業費」13,048千円（国民健康保険団体連合会に対する委託料10,368千円、及び人間ドック事業2,680千円）。
- ◆「諸支出金」29,112千円（被保険者異動による過年度分還付金2,532千円、実績報告により生じた国庫支出金返納金26,580千円）である。
- ◆「基金積立金」374千円（財政調整基金積立金へ）。

結果、実質収支は、歳入総額2,418,030千円、歳出総額2,370,246千円となり、収支差引額（実質収支額）は47,784千円となっている。

説明：国民健康保険事業に関する用語

- ・「一般被保険者」＝健康保険等の被保険者。生活保護を受けている者以外が対象平成25年度末現在4,934人
- ・「退職被保険者」＝会社等を退職し年金を受けられる65歳未満の者とその被扶養者が対象平成25年度末現在352人（65才からは一般被保険者となる）
- ・「保険給付費」＝疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う。
- ・「財政調整交付金」＝被保険者の保険税負担能力には、市町村間で格差がある。定率の国庫負担のみでは解消できない財政力の不均衡を調整するためのもの。
- ・「療養給付費等負担金」＝国が市町村に対して負担するもので、療養の給付に要する費用、後期高齢者医療費支援金、介護納付金等に要する費用について国の定率の負担を受ける。（100分の32に相当する額＜算定政令第2条＞）
- ・「被保険者資格証明書」＝保険税を納付期限から1年を経過するまで納付されなかった場合（1年を経過しない場合でも、誠意のないものなどには適用～特別の事情のあるものは除く）に、資格証明書を交付する。ただし、15歳を迎える3月末までの者には6ヶ月の短期証を交付する。（当該者が医療機関を利用の場合は窓口において一旦は全額支払うことになるが、所定（領収書を提示）の手続きにより保険者負担分が返金される。（平成25年度交付件数はゼロ）
- ・「短期被保険者証」＝保険税を1年間全く又は、ほとんど納付のない滞納者に交付する。分納誓約をして、毎月納付後に1ヶ月の保険証を交付する。（平成25年度末の交付は82世帯）
- ・「被保険者返納金」＝被用者保険加入者が国保で受診した医療費。被用者保険証ができるまでに期間がかかるので、その間に医療機関を受診した場合に発生す

る。

- ・「**介護納付金**」＝介護給付費に対する2号被保険者(40歳～64歳)の納付金。(1号は65歳以上)
- ・「**保健事業費**」＝特定検診、保健指導事業など国保加入者の健康増進を目的として行うもの。
- ・「**高額医療費共同事業交付金**」＝一般被保険者分のレセプト1件あたり80万円以上の医療費に関して費用負担を国保連合会が調整する。(平成25年度は80万円以上が282件であり69,337千円の交付を受けた)
- ・「**保険財政共同安定化事業交付金**」＝保険財政安定化を目的に市町村からの拠出金を財源に、レセプト1件30万円以上の医療費に関して費用負担を国保連合会が調整するもの。(平成25年度は1,156件、275,049千円の交付)
- ・「**高額医療共同事業拠出金**」＝交付金に同じ。(59/100を拠出)
- ・「**保険財政共同安定化事業拠出金**」＝59/100を拠出する。
- ・「**前期高齢者納付金**」＝前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整のためのもの。(当町の平成25年度の加入率は約38%であった。全保険者平均加入率は概算で約12.4%であったため納付金は269千円となった)
- ・「**前期高齢者交付金**」＝65歳～74歳までの前期高齢者の国保、被用者保険の偏在による保険者間の医療費負担の不均衡を是正。加入割合が高い保険者に交付される。
- ・「**後期高齢者支援金**」＝後期高齢者医療へ各保険者が拠出する。例えば、国民健康保険税の中から定められた所得割、均等割などによって算出した額を支援している。
- ・「**人間ドック事業**」＝琴浦町国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で各種条件に該当する者を対象に、受診費用の一部助成を行う。単町事業。平成25年度は114人が利用。
- ・「**出産育児諸費**」＝被保険者が出産したとき、出産育児一時金として42万円が支給される。平成25年度は11人が対象。
- ・「**葬祭諸費**」＝被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に葬祭費が支給される(琴浦町では2万円)。平成25年度は34人が対象。

(2) 住宅新築資金等貸付事業特別会計

① 歳入

歳入決算状況

| 予算現額 A | 調定額 B | 収入済額 C | 不納欠損額 D | 収入未済額 B-(C+D) | 収入率 | |
|------------|-------------|------------|------------|------------------|-------|------|
| | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 16,031,000 | 185,344,974 | 19,494,516 | 0 | 165,850,458 | 121.6 | 10.5 |

歳入合計は、調定額185,345千円に対し、収入済額は19,495千円で収入率は10.5%である。

収入の主なものは

- ◆ 県補助金(住宅新築資金貸付事業費補助金)の549千円。
- ◆ 諸収入14,505円(貸付金元利収入<新築資金9,564千円、住宅改修資金410

千円、宅地取得資金 4,531 千円＞)

◆前年度からの繰越金 4,441 千円

※収入未済額は 165,850 千円で内訳は、(住宅新築貸付けで過年度滞納分 95,871 千円、新たな滞納となる現年度分で 3,180 千円である。住宅改修分で過年度分 12,327 千円、宅地取得分では過年度分が 52,615 千円、新たな滞納が 1,857 千円) となっている。

② 歳出

歳出決算状況

| 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率 |
|------------|------------|--------|-----------|------|
| 16,031,000 | 13,058,724 | 0 | 2,972,276 | 81.5 |

予算現額 16,031 千円に対し支出済額は 13,059 千円で執行率 81.5%であり、不用額は 2,972 千円である。

支出済の内訳を見ると、

◆資金貸付事業費で 743 千円。

◆公債費(償還金元利) 10,095 千円。

◆一般会計への繰り出し金 2,221 千円である。

結果、実質収支額は歳入総額が 19,495 千円、歳出総額が 13,059 千円で、歳入歳出差引額(実質収支額) 6,436 千円の黒字となっている。

注：住宅新築資金等償還計画(これは、平成 24 年度に一般会計からの繰入金 6 千万円投入に伴い計画されたものである)

1. 住宅新築資金貸付等の事業は、部落差別撤廃の重要な手段の一つとして施行されたものである。この制度は、国の補助金四分の一と、四分の三は郵政簡保資金借入れにより財源を確保し、希望者個人に自治体として貸付け、その償還期間は 25 年間とする仕組みである。利率については借入れの事業年度により変動している。金融機関(簡保)からの町の起債利率は 5.5%で、個人への貸付利息は 2.8%であり、2.7%の利子補給を行っているものである。具体的に貸付事業が始まったのが昭和 44 年である。当事業は平成 8 年で打ち切りとなっている。

琴浦町での貸付合計は 2,729,394 千円(新築 286 件 1,589,220 千円、改修 322 件 484,274 千円、宅地 242 件 655,900 千円)である。この貸付けの財源は、起債約 2,047,000 千円及び、国の補助金四分の一によるものである。

2. 平成 25 年度までの貸付金の返済額は 3,143,572 千円、(<元金 2,549,679 千円、利子 593,893 千円><不能欠損額 31,266 千円{国の補助金 23,448 千円}は返済額に含まれている>)

今後の課題は、貸付金の元利収入現年分 44,428 千円(元金 40,119 千円、利子 4,309 千円)、及び滞納額 165,850 千円(述べ 84 件、元金 139,600 千円、利子 26,254 千円)の合計 210,278 千円の徴収である。また、一般会計からの繰入金 60,000 千円の残額 57,779 千円については年々の繰越金(徴収額)から返済が必要である。

3. 償還計画によると、事業開始から貸付財源としてきた起債（発行総額約 2,047,000 千円）の平成 25 度末の金融機関への未償還残額 43,785 千円（利子を含む）は平成 33 年度に完済。繰入金の 60,000 千円の残額（57,779 千円）は平成 42 年度に完済する計画である。

この未償還額に充てる歳入（財源）は、貸付金元利収入 210,278 千円などである。この歳入は、平成 33 年で金融機関に対する町行政の起債償還が完済となれば、平成 34 年度以降の歳入は全て琴浦町への歳入となる。

4. 金融機関への起債の償還は、借受け機関である琴浦町の責任であり、借受け個人の滞納とは無関係に償還しなければならない。町が借受けた起債の残額 43,785 千円は、平成 33 年度に完済する計画である。

最大の課題は、現にある滞納額 165,850 千円と新たに発生するであろう滞納金の回収にある。

※借受けた個人には、国庫補助金四分の一も償還対象であるから借受けた個人への助成とはならない。しかし、借り受け財源となった起債は利息が発生するが、同じ財源でも国庫補助金は無利子であること、国庫補助金は国庫への返済はせず町の収入となるが、これは利子軽減策とし利率 2.7%の町負担の助成措置として国庫補助金があるものと理解できる。

（3）農業集落排水事業特別会計

① 歳入

歳入決算状況

| 予算現額 A | 調定額 B | 収入済額 C | 不納欠損額 D | 収入未済額 B - (C+D) | 収入率 | |
|-------------|-------------|-------------|------------|--------------------|-------|------|
| | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 258,861,000 | 266,664,619 | 260,143,298 | 0 | 6,521,321 | 100.5 | 97.6 |

歳入合計は、調定額 266,665 千円に対し収入済額は 260,143 千円、収入未済額 6,521 千円を出し、収入率 97.6%である。

主な内訳は、

- ◆農業費分担金（受益者分担金）の 986 千円。
- ◆農業集落排水処理施設使用料 44,313 千円。
- ◆一般会計からの繰入金 213,214 千円。
- ◆繰越金 1,630 千円。

※収入未済額 6,521 千円の内訳は、農業集落排水事業の建設費の一部を受益者が負担する 2,319 千円、農集排水処理施設使用料 4,202 千円。

② 歳出

歳出決算状況

| 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率 |
|-------------|-------------|--------|---------|------|
| 258,861,000 | 258,529,380 | 0 | 331,620 | 99.9 |

歳出合計は、予算現額 258,861 千円に対し支出済額は 258,529 千円、不用額 332 千円を出し、執行率は 99.9%である。

主な支出は

- ◆施設整備事業費（処理場並びにマンホールポンプ、マンホールの保守及び維持管理費）40,266 千円。
- ◆公債費 218,263 千円（元金 156,101 千円、利子 62,163 千円）

結果、実質収支は歳入総額 260,143 千円、歳出総額 258,529 千円、歳入歳出差引額 1,614 千円となり、実質収支額は 1,614 千円となっている。

(4) 下水道事業特別会計

① 歳入

歳入決算状況

| 予算現額 A | 調定額 B | 収入済額 C | 不納欠損額 D | 収入未済額 B-(C+D) | 収入率 | |
|---------------|---------------|---------------|------------|------------------|------|------|
| | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 1,225,993,000 | 1,170,234,849 | 1,133,306,535 | 0 | 36,928,314 | 92.4 | 96.8 |

歳入合計は、調定額 1,170,235 千円に対し収入済額は 1,133,307 千円、収入未済額は 36,928 千円、収入率は 96.8%である。

歳入の主な内訳は

- ◆下水道費負担金（受益者負担金）の 41,000 千円。
- ◆下水道使用料 135,877 千円（手数料 290 千円＜排水設備指定工事店申請手数料により生ずる＞を含む）。
- ◆国庫補助金 310,850 千円（下水道費国庫補助金 253,730 千円、明許繰越 57,120 千円）。
- ◆一般会計から繰入れた 294,135 千円。
- ◆繰越金 15,145 千円（前年度繰越金 8,165 千円、明許繰越 6,980 千円）
- ◆諸収入 300 円（消費税還付金による雑入）。
- ◆町債 336,300 千円（下水道事業債 267,700 千円、及び事業債の明許繰越 68,600 円）。

※収入未済額 36,928 千円の内訳は、下水道費負担金の 27,831 千円、及び下水道使用料 9,097 千円である。

② 歳出

歳出決算状況

| 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率 |
|---------------|---------------|-------------|-----------|------|
| 1,225,993,000 | 1,116,958,402 | 107,250,000 | 1,784,598 | 91.1 |

歳出合計は、予算現額 1,225,993 千円で支出済額は 1,116,958 千円、不要額 1,785 千円、翌年度への明許繰越 107,250 千円、執行率 91.1% である。翌年度繰越明許費は下水道整備延長に伴う工事請負費である。

主な支出は

- ◆下水道整備費 604,393 千円。
- ◆下水道整備費明許繰越分 132,566 千円。
- ◆下水道維持管理費 59,197 千円。
- ◆公債費 320,802 千円（元金 202,768 千円と利子 118,034 千円）。

結果、歳入総額は 1,133,307 千円、歳出総額は 1,116,958 千円、歳入歳出差引額は 16,348 千円となり、翌年度繰越明許額が 6,080 千円で、実質収支額は 10,268 千円となっている。

(5) 介護保険特別会計

① 歳入

歳入決算状況

| 予算現額 A | 調定額 B | 収入済額 C | 不納欠損額 D | 収入未済額 B-(C+D) | 収入率 | |
|---------------|---------------|---------------|------------|------------------|-----|------|
| | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 2,226,266,000 | 2,238,437,143 | 2,226,742,433 | 842,400 | 10,852,310 | 100 | 99.5 |

歳入合計は、調定額 2,238,437 千円に対し収入済額は 2,226,742 千円で収入未済額 10,852 千円、不納欠損額 842 千円を出し収入率は 99.5% である。

主な内訳は

- ◆介護保険料 392,389 千円（現年度分特別徴収 364,803 千円、現年度分普通徴収 25,912 千円、滞納繰越分 1,674 千円）。
- ◆国庫支出金 569,147 千円（国庫負担金 384,159 千円、国庫補助金 184,987 千円）
- ◆支払基金交付金 613,550 千円。
- ◆県支出金 309,827 千円（県負担金＜介護給付費負担金＞299,592 千円、県補助金＜地域支援事業交付金等＞10,235 千円）。
- ◆財産収入 2 千円（利子）。
- ◆繰入金 327,983 千円（一般会計繰入金 306,983 千円、財政安定化基金繰入金 21,000 千円）。
- ◆繰越金 12,116 千円。
- ◆諸収入 1,731 千円は（延滞金 47 千円、雑入 1,684 千円（介護予防事業利用料など）

※収入未済額 10,852 千円は、（第 1 号保険者の保険料。現年度分が 2,612 千円、滞納繰越分が 8,366 千円によるものである。尚、還付未済額△125 千円であるが、これは死亡により還付となる特別徴収保険料の還付先の調査に時間を要するため、年度内に還付が完了しないケースがあり、そのためである。この場合翌年度に歳出還付を行う。9 千円は年度末での 2 重払いによる還付未済である。）

※不納欠損の 842 千円は、介護保険法第 200 条による時効消滅（2 年間）及び地方税法第 15 条の 7 第 5 項滞納処分執行停止要件即時消滅によるものである。

② 歳 出

歳出決算状況

| 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率 |
|---------------|---------------|--------|------------|------|
| 2,226,266,000 | 2,194,031,921 | 0 | 32,234,079 | 98.6 |

歳出合計は、予算現額 2,226,266 千円に対し支出済額は 2,194,032 千円、不用額は 32,234 千円、執行率 98.6%である。

歳出の主な内訳は

◆総務費として 65,415 千円（総務管理費 60,796 千円＜給与、役務費、職員手当等 24,357 千円＞＜連合会負担金 4,627 千円＞＜包括支援センター運営費 31,812 千円＞、徴収費 30 千円、介護認定審査会費 4,565 千円、＜介護認定審査会費 3,447 千円＞、＜認定調査費 1,117 千円＞、計画策定委員会費 14 千円、包括支援センター運営協議会費 10 千円）

◆保険給付費 2,082,377 千円（介護サービス等諸費 1,882,153 千円、介護予防サービス 91,979 千円、その他諸費 3,155 千円、高額介護サービス等 41,943 千円、特定入所者介護サービス 63,147 千円）。

◆地域支援事業 24,228 千円（介護予防事業費 21,041 千円、包括的支援事業費 3,186 千円）。

◆基金積立金 2 円。

◆公債費（償還金）11,256 千円

◆諸支出金 10,756 千円（異動等により生じた第 1 号被保険者に対する保険料還付金 185 千円、償還金の 10,206 千円）、一般会計への繰出金 366 千円である。

結果、歳入総額 2,226,742 千円、歳出総額 2,194,032 千円、歳入歳出差引額 32,710 千円の実質収支額である。

説明：介護保険に関する用語

支払基金交付金＝40 歳から 64 歳の介護保険料を医療保険と合わせて徴収し、社会保険診療報酬支払基金が全国分をまとめ、給付費の負担割合 29%を各保険者に交付する交付金。

介護給付費繰入金＝介護給付費の町費負担分（12.5%）

その他一般会計繰入金＝介護保険特別会計事業に必要な事務費、給与費

財政安定化基金＝県に設置した基金で、保険給付費の急激な伸びおよび保険料収納不足の場合、この基金から貸付を受け介護保険財政の安定化を図る。

各保険者の財源分負担は第5期(平成24～26年度)では計画給付費の0.04%。

地域支援事業費＝被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業。実施事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に分けられる。

包括的支援事業＝包括支援センター等が行う、要介護状態となることを防ぐために適切な事業やサービスの提供について調整、支援、援助等。介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に分けられる。

任意事業＝地域支援事業のうち、町の判断で行える事業。介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他事業(被保険者の自立支援等)に分けられる。

償還金及び還付加算金＝第1号被保険者保険料還付金(死亡等による還付)及び還付加算金(還付の決定した日又は保険料納期限等から還付金の支払日までの間の加算金)、並びに保険給付費、地域支援事業にかかる国、県、町、支払基金交付金の超過交付分の過年度償還分。

介護予防事業＝地域支援事業のうち要介護状態になるおそれのある方を対象に、自立できる生活を営むために予防事業等を展開する。認知症予防対策事業、高齢者筋力向上事業等をいう。

(6) 後期高齢者医療特別会計

① 歳入

歳入決算状況

| 予算現額 A | 調定額 B | 収入済額 C | 不納欠損額 D | 収入未済額 B-(C+D) | 収入率 | |
|-------------|-------------|-------------|------------|------------------|------|------|
| | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 192,410,000 | 190,785,637 | 189,446,272 | 0 | 1,339,365 | 98.5 | 99.3 |

歳入合計は、調定額190,786千円に対し収入済額189,446千円、収入未済額は1,339千円、収入率は99.3%。

主な内訳は

◆後期高齢者医療保険料130,703千円(特別徴収保険料99,356千円、普通徴収保険料31,346千円)。

◆繰入金57,918千円(一般会計より<保険基盤安定繰入金56,617千円、事務費繰入1,301千円>)。

◆諸収入220千円(延滞金の加算金及び過料36千円、後期高齢者医療広域連合からの償還金154千円ほか)

◆繰越金606千円

※収入未済額1,339千円は、普通徴収保険料で過年度分での滞納額995千円、新たに発生した滞納額444千円によるものである。還付未済額△100千円があるが、これは死亡により還付となる特別徴収保険料の還付先の調査に時間を要するため、年度内に還付が完了しないケースがあり、そのためである。この場合翌年度に歳出還付を行う。

② 歳 出

歳出決算状況

| 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率 |
|-------------|-------------|--------|-----------|------|
| 192,410,000 | 189,325,572 | 0 | 3,084,428 | 98.4 |

歳出合計は、予算現額 192,410 千円、支出済額 189,326 千円、不用額 3,084 千円で執行率 98.4%となっている。

歳出の主な内訳は

- ◆総務費 1,301 千円（総務一般管理費 1,072 千円、徴収費 229 千円）。
- ◆後期高齢者医療広域連合納付金 187,976 千円。
- ◆諸支出金 49 千円（被保険者の移動等により生じた過年度保険料還付金）。

結果、実質収支は、歳入総額 189,446 千円、歳出総額 189,326 千円で歳入歳出差引額は 121 千円となっている。

説明：後期高齢者医療に関する用語

特別徴収保険料＝年金天引きによる徴収（平成 25 年度末時点対象者 2,976 人）

普通徴収保険料＝納付書送付及び口座引落としによる徴収（平成 25 年度末時点対象者 366 人）

保険基盤安定繰入金＝低所得者等の保険料軽減分の繰入金。町 1/4、県 3/4 負担し一般会計から繰り入れる。

受託事業収入＝健康診査費用。

後期高齢者医療広域連合納付金＝鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合に対し、徴収金等を納付するもの。

財産区

財産区は、自治法第 294 条～第 297 条により実態に応じて「財産区運営基本原則」（同法 296 条の 5）により行なわれている。

① 東伯区は、各地区自治会が財産管理会を設置し、基金及び財産の収支を含め運用管理を行っている。管理会とは分別して少額の出納室管理を継続しているのは、昭和 29 年の合併において各地区が承継した土地については自治会の法人化制度がなく、地域の所有財産も当該自治会名義の登記ができない状況であった。そのため旧村毎の財産区を設立し各地域財産の管理を行うものとなったものである。

尚、財産区毎に少額の出納室管理金があるが、これは、当時の用地補償等が発生した際に財産区を通じて自治会に事業費が支払われた際に生じた端数調整や預金金利が残留したものであり、そのまま継続しているものと考えられる。

② 赤碕区は、赤碕・成美・安田・以西（以西財産区は独自の議会により管理を行っていたが平成 25 年 7 月議会を解散し「管理会」設置）とも「管理会」により財産管理を行っている。

財産区の歳入歳出については特別会計で経理し、その財源となる預金は出納室が一括管理を行なっている。特別会計の実質収支は（赤碕 20,790 千円、成美 2,532 千円、安田 8,197 千円、以西 56,248 千円）である。

③旧東伯地内の財産区の実質収支は、八橋は 23 千円、浦安 11 千円、下郷 180 円、上郷財ゼロ、古布庄 376 円。（尚、旧東伯地区の各財産区は地区それぞれの自治会が管理会を設置し会計管理を行なっている）

注：以西財産区は、自治法第 295 条により独自に議会を設けて財産の維持管理を行っていたが、平成 25 度 7 月以降は財産区議会を解散し管理会による財産管理を行なうこととなった。

4 財政の状況(普通会計)

「住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果をあげる」（地方自治法第 2 条第 14 項）のが自治運営の鉄則。財政の状況を的確に捉え、分析し、将来を推計し財政収支計画を立て「行政経営」を行なっていかななくてはならない。

そのため、平成 25 年度決算の財政状況について普通会計の「純計」で検証することとした。

説明： 普通会計と純計＝地方公共団体の財政状況の把握、財政全体の分析、財政運営の指針等に用いられる財政統計上の会計であり、総務省の定める統一基準により一般会計に特別会計（住宅新築資金貸付事業）を加え、会計間の重複額などを控除した純計ベースで再構成し一つの会計にまとめたものである。

◎具体例

◆平成 25 年度決算における一般会計歳入済総額は 11,532,016 千円である。

普通会計(純計)の算定は、一般会計の歳入総計に住宅新築資金貸付特別会計での歳入総額 19,495 千円を加えれば 11,551,511 千円となる。これに決算統計では住新に係わる基金からの繰出金 2,221 千円を除去すれば 11,549,290 千円となる。

◆平成 25 年度一般会計歳出総額は 11,319,529 千円である。

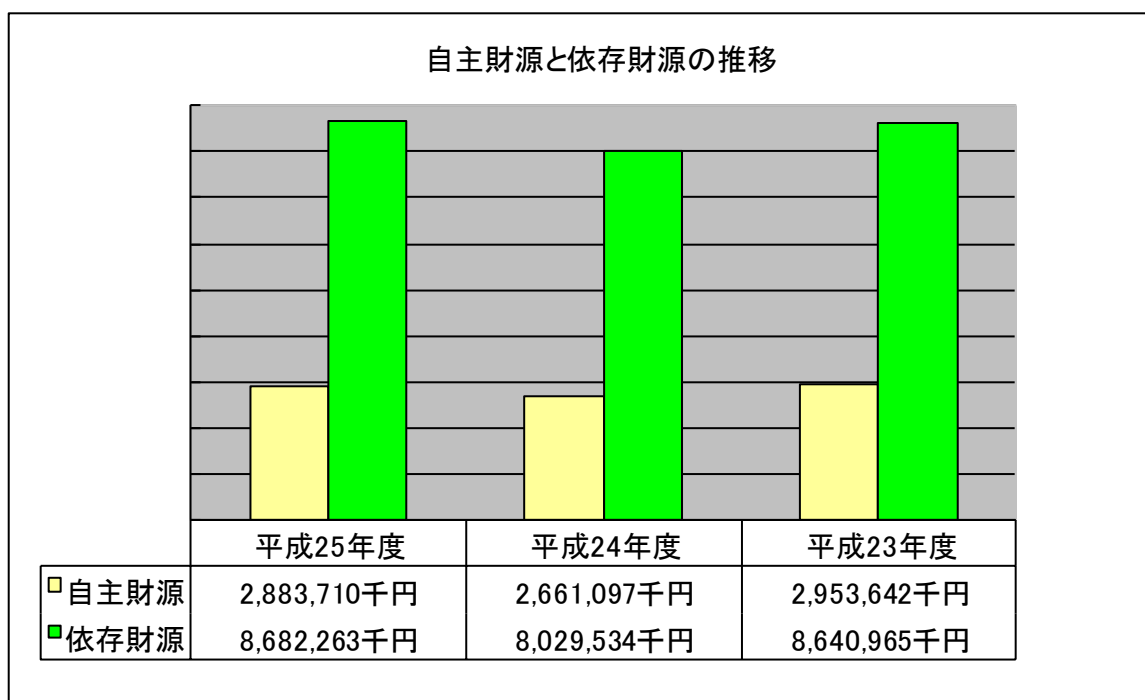
普通会計(純計)の算定は、一般会計の歳出総計に住宅新築資金等貸付特別会計の歳出総額 13,059 千円を加えれば 11,332,588 千円となる。これに住新の一般会計への償還金 2,221 千円を除去すれば、普通会計歳出総額は 11,330,367 千円となる。

(1) 歳入歳出

1. 自主財源と依存財源

地方公共団体の財政構造は、収支の均衡を保ちつつ町民のニーズ適切に応え行政サービスが提供できるものでなくてはならない。

まず、普通会計決算により歳入の自主財源、依存財源を款別に見ると、



普通会計歳入(自主財源)

(単位: 千円 %)

| 款 別 | 平成 25 年度 | | 平成 24 年度 | | 比 較 | | |
|---------------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|-------|
| | 収入済額 | 構成比 | 収入済額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 | |
| 町 税 | 町民税 | 663,621 | 23.2 | 667,611 | 25.1 | △ 3,990 | △ 0.6 |
| | 固定資産税 | 937,835 | 32.7 | 938,061 | 35.3 | △ 226 | △ 0.0 |
| | 軽自動車税 | 51,433 | 1.8 | 50,730 | 1.9 | 703 | 1.4 |
| | 町たばこ税 | 120,880 | 4.2 | 110,691 | 4.2 | 10,189 | 9.2 |
| 負担金、分担金 | 21,971 | 0.8 | 13,910 | 0.5 | 8,061 | 58.0 | |
| 使用料 | 271,491 | 9.5 | 271,513 | 10.2 | △ 22 | △ 0.0 | |
| 手数料 | 25,043 | 0.9 | 23,422 | 0.9 | 1,621 | 6.9 | |
| 財産収入 | 60,917 | 2.1 | 26,922 | 1.0 | 33,995 | 126.3 | |
| 寄附金 | 96,957 | 3.4 | 4,972 | 0.2 | 91,985 | 1850.1 | |
| 繰入金 | 145,659 | 5.1 | 109,608 | 4.1 | 36,051 | 32.9 | |
| 繰越金 | 263,144 | 9.2 | 242,853 | 9.1 | 20,291 | 8.4 | |
| 諸収入 | 207,528 | 7.2 | 200,804 | 7.5 | 6,724 | 3.3 | |
| 合 計 (自主財源) | 2,866,479 | 100.0 | 2,661,097 | 100.0 | 205,382 | 7.7 | |

普通会計歳入（依存財源）

| 款別 | 平成 25 年度 | | 平成 24 年度 | | 比較 | |
|----------------|-----------|-------|-----------|-------|---------|--------|
| | 収入済額 | 構成比 | 収入済額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 地方譲与税 | 106,354 | 1.2 | 111,920 | 1.4 | △ 5,566 | △ 5.0 |
| 利子割交付金 | 4,660 | 0.1 | 4,634 | 0.1 | 26 | 0.6 |
| 配当割交付金 | 6,248 | 0.1 | 2,448 | 0.0 | 3,800 | 155.2 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 6,581 | 0.1 | 529 | 0.0 | 6,052 | 1144.0 |
| 地方消費税交付金 | 162,740 | 1.9 | 164,138 | 2.0 | △ 1,398 | △ 0.9 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 1,819 | 0.0 | 1,843 | 0.0 | △ 24 | △ 1.3 |
| 自動車取得税交付金 | 26,113 | 0.3 | 26,956 | 0.3 | △ 843 | △ 3.1 |
| 交通安全対策特別交付金 | 1,804 | 0.0 | 2,321 | 0.0 | △ 517 | △ 22.3 |
| 地方特例交付金 | 3,889 | 0.0 | 4,277 | 0.1 | △ 388 | △ 9.1 |
| 地方交付金 | 4,386,403 | 50.5 | 4,283,718 | 53.3 | 102,685 | 2.4 |
| 国庫支出金 | 1,344,369 | 15.5 | 1,070,927 | 13.3 | 273,442 | 25.5 |
| 県支出金 | 867,823 | 10.0 | 871,575 | 10.9 | △ 3,752 | △ 0.4 |
| 町債 | 1,764,008 | 20.3 | 1,484,248 | 18.5 | 279,760 | 18.8 |
| 歳入合計 (依存財源) | 8,682,811 | 100.0 | 8,029,534 | 100.0 | 653,277 | 8.1 |

自主財源合計は 2,866,479 千円で対前年度比 205,382 千円 (7.7%) 増である。財源に占める構成比で見ると町税 1,773,769 千円 (町民税 23.2%、固定資産税 32.7%、軽自動車税 1.8%、たばこ税 4.2%) 負担金分担金 21,971 千円で 0.8% 使用料 271,491 千円 9.5%、手数料 25,043 千円 0.9%、財産収入 60,917 千円 2.1%、寄付金 96,957 千円 3.4%、繰入金 145,659 千円 5.1%、繰越金 263,144 千円 9.2% 諸収入 207,528 千円 7.2% である。対前年度比では 7.7% の増である。

依存財源合計は 8,682,811 千円で対前年度比 653,277 千円の 8.1% 増加している。対前年度比を見ると、町債は 1,764,008 千円で構成比は 20.3% を占め 18.8% の増加である。これはしらとりこども園建設等のための起債である。国庫支出金は 1,344,370 千円で構成比 15.5% 前年比 25.5% 増加している、これは社会資本整備交付金及び地域の元気臨時交付金の増加である。減少したのを見ると交通安全対策特別交付金 (交通安全推進のため道交法反則金を財源としている) が対前年度比 22.3% 517 千円減少、地方消費税交付金 1,398 千円の前年度比 0.9% 減少などである。

自主・依存の財源比率を見ると、歳入総額 11,549,290 千円に対する 75.1% が依存財源、24.9% が自主財源である。歳入に占める自主財源の比率は行政活動の自主性と安定度の尺度ともいえる。この比率は、前年度と比べればほぼ同一である、基礎自治体の裁量権の拡大は、実質的的地方分権化の要である、財政的自由度、裁量権の拡大のため税源の地方への移譲等、抜本的な地方分権の確立が求められる。

(3) 普通会計性質別歳出決算額調

歳出決算額を性質別に区分し前年度と比較すると次の表のとおりである。
これは、財政の健全性、弾力性を測定する場合の要点となる。例えば、歳出総額に占める義務的経費の割合が低く建設的経費の割合が高いほど財政構造の弾力性が高いとされる。

普通会計性質別歳出決算額(純計)

(単位:千円 %)

| 区分 | | 平成 25 年度 | | 平成 24 年度 | | 比 較 | |
|-------|------------|------------|-------|------------|-------|-----------|--------|
| | | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 義務的経費 | 人件費 | 1,568,962 | 13.8 | 1,604,989 | 15.4 | △ 36,027 | △ 2.2 |
| | 物件費 | 1,503,953 | 13.3 | 1,403,826 | 13.5 | 100,127 | 7.1 |
| | 維持補修費 | 17,349 | 0.2 | 12,636 | 0.1 | 4,713 | 37.3 |
| | 扶助費 | 1,370,478 | 12.1 | 1,326,914 | 12.7 | 43,564 | 3.3 |
| | 補助費等 | 1,286,749 | 11.4 | 1,167,403 | 11.2 | 119,346 | 10.2 |
| | 公債費 | 1,460,110 | 12.9 | 1,477,446 | 14.2 | △ 17,336 | △ 1.2 |
| | 計 | 7,207,601 | 63.7 | 6,993,214 | 67.1 | 214,387 | 3.1 |
| 投資的経費 | 普通建設事業費 | 2,243,488 | 19.8 | 1,607,596 | 15.4 | 635,892 | 39.6 |
| | 補助 単独 | 759,755 | 6.7 | 680,736 | 6.5 | 79,019 | 11.6 |
| | | 1,453,316 | 12.8 | 926,860 | 8.9 | 526,456 | 56.8 |
| | 災害復旧費 | 18,762 | 0.2 | 271,569 | 2.6 | △ 252,807 | △ 93.1 |
| | 計 | 2,262,250 | 20.0 | 1,879,165 | 18.0 | 383,085 | 20.4 |
| その他経費 | 繰出金 | 1,289,461 | 11.4 | 1,298,980 | 12.5 | △ 9,519 | △ 0.7 |
| | 投資、出資金、貸付金 | 23,800 | 0.2 | 28,514 | 0.3 | △ 4,714 | △ 16.5 |
| | 積立金 | 547,255 | 4.8 | 227,614 | 2.2 | 319,641 | 140.4 |
| | 計 | 1,860,516 | 16.4 | 1,555,108 | 15.0 | 305,408 | 19.6 |
| 合 計 | | 11,330,367 | 100.1 | 10,427,487 | 100.1 | 902,880 | 8.7 |

◆**義務的経費**は、資産形成とは無関係の経費であり、歳出比率が低いほど好ましい。平成 25 年度は 7,207,601 千円で、歳出の構成比率は 63.7%、前年度より 3.1%の増である。

特徴としては、維持補修費は 17,349 千円の 37.3%増、扶助費（生活保障にかかわるもの）は 1,370,478 千円 3.3%増、補助費等（報償費、保険などの役務費、委託料、補償、負担金など）は 1,286,749 千円で 10.2%が増加している。

◆**投資的経費**は、投資の支出効果が資産ストックとして後年度の住民サービス提供に役立つものでなくてはならない。平成 25 年度の歳出総計は 2,262,250 千円、構成比率は 20.0%で対前年度比 20.4%増加している。これはしらとりこども園建設事業及び町道等新設改良事業によるものである。

◆**その他経費**は 1,860,516 千円で構成比率は 16.4%、前年度より 19.6%増加して

いる。尚、積立金は547,255千円構成比4.8%対前年度比140.4%の増加であるが、これはふるさと未来夢基金に積み立てたものである。

(4) 普通会計実質収支（総括）

| 普通会計実質収支（総括） | | （単位：千円 %） | |
|--------------|------------|------------|--|
| 区 分 | 平成 25 年度 | 平成 24 年度 | |
| 歳入総額① | 11,549,290 | 10,690,631 | |
| 歳出総額② | 11,330,367 | 10,427,487 | |
| 形式収支③=①-② | 218,923 | 263,144 | |
| 繰越財源④ | 33,064 | 145,628 | |
| 実質収支⑤=③-④ | 185,859 | 117,516 | |
| 単年度収支⑥ | 68,343 | △23,688 | |
| 実質単年度収支 | 148,415 | 11,718 | |

◆**実質収支**は、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、歳入歳出差引額から、翌年度に繰越すべき財源を控除した額であり、収支に示された「黒・赤」は財政運営の状況判断のポイントである。決算年度は185,859千円の黒字となっている。

◆**単年度収支**は、前年度以前からの収支の累積であるので、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額となる。平成25年度の単年度収支は68,343千円の赤字である。単年度収支の分析目的は、黒字の場合は翌年度の歳出規模の伸張を可能とし、赤字の場合は赤字解消財源の計上が求められ、歳出規模の圧縮で収支の均衡を図ることになる。

◆**実質単年度収支**は、単年度収支に実質的黒字要素（財政調整基金への積立金・地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差引いた額である。（当該年度に、黒字・赤字の要素が歳入歳出面で措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支である。）実質単年度収支は、財政調整基金への積立額あるいは取崩額が大きく影響する。
算式=単年度収支+積立金(財政調整基金)+繰上償還金(一般財源分)-積立金取崩額(財調)

参考：平成25年度の単年度収支68,343千円+財政調整基金積立金(黒字要素)114,072千円+繰上償還額(黒時要素)ゼロ円-財政調整基金取崩額(赤字要素)34,000円。結果、実質単年度収支は148,415千円となる。

注：翌年度に繰越すべき財源33,064千円は翌年度繰越額の一般財源33,057+既収入特定財源7千円となる。

(5) 財政構造

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保ちつつ経済変動や町民の要請に対応可能な財政的弾力性を備えておくことである。普通会計上の財政動向について主要財務の状況は次の表のとおりである。

主要財政分析（決算統計用算定数値）

（単位：千円 %）

| 区 分 | 平成 25 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------|------------|------------|
| 基準財政需要額 | 4,934,691 | 4,869,169 |
| 基準財政収入額 | 1,616,570 | 1,616,464 |
| 財政力指数 | 0.33 | 0.34 |
| 標準財政規模 | 6,405,859 | 6,296,243 |
| 実質収支比率 | 2.90 | 1.86 |
| 財政調整基金現在高 | 931,652 | 816,209 |
| 地方債現在高 | 16,056,846 | 15,524,363 |
| 債務負担行為現在高 | 728,330 | 1,224,337 |
| 公債費比率 | 13.40 | 13.50 |
| 起債制限比率(3ヵ年平均) | — | — |
| 経常収支比率 | 87.40 | 89.00 |
| 人件費 | 23.50 | 24.60 |
| 扶助費 | 4.90 | 5.50 |
| 公債費 | 20.60 | 20.70 |
| 地方交付税 | 4,386,403 | 4,283,718 |
| 普通 | 3,931,761 | 3,829,250 |
| 特別 | 454,642 | 454,468 |

注:上記表の基準財政需要額及び基準財政収入額は合併算定替（市町村の合併の特例に関する法律による「交付税額の算定特例」）によるものではなく「琴浦町」1本算定による算定額である。但し交付税額は合併特例による額である。
 ※合併算定替えの額と琴浦町の額とが異なる。これは、1本算定と合併算定替えの両面から算定することで、合併算定替えによる効果額を示すとともに、今後琴浦町での1本算定により減少する交付税に対する問題意識を持つためである。平成25年度で見ると合併算定換による交付基準額は3,931,761千円であるが平成32年度における交付税は一本算定により596,419千円の減額となり3,335,342千円の交付基準額となる。

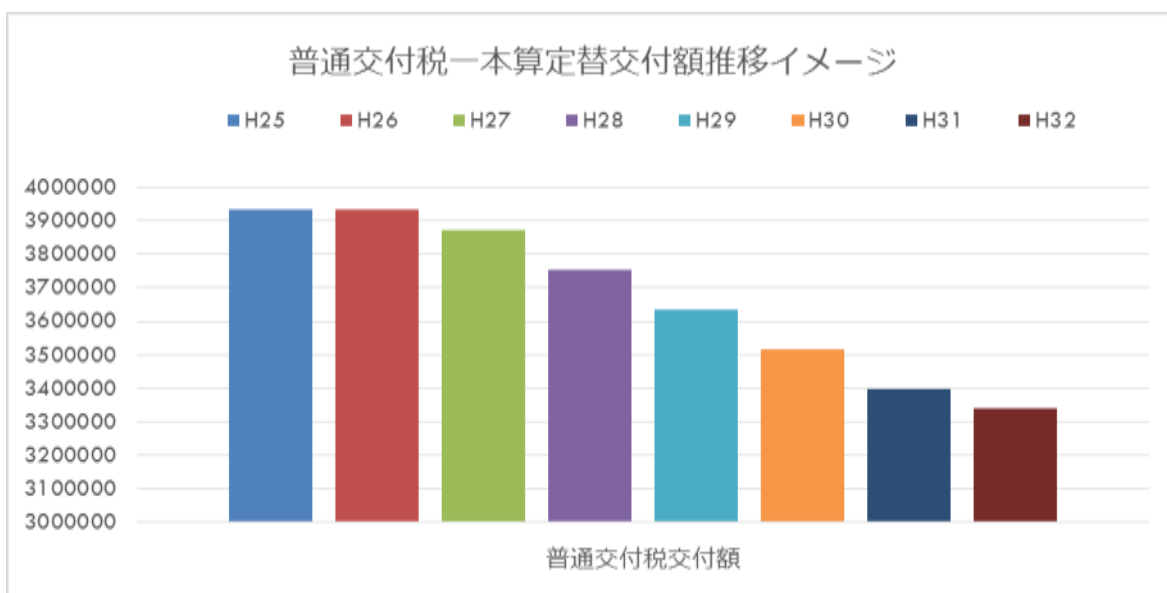
□普通交付税の減額

現在、普通交付税算定は東伯町、赤碕町が存在している状態のまま算定した合併算定替方式で算定されている。合併10年を経過した平成27年度からは、琴浦町のみで算定した一本算定方式が用いられる。平成32年までの5年間をかけて約5億9千万円が段階的に減額される見込みである。

交付税額の推移

（単位：千円）

| 年度 | H25 | H26(H25と同額設定) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-----|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 交付額 | 3,931,761 | 3,931,761 | 3,868,818 | 3,750,268 | 3,631,718 | 3,513,167 | 3,394,617 | 3,335,342 |



◆**基準財政需要額**は、普通交付税の算定基礎となり、個別算定経費、地域経済・雇用対策費、地域の元気づくり推進費、公債費、包括算定経費(新型交付税)、臨時財政対策債、錯誤措置費などを経費の種類ごとに単位費用をもって算定、妥当な水準において行政を行うための「財政需要」を一定の方法で算定したものである。但し、実際の必要額を示すものとは言い難い。平成25年度の基準財政需要額をみると4,934,691千円で対前年度比1.3%の増となっている。これは主に公債費の増加によるものである。

◆**基準財政収入額**は、普通交付税の算定に用いるものであり、町の財政力を客観的に測定したもので財政力指数や標準税収入額などの算定に活用される、当年度は1,616,570千円である。

参考：普通交付税算定の基準財政需要額(合併算定替)5,544,381千円と基準財政収入額1,612,620千円との差が普通交付税3,931,761千円となり、特別交付税454,642千円を加えた4,386,403千円が地方交付税交付額となる。尚、特別交付税とは普通交付税の算定では捉えられないものを補完(例えば災害等の緊急の財政需要)し地方団体の事情を考慮し交付される。

◆**財政力指数**は、財政力の強弱を表す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値を取り算出される。「1」に近いほど財政力が強いと判断できる。平成23～平成25年度の平均値は0.33で前年度に比し0.01%の微減である。

◆**標準財政規模**は、一般財源(地方の自由財源)の標準規模を示すものであり、財政健全化法の算定においては分母となる数値である。平成25年度は6,405,859千円で、前年度対比1.7%の増である。これは主に普通交付税及び臨時財政特別債の増加によるものである。

◆**実質収支比率**は、標準財政規模に対する実質収支額の割合で概ね標準財政規模の3～5%程度が望ましいと考えられている。平成25年度は2.9%で前年度対比1.04%改善。

◆**財政調整基金現在高**は、年度間の財源の不均衡を調整し、財政の面からも健全で安定的に行政運営を執行するためのものである。平成24年度末現在高は816,209千円であったが当年度は前年度対比14.1%増加し931,652千円となっている。

◆**地方債現在高**は16,056,846千円で、前年度対比3.4%増加している。

◆**債務負担行為現在高**は、町が債務を負担する行為で、損失補償の契約の締結や数年間の利子補給など翌年度以降において支出を伴うこととなる事業について行っている。平成25年度以降の支出予定額は728,330千円である。これは主に東伯町・赤碓町土地改良区等各団体への地元負担金の補助などにかかわるものである。対前年度比496,007千円40.5%大幅減少したのは高利率のものを繰り上げ償還したためである。

◆**公債費比率**は、起債の元利償還に必要な経費総額が経常一般財源に占める割合である。後年度にも財政負担が伴うものだけにその限度をどこにおくかが問題となる。これを計数的にみるのが公債費比率である。財政構造の健全性が崩れないためには比率が10.0%を超えないのが望ましいとされている。平成25年度は前年度対比0.1%減の13.4%となっている。

◆**経常収支比率**は、人件費・扶助費・公債費・などの義務的な経常経費に地方税や普通交付税、地譲与税を中心とした一般計上財源収入がどの程度充当されているかを表し、財政構造の弾力性を測定する比率として用いられる。この比率は従来から都市にあっては75%、町村は70%が妥当と考えられ、この数値から5%を超えると財政的弾力性が失われつつあるとされている。

平成25年度は87.40%、前年度比1.6%回復している。この理由は、分母部分の大きな割合を占める普通交付税が前年度より102,511千円の増額となり加えて地方税6,676千円、臨時財政対策債6,660千円など増額、一方、分子となる経常経費充当一般財源が前年度から116,819千円の増額であったため数値が回復したものである。

琴浦町の経常収支比率の推移

(単位：%)

| 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 経常収支比率 | 94.8 | 93.1 | 92.7 | 91.8 | 91.6 | 87.3 | 90.0 | 89.0 | 87.4 |

◆**地方交付税**は4,386,403千円で歳入総額に占める割合は38%、この中には特別交付税454,642千円が含まれている。前年度対比では102,685千円2.4%の増加である。これは主に地域の元気創造事業（小・中学校環境整備事業など）が新設

されたことによる増加である。

(6) 経常的収入と経費、臨時的収入と経費

経常的収入（地方税、地方交付金等）は、毎年度経常的に安定的に確保可能な見込のある収入であり、歳入構造の安定性を示す指標である。経常的収入は、経常的経費（支出）を賄って、なおある程度の余剰があることが望ましい。経常的支出が経常的収入を超過した場合は、他の臨時的収入（特別交付税、国・県支出金、繰入金、地方債等）で賄う以外に方法がなく必然的に建設事業などの財源確保が困難にならざるを得ない。

経常的収入及び臨時的収入年度別比較(純計) (単位:千円 %)

| 区分 | 年度 | 平成 25 年度 | | 平成 24 年度 | |
|-------|----|------------|-------|------------|-------|
| | | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 経常的収入 | | 7,667,480 | 66.4 | 7,458,681 | 69.8 |
| 臨時的収入 | | 3,881,810 | 33.6 | 3,231,950 | 30.2 |
| 合計 | | 11,549,290 | 100.0 | 10,690,631 | 100.0 |

経常的経費及び臨時的経費年度別比較(純計) (単位:千円 %)

| 区分 | 年度 | 平成 25 年度 | | 平成 24 年度 | |
|-------|----|------------|-------|------------|-------|
| | | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 経常的経費 | | 7,263,615 | 64.1 | 7,274,103 | 69.8 |
| 臨時的経費 | | 4,066,752 | 35.9 | 3,153,384 | 30.2 |
| 合計 | | 11,330,367 | 100.0 | 10,427,487 | 100.0 |

経常的経費は人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、及び公債費をいうが、人件費の内、災害補償費、公債費の内繰上償還等に係わるものは臨時的経費に属する。経常経費の少ないのは望ましいとしても、必要とする住民サービスの低下と引き替えの削減は避けねばならない。臨時的経費は一時的、偶発的な行政需要に支出される経費及び支出で、その方法に規則性はない。例えば、補償金、繰上充用金、積立金等である。

平成 25 年度の経常的経費及び臨時的経費の収入状況をみると、経常的収入は 7,667,480 千円で歳入総額の 66.4%を占める。臨時的収入は 3,881,810 千円で歳入総額の 33.6%である。

経常的経費支出は 7,263,615 千円で、歳出総額の 64.1%を占めている。臨時的経費支出は 4,066,752 千円で歳出総額の 35.9%である。歳入と歳出の数字の相違の理由は例えば一般会計収入総額は 11,532,016 千円、支出総額は 11,319,529 千円であるので、経常と臨時の収支合計が異なる。

5 各会計における地方債の状況

次ページの表を見ると、普通会計における平成 25 年度末現在高は 16,056,846 千円となっている。経緯を見ると、当年度に返済した償還額は 1,459,916 千円（元

金 1,231,525 千円、利子 228,391 千円) 25 年度に新しく発行した起債額は 1,764,008 千円である。

特別会計での地方債状況

◆農業集落排水事業特別会計(辺地債を含む)＝平成 25 年度末残高は 2,638,877 千円となっている。平成 25 年度の元利償還額として 218,264 千円を償還、新たな起債発行はない。

◆下水道事業特別会計＝平成 25 年度末現在高 6,260,573 千円、25 年度元利償還 320,802 千円、新たな発行額 319,500 千円である。

平成 25 年度の普通会計と特別会計での地方債現在高は合計 24,956,296 千円となり前年度比 493,114 千円、2%の増である。

【普通会計】各会計における地方債の状況

(単位:千円)

| 区 分 | 平成 24 年度 末残高 | 平成 25 年度 発行額 | 平成 25 年度元利償還額 | | | 平成 25 年度末 現在高 |
|-------------|-----------------|-----------------|---------------|---------|-----------|------------------|
| | | | 元金 | 利子 | 計 | |
| 公共事業等債 | 936,174 | 44,600 | 124,458 | 10,529 | 134,987 | 856,316 |
| 一般単独事業債 | 6,616,220 | 1,002,600 | 458,315 | 96,381 | 554,696 | 7,160,505 |
| | うち合併特例債 | 5,303,881 | 975,400 | 183,983 | 75,579 | 259,562 |
| 公営住宅建設事業債 | 1,063,610 | 0 | 105,585 | 20,020 | 125,605 | 958,025 |
| 義務教育施設整備事業債 | 1,457,293 | 0 | 158,102 | 29,507 | 187,609 | 1,299,191 |
| 辺地対策事業債 | 125,118 | 0 | 41,934 | 1,499 | 43,433 | 83,184 |
| 災害復旧事業債 | 138,379 | 4,100 | 12,149 | 949 | 13,098 | 130,330 |
| 減税補てん債 | 184,834 | 0 | 43,002 | 2,333 | 45,335 | 141,832 |
| 臨時財政対策債 | 3,945,400 | 405,608 | 209,240 | 48,860 | 258,100 | 4,141,768 |
| その他 | 1,057,335 | 307,100 | 78,740 | 18,313 | 97,053 | 1,285,695 |
| 合 計 | 15,524,363 | 1,764,008 | 1,231,525 | 228,391 | 1,459,916 | 16,056,846 |

* 決算統計の区分上、一借利息分(86千円)は除外されています。(千円以下は四捨五入)

区分のその他は、社会福祉施設整備事業債、厚生福祉施設整備事業債、地域改善対策事業債、財源対策債など。

【農業集落排水事業特別会計】

| 区 分 | 平成 24 年度 末残高 | 平成 25 年度 発行額 | 平成 25 年度元利償還額 | | | 平成 25 年度末 現在高 |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------|--------|---------|------------------|
| | | | 元金 | 利子 | 計 | |
| 下水道事業債(辺地債含む) | 2,794,978 | 0 | 156,101 | 62,163 | 218,264 | 2,638,877 |
| 合 計 | 2,794,978 | 0 | 156,101 | 62,163 | 218,264 | 2,638,877 |

【下水道事業特別会計】

| 区 分 | 平成 24 年度 末残高 | 平成 25 年度 発行額 | 平成 25 年度元利償還額 | | | 平成 25 年度末 現在高 |
|--------|-----------------|-----------------|---------------|---------|---------|------------------|
| | | | 元金 | 利子 | 計 | |
| 下水道事業債 | 6,143,841 | 319,500 | 202,768 | 118,034 | 320,802 | 6,260,573 |
| 合 計 | 6,143,841 | 319,500 | 202,768 | 118,034 | 320,802 | 6,260,573 |

6 その他

(1) 一時借入金

一時借入金は、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために金融機関から借入れるものである。平成 25 年度の借入れ限度額は一般会計で 20 億円、特別会計で国保 5 千万円・介護保険 5 千万円と、議会で承認されている。実際に借り入れたのは、一般会計で 7 億円。下水道など特別会計では借入れなし。

(2) 繰替え運用

普通会計は勿論、各基金間の資金繰替えを行いその操作によってうまく基金を運用するものである。これにより、一時借入金等も最小限に止め利息の支払を減少させることができる。平成 25 年度の状況をみれば、起債の償還、工事請負費の支払いなどにより資金の必要が生じたが、財政調整積立基金から 3 回に渡り計 57 億 4 千万円、地域振興基金から 38 億円を繰替え運用し凌いでいる。

引き続き基金からの繰替え運用を有効に操作し一時借入金の減少に努め、利子負担の軽減に努力されたい。

7 滞納状況

滞納一覧

(単位:円)

| 債権の種類 | 区 分 | 平成 24 年度末 合 計 (ア) | 平成 25 年度末 合 計 (イ) | 平成 25 年度 現年分滞納額(ウ) | 平成 25 年度における 過年度分収入額(エ) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 公債権 | 町民税 (個人) | 31,051,928 | 27,049,317 | 5,467,949 | 8,069,610 |
| 公債権 | 町民税 (法人) | 1,909,800 | 1,894,800 | 305,300 | 320,300 |
| 公債権 | 固定資産税 | 103,619,328 | 96,994,955 | 14,894,700 | 18,651,212 |
| 公債権 | 軽自動車税 | 3,399,884 | 3,057,252 | 924,000 | 982,232 |
| 公債権 | 国民健康保険税 | 120,095,741 | 103,153,535 | 22,095,610 | 25,707,348 |
| 私債権 | 住宅新築資金等 | 170,105,707 | 165,850,458 | 5,036,841 | 9,292,090 |
| 公債権 | 介護保険料 | 10,881,843 | 10,986,310 | 2,611,600 | 1,673,833 |
| 公債権 | 保育料 | 9,601,340 | 8,703,040 | 1,186,030 | 2,084,330 |
| 私債権 | 水道使用料 | 16,997,796 | 18,263,611 | 5,602,658 | 4,336,843 |
| 私債権 | 住宅使用料 | 22,222,229 | 23,496,042 | 6,882,621 | 5,608,808 |
| 私債権 | 商工使用料 | 968,613 | 753,613 | 0 | 215,000 |
| 公債権 | 集落排水使用料 | 3,990,766 | 4,202,321 | 762,610 | 551,055 |
| 公債権 | 下水道使用料 | 8,221,249 | 9,096,845 | 2,242,690 | 1,367,094 |
| 公債権 | 授業料 (幼稚園) | 22,643 | 22,643 | 0 | 0 |
| 公債権 | 集落排水分担金 | 2,522,000 | 2,319,000 | 58,000 | 261,000 |
| 公債権 | 下水道負担金 | 30,250,216 | 27,831,469 | 2,288,200 | 4,706,947 |
| 私債権 | 奨学資金貸付金 | 627,100 | 615,100 | 0 | 12,000 |
| 私債権 | 林原奨学基金 | 327,000 | 327,000 | 0 | 0 |
| 私債権 | 大学等入学資金 | 152,742 | 152,742 | 0 | 0 |
| 公債権 | 後期高齢者医療保険料 | 1,176,000 | 1,439,365 | 444,300 | 146,335 |
| 私債権 | 雑入(裁判所への支払督促申立費用等) | 3,950 | 3,950 | 0 | 0 |
| | 合 計 | 538,147,875 | 506,213,368 | 70,803,109 | 83,986,037 |

注：(イ)25 年度末合計=(ア)+(ウ)-(エ)+課税修正額-過年度不納欠損額
 課税修正額(所得収入などの変動による税額の修正)=△847,879 円
 過年度不納欠損額=17,903,700 円

※公債権とは 公法関係に於いて形成され、また発生する債権

※私債権とは 売買、請負など私法関係に於いて形成され、または発生する債権

税金、使用料など各種の滞納の状況は前ページの表のとおりである。

平成24年度末では滞納現在高は538,148千円であった。平成25年度末は506,213千円となっており対前年度比31,935千円5.9%減少している。この減少は不納欠損が増加したことによる（平成24年度の不納欠損は4,130千円であったが平成25年度は345%増の18,388千円である）

滞納総額は、公債権、私債権分併せ依然として5億円を遙かに超えて巨額にのびている。

新たに発生した平成25年度分の滞納額70,803千円であり、平成24年度の現年度分滞納額は83,016千円であったから、現年度新たに発生した滞納額は、対前年度比14.7%の減少である。このことは、徴収率が前年度より上回ったことを示し努力の結果といえる。

不納欠損状況は次ページのとおりである。

滞納処分に対応する財産がなく3年間改善することもできず税の支払い義務が消滅したもの等、滞納繰越分として252人17,062千円、現年分13人484千円、介護保険法によるもの842千円と合わせ18,388千円の行政資産の消滅である。

今後の課題の一つとしては不納欠損により納税を免れたものは286人（町税265人プラス保険料21人）であるが、この対象者はこれまでの納税は免れたものの、直ちに新たな納税義務が発生する。「払わなくて済んだ」から、「まあ、これまでのように滞納をくり返しておれば、いずれ払わなくてもいいことになる」との考えを排除しなくてはならない。この不納欠損者に対しては特に意識し、再び不納欠損対象者とならぬよう血縁関係に対する対策を始め、気の抜けない対応が必要となる。

また、現在、地方税法第15条の7による無財産、生活困窮、住居及び財産不明による滞納処分の執行停止件数は合計139人の8,645千円に及び不納欠損の予備軍的存在である。

税務課を中心とする滞納に対する取組みは厳格に進められている。滞納者に対する納税相談、生活状況の把握、債権調査、差し押さえ換金、連合や県への委託などである。

今後とも、悪質者に対する法的措置は勿論、多重債務を抱えた事情などにも入り込み、生活環境の立て直しを含んだきめ細かな対応、「納税義務」の教育的な指導強化、「不公平感」の蔓延「不払い得」の根絶の為の実行を引き続き求める。

執行権に基づき租税債権の強制的実現手段として行った地方税法による滞納処分、差押、換価件数、及びその配当金額はつぎのとおりである。

差押及び換価状況

| 対象物件 | | 広域連合執行分 | | | 琴浦町執行分 | | |
|-----------|-------|---------|------|------------|--------|------|------------|
| | | 差押 | 換価件数 | 配当金額 | 差押 | 換価件数 | 配当金額 |
| 債権 | 預貯金 | 35件 | 35件 | 2,284,605円 | 10件 | 8件 | 898,275円 |
| | 給料・年金 | 7件 | 3件 | 1,931,300円 | 1件 | 3件 | 119,000円 |
| | その他 | 6件 | 2件 | 208,082円 | 5件 | 3件 | 109,656円 |
| 財産権 無体 | 電話加入権 | 0件 | 0件 | 0円 | 0件 | 0件 | |
| | 出資金 | 0件 | 0件 | 0円 | 0件 | 0件 | |
| 不動産 | | 2件 | 0件 | 0円 | 2件 | 0件 | |
| 動産 | | 4件 | 5件 | 154,652円 | 0件 | 0件 | |
| 合計 | | 54件 | 45件 | 4,578,639円 | 18件 | 14件 | 1,126,931円 |

交付要求及び換価状況

| 対象物件 | | 広域連合執行分 | | | 琴浦町執行分 | | |
|---------|--|---------|------|---------|--------|------|----------|
| | | 交付要求 | 換価件数 | 配当金額 | 交付要求 | 換価件数 | 配当金額 |
| 不動産競売など | | 2件 | 1件 | 76,700円 | 6件 | 2件 | 254,061円 |
| 合計 | | 2件 | 1件 | 76,700円 | 6件 | 2件 | 254,061円 |

不納欠損状況

(単位：円)

| 区分 | 平成 25 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 23 年度 | |
|-----------------|----------|------------|----------|-----------|----------|-----------|
| 町民税（個人） | (42件) | 1,265,171 | (14件) | 370,309 | (6件) | 429,047 |
| 町民税（法人） | — | — | — | — | — | — |
| 固定資産税 | (88件) | 3,351,761 | (15件) | 2,142,100 | (22件) | 1,538,600 |
| 軽自動車税 | (34件) | 279,400 | (7件) | 84,800 | (5件) | 78,400 |
| 国民健康保険税 | (101件) | 12,648,868 | (10件) | 1,224,633 | (8件) | 1,072,220 |
| 介護保険料 | (21件) | 842,400 | (2件) | 298,400 | (5件) | 127,500 |
| 後期高齢者 医療保険料 | (0件) | 0 | (1件) | 10,100 | (3件) | 19,900 |
| 水道使用料 | (0件) | 0 | — | — | (2件) | 124,703 |
| 下水道使用料 | (0件) | 0 | — | — | (1件) | 48,907 |
| 公共下水道 受益者負担金 | (0件) | 0 | — | — | (6件) | 1,339,000 |
| 住宅新築資金 | (0件) | 0 | — | — | | — |
| 幼稚園授業料 | (0件) | 0 | — | — | | — |
| 合計 | (286件) | 18,387,600 | (49件) | 4,130,342 | (58件) | 4,778,277 |

※平成 25 年度分内訳

過年度分不納欠損＝17,903,700円

現年度分不納欠損＝483,900円

計 18,387,600円

不納欠損の理由

(件数)

| 区分 根拠法令等 | 町民税 (個人) | 固定資産税 | 軽自動車税 | 税 国民健康保険 | 介護 保険料 | 後期高齢者医 療保険料 | 水道使用料 | 下水道使用料 | 公共下水道受 益者負担金 |
|--|-------------|-------|-------|----------|-----------|----------------|-------|--------|-----------------|
| 地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分執行停止要件 3 年間継続 | 39 件 | 53 件 | 32 件 | 86 件 | | | | | |
| 地方税法第 15 条の 7 第 5 項 滞納処分執行停止要件即時消滅 | 3 件 | 20 件 | 1 件 | 8 件 | 6 件 | | | | |
| 地方税法第 18 条 徴収権不行使 5 年間による時効 | | 15 件 | 1 件 | 7 件 | | | | | |
| 介護保険法第 200 条 徴収権 2 年間不行使による時効 | | | | | 15 件 | | | | |
| 高齢者の医療確保に関する法律第 160 条 徴収権 2 年間不行使による時効 | | | | | | | | | |
| 相続人無し 民法 915 条相続放棄 | | | | | | | | | |
| 合 計 | 42 件 | 88 件 | 34 件 | 101 件 | 21 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

9 合併関連

平成 25 年度市町村合併支援交付金事業

(単位：千円)

| 事業名 | 総事業費 | 交付金額 | 事業概要 |
|--------------|---------|-------|--|
| 合併特例債償 還分 | 108,065 | 9,772 | 琴浦町内全域を網羅する音声告知放送システムの整備事業の起債償還額に対しての交付金 |
| 合 計 | 108,065 | 9,772 | |

10 単町費のみによる補助金

単町費による補助金交付状況を昨年度対比で審査した結果を、次ページ以降に一覧表で明らかにした。補助金は、地方自治法第 232 条の 2 により「公益上の必要」がある場合、長と議会の認定によって交付と金額が決定されるが、この膨大な補助金決定は、決して自由裁量ではなく「公益性」の社会的客観的認定によることが原則である。

その為、決算年度の補助金交付状況を前年度と対比させ引き続き審査した。「町民的見地」から公益性が認定できる行政手続きの策定を期待してのものである。

監査の持論であるが、具体的には、一旦、現行の全補助金を白紙とし、改めて交付団体の交付要請（必要とする理由の明確化）を求め、「公益性」の社会的、客観的認定に基づく検討（補助金認定検討委員会〈仮称〉を設置し、補助金廃止の場合のデメリット、交付と廃止の差を明らかにする）により新たな補助金交付事業を実施すべきである。この作業は一般町民の財源と予算措置に対する関心を高め、町民の予算“制御体制”に役立つものである。

「商工会」に対する補助金を参考に定期監査（平成 24 年度 発監第 34 号）で指摘したが、補助団体の総予算額に対する「自弁費割合」と「補助額割合」を交付基

準の原則とすべきであること。公益性の最も高い「町内会（自治会）の組織運営と活動」を参考に、現行補助金交付規則を見直すべきことを指摘した。これに対する行政側の意見、対応もないまま、商工会に対する平成 25 年度交付額は前年度と変化なく 6,500 千円である。

補助金交付は、行政意思や政策を誘導し促進することが目的であるから、行政の意に反する補助金の支出は避けるべきとして「労務改善協議会」に対する補助金についても指摘してきた。「労務改善」としてやるべきことは、労働法や労働基準法、労働契約法などに準拠した就業規則が定められ、労働条件、職場環境が働きやすいものとなっているか、障がい者雇用、女性の地位向上策、パワハラ対策など今日課題に十分な配慮がなされているか否か検証し対処するための補助金交付でなければならない。

平成 25 年度決算における単町費による補助金総額は、事業対象 108 事業数に対し 225,803 千円である。前年度対比△2,034 千円 0.9%の減となっている。増減額と理由は表を参照されたい。

注：補助金は公益性が高いものであることを原則に、交付目的の達成を目標に交付を決定するものであるから、実績報告とともに成果の評価が可能なシステムとなるよう決算審査の指摘事項として補助金交付の改善策を求めた。

| 補助金の名称 | 支出先 | 平成 25 年度 補助金額(円) | 平成 24 年度 補助金額(円) | 増減額 | 増減の 理由 |
|-------------------|---|---|---------------------|-----------|-----------|
| 町区長会補助金 | 八橋地区区長会ほか 8地区区長会 | 310,200 | 0 | 310,200 | 平成24年度未執行 |
| 部落自治振興活動補助金(活動費) | 八橋1区代表区長 ほか146部落 | 8,518,700 | 8,564,300 | △ 45,600 | 行政区・世帯数の減 |
| 部落自治振興活動補助金(区長手当) | 八橋1区東区長ほか 153名 | 7,374,500 | 7,390,200 | △ 15,700 | 行政区・世帯数の減 |
| 部落放送修繕補助金 | 本町他 13件 | 1,016,700 | 753,100 | 263,600 | 申請数の増による |
| 消防施設整備交付金 | 国実部落他 34件 | 3,872,807 | 920,000 | 2,952,807 | 申請数の増による |
| 防災資機材整備費補助金 | 出上自主防災会 他2件 | 59,000 | 193,000 | △ 134,000 | 申請数の減による |
| 自主防災組織活動促進事業奨励金 | 八橋3区自治会自主 防災会他 6件 | 130,000 | 100,000 | 30,000 | 申請数の増による |
| 琴浦町納税貯蓄組合連合会事業補助金 | 琴浦町納税貯蓄組 合連合会 | 60,630 | 270,000 | △ 209,370 | 実績による |
| 町輝け地域支援事業補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 花本美雄文化振興会 ・ 琴浦ウェディングプロジェクト ・ 鳴り石の浜プロジェクト ・ 琴浦町の文化振興を図る会 ・ 保部落 ・ 琴浦グルメストリートプロジェクト ・ 琴浦町ミニトマトPR実行委員会 ・ 特定非営利法人塩谷定好フォトプロジェクト ・ 琴ノ浦まちおこしの会 ・ クリニカルアート琴浦 ・ 琴浦カップ少年サッカー大会実行委員会 ・ 八橋振興会 | <p>200,000</p> <p>200,000</p> <p>200,000</p> <p>149,000</p> <p>200,000</p> <p>200,000</p> <p>125,000</p> <p>200,000</p> <p>100,000</p> <p>28,000</p> <p>133,000</p> <p>99,000</p> | 1,946,052 | △ 112,052 | 事業実績による減額 |

| 補助金の名称 | 支出先 | 平成 25 年度 補助金額(円) | 平成 24 年度 補助金額(円) | 増減額 | 増減の理由 |
|------------------------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|-----------|--|
| 婚活支援事業 | | 0 | 572,000 | △ 572,000 | 実施団体の減少 |
| 赤碕保育園移転 改築事業借入償 還金補助金 | 社会福祉法人 赤碕保育園 | 7,350,000 | 7,350,000 | 0 | |
| 琴浦町社会福祉 協議会人件費補 助金 | 琴浦町社会福 祉協議会 | 17,000,000 | 15,000,000 | 2,000,000 | 各種団体事務 の事務局を社 協へ移管した ことによる職 員業務時間増 加分 |
| 琴浦町社会福祉 協議会センター 管理費補助金 | 琴浦町社会福 祉協議会 | 4,250,000 | 4,250,000 | 0 | |
| 琴浦町社会福祉 協議会ふれあい のまちづくり事 業 | 琴浦町社会福 祉協議会 | 566,000 | 620,000 | △ 54,000 | 法律相談に係 る費用を対象 経費外とした ため |
| 琴浦町社会福祉 協議会さわやか 福祉基金補助金 | 琴浦町社会福 祉協議会 | 533,000 | 850,000 | △ 317,000 | 給食材料代を 対象経費外と したため |
| 琴浦町遺族連合 会補助金 | 琴浦町遺族連 合会 | 150,000 | 133,000 | 17,000 | H24 年度は追悼 式の供物料 (17,000 円) を 遺族会に渡し、 補助金はその 分を差し引い て交付したた め |
| 琴浦町民生児童 委員協議会活動 補助金 | 琴浦町民生児 童委員協議会 | 3,216,600 | 3,517,000 | △ 300,400 | 県外研修費(3 年に1度)がな かったため算 定基準額が減 額となったこ とによる |
| みどり園建設資 金利子補給補助 金 | 社会福祉法人 立石会 | 226,630 | 440,000 | △ 213,370 | 償還金利子の 減による |
| みどり園建設資 金利子補給補助 金 増築分 | 社会福祉法人 立石会 | 488,750 | 586,500 | △ 97,750 | 償還金利子の 減による |
| 琴浦町手をつな ぐ育成会補助金 | 琴浦町手をつ なぐ育成会 | 90,000 | 90,000 | 0 | |
| 琴浦町精神障害 者ことうら家族 会補助金 | 琴浦町身体障 害者福祉協会 | 10,000 | 0 | 10,000 | 前年まで県補 助となってい たため |
| 琴浦町原爆被害 者健康診断補助 金 | 琴浦町原爆被 害者協議会 | 22,500 | 22,500 | 0 | |
| 琴浦町シルバー 人材センター運 営補助金 | 琴浦町シルバ ー人材センタ ー | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 | |

| 補助金の名称 | 支出先 | 平成 25 年度 補助金額(円) | 平成 24 年度 補助金額(円) | 増減額 | 増減の理由 |
|-------------------------|--|---------------------|---------------------|-----------|-----------------|
| 琴浦町身体障害者福祉協会補助金 | 琴浦町身体障害者福祉協会 | 300,000 | 300,000 | 0 | |
| 外出支援サービス事業 | 琴浦町社会福祉協議会 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| 母子会助成金 | 琴浦町連合母子会 | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| 長寿を祝う事業補助金 | 各行政区 | 3,462,836 | 3,347,563 | 115,273 | 実施件数の増加による |
| 街路灯新設事業 | 八橋5区 19,800円 別宮 10,000円 保 20,000円 三保 10,000円 伊勢野 20,000円 徳万 20,000円 | 99,800 | 100,000 | △ 200 | |
| 土木愛護ボランティア交付金 | 田越他 11件 | 272,900 | 397,200 | △ 124,300 | 支援団体の減による |
| 農業青年会議活動助成事業費補助金 | 町農業青年会議 | 90,000 | 90,000 | 0 | |
| 新規就農者定住促進交付金 | 新規就農者 | 100,000 | 500,000 | △ 400,000 | 対象者の減 |
| 果樹経営安定化対策事業費補助金 | J A 鳥取中央 | 1,464,367 | 2,121,227 | △ 656,860 | 補助率1割減による |
| 梨PR拡大支援補助金 | J A 鳥取中央 | 500,000 | 630,000 | △ 130,000 | 2年目のため予算の範囲内とした |
| 梨百年樹パッケージ作成事業費補助金 | J A 鳥取中央 | 123,275 | | 123,275 | 新規 (H25年度のみ) |
| 農業用廃プラスチック等適正処理促進事業費補助金 | ・ J A 鳥取中央 ・ 町酪農組合 | 162,941 | 169,413 | △ 6,472 | |
| 認定農業者協議会活動補助金 | 琴浦町認定農業者協議会 | 250,000 | 250,000 | 0 | |
| 担い手育成支援協議会交付金 | 琴浦町担い手育成支援協議会 | 22,000 | 27,999 | △ 5,999 | |
| 優良乳用牛精液利用促進事業補助金 | 町酪農組合 | 900,000 | 900,000 | 0 | |
| 優良和牛精液利用促進事業補助金 | J A 鳥取中央和牛生産部 | 150,000 | 150,000 | 0 | |

| 補助金の名称 | 支出先 | 平成25年度 補助金額(円) | 平成24年度 補助金額(円) | 増減額 | 増減の理由 |
|-------------------------|------------------|-------------------|-------------------|--------------|---------------------|
| 畜産環境美化家畜糞尿処理堆肥化促進事業費補助金 | 町酪農組合 | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| 乳用牛品評会出品奨励事業費補助金 | 町酪農組合 | 171,000 | 162,000 | 9,000 | 対象の増 |
| 和牛品評会出品奨励事業費補助金 | J A 鳥取中央 | 30,000 | 9,000 | 21,000 | 対象の増 |
| 肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金 | J A 鳥取中央 | 2,751,720 | | 2,751,720 | 新規 |
| 養豚経営安定特別対策事業補助金 | J A 鳥取中央 | 637,245 | | 637,245 | 新規 |
| 琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金 | 東伯町土地改良区 | 34,502,898 | 62,253,965 | △ 27,751,067 | 利息減及び繰上償還した後の額 |
| 琴浦町土地改良事業運営補助金 | 東伯町土地改良区 | 9,000,000 | 9,388,971 | △ 388,971 | 加勢蛇西地区の諸経費(役員報酬) |
| 琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金 | 東伯町土地改良区 | 18,197,475 | | 18,197,475 | 新規 |
| 琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金 | 赤碕町土地改良区 | 24,602,877 | 25,026,544 | △ 423,667 | 利息の減による |
| 琴浦町土地改良事業運営補助金 | 赤碕町土地改良区 | 5,671,858 | 6,685,000 | △ 1,013,142 | 人件費の減による |
| 琴浦町土地改良区連合賦課金補助金 | 東伯町土地改良区 | 1,760,400 | 1,760,400 | 0 | |
| 琴浦町土地改良区連合賦課金補助金 | 赤碕町土地改良区 | 1,053,360 | 1,053,360 | 0 | |
| 漁村環境改善センター運営費補助金 | 赤碕町漁協 | 80,000 | 320,000 | △ 240,000 | H25.10まで(11月より町有施設) |
| 漁業振興対策補助金 | 赤碕町漁協 | 223,501 | 223,501 | 0 | |
| 漁業近代化資金利子補給事業補助金 | 赤碕町漁協 | 8,346 | 11,822 | △ 3,476 | |
| 漁獲共済掛金軽減事業補助金 | 全国合同漁業共済組合鳥取県事務所 | 168,896 | 166,070 | 2,826 | |
| 漁業緊急保証対策事業補助金 | 鳥取県漁業信用基金協会 | 72,287 | 85,168 | △ 12,881 | |

| 補助金の名称 | 支出先 | 平成25年度 補助金額(円) | 平成24年度 補助金額(円) | 増減額 | 増減の理由 |
|----------------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------|-----------|
| 琴浦町立閉校記念事業費補助金 | 安田小学校 他3校 | 3,236,000 | | 3,236,000 | 新規 |
| 遠距離通学補助金 | 児童 | 797,688 | 980,640 | △ 182,952 | 該当児童数の減 |
| 遠距離通学補助金 | 生徒 | 1,679,616 | 1,617,408 | 62,208 | 該当生徒数の増 |
| 小・中学校教育研究会補助金 | 琴浦町教育研究会 | 380,000 | 380,000 | 0 | |
| 学校給食費等補助金(小学校) | 学校給食会 | 1,941,624 | 1,927,145 | 14,479 | 食数の増 |
| 学校給食費等補助金(中学校) | 学校給食会 | 963,882 | 1,068,375 | △ 104,493 | 食数の減 |
| 個を活かす学校づくり補助金 | 各中学校長 | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| 生徒派遣補助金 | 該当生徒(学校) | 721,488 | 596,175 | 125,313 | 派遣生徒数の増 |
| 生徒部活動強化補助金 | 各中学校長 | 458,100 | 472,500 | △ 14,400 | 対象生徒数の減 |
| 修学旅行引率補助金 | 各小中学校長 | 297,269 | 240,551 | 56,718 | 引率人数と単価の増 |
| 芸術鑑賞補助金 | 生徒 | 83,430 | 84,780 | △ 1,350 | 対象生徒数の減 |
| JRC生徒派遣補助金 | 生徒 | 11,000 | 12,000 | △ 1,000 | 該当人数の減 |
| 語学指導者家賃補助金 | 語学指導助手 | 468,000 | 584,000 | △ 116,000 | 補助対象月数の減 |
| 社会教育関係団体体育成補助金(青年団) | 琴浦町青年団 | 170,000 | 170,000 | 0 | |
| 社会教育関係団体体育成補助金(婦人会) | 琴浦町連合婦人会 | 340,000 | 340,000 | 0 | |
| 社会教育関係団体体育成補助金(青少年健全育成協議会) | 琴浦町青少年健全育成協議会 | 211,600 | 256,000 | △ 44,400 | 実績報告による |
| 文化協会活動補助金 | 東伯文化協会 赤碕文化協会 | 56,000 | 56,000 | 0 | |
| 町PTA連合協議会補助金 | 琴浦町PTA連合協議会 | 51,000 | 51,000 | 0 | |
| 文化活動体験講座開催費補助金 | 竹細工教室 他3件 | 40,000 | 80,000 | △ 40,000 | 開催団体の減 |
| 無形民俗文化財補助金 | 三本杉盆踊り保存会 | 20,000 | 20,000 | 0 | |
| 無形民俗文化財補助金 | 逢東踊り保存会 | 20,000 | 20,000 | 0 | |
| 無形民俗文化財補助金 | 以西おどり保存会 | 20,000 | 20,000 | 0 | |

| 補助金の名称 | 支出先 | 平成 25 年度 補助金額 (円) | 平成 24 年度 補助金額 (円) | 増減額 | 増減の理由 |
|---------------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|-------------|------------------------------------|
| 文化財公開・活用 支援事業費補助 金 | 河本家保存会 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| 男女共同参画推 進会補助金 | 琴浦町男女共同参 画推進会議 | 130,000 | 123,129 | 6,871 | 実績報告によ る |
| 県スポレク・全国 大会参加補助金 | 琴浦町体育協会 | 999,520 | 631,600 | 367,920 | 全国大会出場 の増加 |
| 郡民体育大会練 習参加補助金 | 琴浦町体育協会 | 2,422,400 | 2,537,138 | △ 114,738 | 参加者の減 |
| 琴浦町体育協会 補助金 | 琴浦町体育協会 | 1,482,550 | 1,355,912 | 126,638 | 計画どおり大 会・教室等の事 業開催ができた ため |
| スポーツ教室交 流会補助金 | 琴浦町スポーツ教 室交流会 | 270,000 | 270,000 | 0 | |
| 米子・鳥取間駅伝 大会練習参加補 助金 | 琴浦町体育協会 | 117,000 | 135,000 | △ 18,000 | 登録選手が減 少したため。 |
| 中部駅伝大会練 習参加補助金 | 琴浦町体育協会 | 58,500 | 76,500 | △ 18,000 | 登録選手が減 少したため。 |
| スポーツ少年団 育成強化補助金 | 琴浦町スポーツ少 年団 | 876,944 | 1,099,228 | △ 222,284 | 団員数の減少 |
| 進学奨励金 | 高校：112名 専修学校：8名 大学：11名 | 7,202,000 | 7,402,000 | △ 200,000 | 支給対象者の 減 |
| 琴浦町同和对策 推進協議会補助 金 | 琴浦町同和对策推 進協議会 | 300,000 | 300,000 | 0 | |
| 部落解放同盟琴 浦町協議会補助 金 | 部落解放同盟琴浦 町協議会 | 1,800,000 | 1,834,640 | △ 34,640 | 補助金の減 |
| 地域組織活動補 助金 | しもいせ保護者ク ラブ なるみほんぼちク ラブ | 252,000 | 372,000 | △ 120,000 | 国・県補助廃止 による減 |
| 琴浦町人権・同和 対策雇用促進協 議会 | 琴浦町人権・同和 対策雇用促進協議 会 | 53,840 | 22,902 | 30,938 | 毎年の研修内 容等により変動 があるため |
| 商工会育成補助 事業 | 琴浦町商工会 | 6,500,000 | 6,500,000 | 0 | |
| 観光協会事業 | 琴浦町観光協会 | 500,000 | 1,973,000 | △ 1,473,000 | 差額を委託料 へ科目代えをし たため |
| 労務改善協議会 | 琴浦町労務改善協 議会（商工会内） | 483,080 | 407,065 | 76,015 | 実績報告によ る |
| ことうら商品券 発行補助金 | 琴浦町商工会 | 1,693,242 | 1,692,562 | 680 | 発行総額の増 額のため |
| 白鳳祭運営費補 助金 | 白鳳祭実行委員会 （商工観光課内） | 3,834,053 | 3,927,104 | △ 93,051 | 実績報告によ る |

| 補助金の名称 | 支出先 | 平成 25 年度 補助金額(円) | 平成 24 年度 補助金額(円) | 増減額 | 増減の理由 |
|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|------------|-------------|
| 船上山さくら祭り運営費補助金 | さくら祭り実行委員会(商工観光課内) | 1,734,887 | 1,653,279 | 81,608 | 実績報告による |
| 琴浦町国際交流協会補助金 | 琴浦町国際交流協会 | 135,000 | 135,000 | 0 | |
| 国際交流員家賃補助金 | 李 晋銀 | 276,000 | 276,000 | 0 | |
| 日韓友好資料館企画運営委員会運営補助金 | 日韓友好資料館企画運営委員会 | 406,649 | 494,867 | △ 88,218 | 実績報告による |
| 雇用促進奨励助成金 | 町内企業 | 4,600,000 | 2,200,000 | 2,400,000 | 制度の周知を図ったため |
| 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 | 商工会 | 593,093 | 176,389 | 416,704 | 申請者の増 |
| 八橋振興会運営費補助金 | 八橋振興会 | 772,000 | 652,000 | 120,000 | |
| 琴浦町営バス待合所設置補助金 | 赤碕金屋自治会 | 600,000 | 800,000 | △ 200,000 | 補助金要綱の改正による |
| 物産館ことうら利用促進交付金 | 定期観光バス利用者 | 28,400 | 0 | 28,400 | 新規 |
| 規模拡大農業者支援事業交付金 | 川本直秋 他 4 4 件 | 5,005,200 | 4,939,520 | 65,680 | 農地面積の増 |
| 専用水道・飲料水供給施設等修理費補助金 | | 0 | 377,000 | △ 377,000 | 申請無し |
| 合 計 | 108 事業 | 225,803,054 | 227,837,264 | △2,034,210 | |

財産管理状況等審査意見

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

琴 浦 町 監 査 委 員

平成 25 年度財産管理状況等審査意見

第 1 審査の対象

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの財産管理状況。

(1) 基金の運用状況（地方自治法第 241 条第 5 項）

財政調整積立基金等 28 の基金運用状況調書

(2) 財産管理状況

① 公有財産

土地、建物、山林、動産、物品、無体財産権（特許権）

② 基金

③ 債権

第 2 審査の手続き

審査対象となる財産管理状況審査にあたっては、財産のすべてについて関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係書類の提出を求め関係職員の説明を聴取する等、次の諸点に意を用いて慎重に審査を行った。

①財産に関する管理及び所有計数は正確で誤りはないか。

②基金等は、設置目的に沿って適正に運用されているか。

③収支の事務は、関係法令等に基づき適正に処理されているか。

第 3 審査の結果

基金をはじめ財産に属するものの管理状況は、以下のとおりであるが、審査に付された諸資料による財産はそれぞれ厳重に管理され、計数はいずれも正確であり、収支に関わる事務は適正に処理されているものと認められた。

1 基金の状況

基金の決算年度末現在高状況は次ページの表のとおりである。基金は 28 基金ある。

基金（預金）の合計とその増減内容をみると、前年度末残高は 3,558,001 千円であったが、決算年度中 229,956 千円が積立額となり、56,175 千円が支出されたので増減額は差引 173,781 千円増加し、結果、決算年度末現在高は 3,731,782 千円となっている。

土地は、前年度末と変わりなく決算年度末現在高は 3,827 m²である。

注：・高等特別支援学校開校を契機とした人権のまちづくり基金及び歴史民俗資料館職員雇用基金は 26 年度より廃止となっている。

・住宅新築資金等貸付事業基金は平成 9 年廃止となっている。

・肉用牛特別導入事業基金は肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉の向上に

資するための基金であったが、当事業は平成 17 年で終了している

基 金

(単位：千円)

| 区 分 | 年度当初現在高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|---------------------|----------------------|----------|----------------------|
| 預 金 | 3,558,001 | 173,781 | 3,731,782 |
| 土 地 | 3,827 m ² | 0 | 3,827 m ² |
| 基金名（上記の預金内訳） | 年度当初現在高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
| ① 財政調整積立基金 | 816,209 | 35,071 | 851,280 |
| ② 減債基金 | 123,435 | 76,081 | 199,516 |
| ③ 地域活性化基金 | 43,835 | △5,154 | 38,681 |
| ④ 公共施設等建設基金 | 854,501 | 46,620 | 901,121 |
| ⑤ 図書館図書購入基金 | 2,025 | 0 | 2,025 |
| ⑥ 赤碕中学校区小学校図書購入基金 | 6,705 | 0 | 6,705 |
| ⑦ 東伯小学校門脇教育図書購入基金 | 7,500 | 0 | 7,500 |
| ⑧ 赤碕中学校図書購入基金 | 2,200 | 0 | 2,200 |
| ⑨ 林原育英奨学基金 | 11,402 | 602 | 12,004 |
| ⑩ 平岩教育・福祉振興基金 | 3,906 | 2 | 3,908 |
| ⑪ 船上山万本桜公園整備基金 | 4,604 | 0 | 4,604 |
| ⑫ 地域福祉基金 | 10,427 | 0 | 10,427 |
| ⑬ 国民健康保険財政調整基金 | 1,497 | 1 | 1,498 |
| ⑭ 国民健康保険高額療養費資金貸付基金 | 3,000 | 0 | 3,000 |
| ⑮ 介護給付費準備基金 | 13 | 0 | 13 |
| ⑯ 農村多元情報連絡施設等基金 | 13,619 | 2,213 | 15,832 |
| ⑰ 農業集落排水事業推進基金 | 14,013 | 295 | 14,308 |
| ⑱ 土地開発基金 | 153,225 | 0 | 153,225 |
| ⑲ 道の駅ポート赤碕運営基金 | 137 | 0 | 137 |
| ⑳ 下水道事業推進基金 | 54,887 | 9,732 | 64,619 |
| ㉑ 下水道事業便所等改造資金貸付基金 | 17,391 | 839 | 18,230 |
| ㉒ きらりタウン赤碕定住促進基金 | 8,550 | △700 | 7,850 |
| ㉓ 地域振興基金 | 1,192,749 | 1,788 | 1,194,537 |
| ㉔ 森林保全管理基金 | 1,465 | 0 | 1,465 |
| ㉕ ふるさと未来夢基金 | 2,890 | 1,203 | 4,093 |
| ㉖ 地域雇用創出推進基金 | 169,560 | △17,027 | 152,533 |
| ㉗ コーポラスことうら基金 | 36,066 | 22,215 | 58,281 |
| ㉘ 物産館ことうら運営基金 | 2,190 | 0 | 2,190 |
| 合 計 | 3,558,001 | 173,781 | 3,731,782 |

財政調整基金＝年度間の財源の不均衡を調整するための基金である前年度末残高は 816,209 千円、決算年度中、新たに利息と 35,000 千円を積立、結果、

決算年度末現在高は対前年度比 35,071 千円プラスの 851,280 千円となった。

減債基金＝地方債の償還及びその信用のための基金である。前年度末残高は 123,435 千円、決算年度中取り崩しなく、利息と 76,000 千円を積立てた結果、決算年度中 76,081 千円の増となり、決算年度末現在高は 199,516 千円となった。

地域活性化基金＝活力ある町づくりを推進（人材育成、町おこし支援など）に充てるための基金である。前年度末残高は 43,835 千円であったが、決算年度中、観光振興事業などのため 5,175 千円を取崩し、利息 21 千円を積立てた結果、決算年度末現在高は 38,681 千円となった。

公共施設等建設基金＝町が設置する公共施設の費用に充てるための基金である。前年度末残高は 854,501 千円であったが、決算年度中取り崩しなく、新たに 46,000 千円と利息を積立て 46,620 千円が増加、結果、決算年度末現在高は 901,121 千円となった。

図書館図書購入基金＝図書購入の財源に充てるための基金である。前年度末残高は 2,025 千円であったが決算年度中の増減は無く、結果、決算年度末現在高は 2,025 千円である。

赤碓中学校区小学校図書購入基金＝表題の図書購入財源に充てるための基金である。決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は 6,705 千円である。

東伯小学校門脇教育図書購入基金＝表題の図書購入財源に充てるための基金である。決算年度中の増減はなく、決算年度末残高は 7,500 千円である。

赤碓中学校図書購入基金＝表題の図書購入財源に充てるための基金である。決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は 2,200 千円である。

林原育英奨学基金＝向学心旺盛でありながら、家庭の事情などの理由で勉学が困難な人を支援し人材の育成、教育水準の向上、地域社会の発展に寄与する目的の基金である。前年度末残高は 11,402 千円であったが決算年度中償還分 600 千円と利息を積立て 12,004 千円となった。

平岩教育・福祉振興基金＝教育振興と福祉増進の財源に充てるための基金。決算年度中、利子 2 千円を加え、決算年度末現在高は 3,908 千円である。

船上山万本桜公園整備基金＝万本桜公園整備事業の促進を図るための基金。年度中増減なく決算年度末現在高は 4,604 千円である。

地域福祉基金＝各種福祉事業の推進を図るための基金である。

前年度年末残高は 10,427 千円であったが、決算年度中増減はなく決算年度末現在高も 10,427 千円である。

国民健康保険財政調整基金＝当該事業の財源不足に備えた基金である。

前年度末残高は 1,497 千円であったが、年度中利子により 1 千円増加、結果決算年度末現在高は 1,498 千円である。

国民健康保険高額療養費資金貸付基金＝高額対象となる一部負担金の支払いが困難と認められる場合に貸付を行うための基金である。

決算年度中増減はなく、決算年度末現在高は 3,000 千円である。

介護給付費準備基金＝事業の健全な運営に資するための基金である。

前年度末残高は 13 千円で、決算年度中の増減は無く、決算年度末現在高は 13 千円である。

農村多元情報連絡等基金＝有線テレビジョン放送などの更新、その他経費に充てるための基金である。前年度末残高は 13,619 千円であったが、決算年度中、施設使用料 2,210 千円と利息を積立て増加、決算年度末現在高は 15,832 千円となった。

農業集落排水事業推進基金＝農業集落排水事業推進のための基金である。

前年度末残高は 14,013 千円であったが、決算年度中事業充当のため 10,000 千円を取崩し分担金収入の 10,289 千円と利息を積み立てた結果、決算年度中 295 千円により決算年度末残高 14,308 千円となった。

土地開発基金＝公共用に供する土地、公共の利益のために必要とする土地を先行取得し、円滑な事業を図るものである。前年度末残高は 153,225 千円で、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は 153,225 千円である。

道の駅ポータル赤碕運営基金＝表題の運営に関する財源に充てるための基金

である。年度当初現在高は 137 千円で、決算年度中の増減はなく決算年度末現在高は 137 千円である。

下水道事業推進基金＝下水道施設の整備及び起債償還等のための基金である。

前年度末残高は、54,887 千円であったが、事業充当のため 20,000 千円を取り崩し使用料の一部 29,710 千円と利息 22 千円積み立て差し引き決算年度中 9,732 千円となり決算年度末残高は 64,619 千円である。

下水道事業便所等改造資金貸付基金＝下水道処理区域内で、便所等を改造する対象者に貸付け融資をするための基金である。

前年末残高は 17,391 千円であったが、貸付償還分の 839 千円が増加し結果、決算年度末現在高は 18,230 千円となった。

きらりタウン赤碓定住促進基金＝きらりタウンの分譲促進に関する事業の財源に充てるための基金である。前年度末残高は 8,550 千円であったが、決算年度中、入居紹介者に対する奨励金のため 700 千円を取崩し支出、決算年度末残高は 7,850 千円となった。

地域振興基金＝町民の連携強化及び地域振興などを図るための基金。

平成 18 年 9 月新設。合併特例債を活用して地域振興促進のため設立したものである。

前年度末残高は 1,192,749 千円であったが、決算年度中、事業積立と利息の 1,788 千円を積立て取崩しはなく、決算年度末現在高は 1,194,537 千円となっている。

森林保全管理基金＝森林の保全及び管理の推進を図るための基金。

前年度末残高は 1,465 千円であったが、決算年度中の増減は無く、決算年度末現在高は 1,465 千円になっている。

ふるさと未来夢基金＝自然環境の保全、次世代育成支援、高齢者福祉の増進及び祭りの実施を通じて地域活力の創出を目的とした基金である。

前年度末残高は 2,890 千円であったが、ふるさと納税記念品およびパンフレットの作成等により 3,100 千円を支出、寄付金 4,302 千円と利息を積立て、差し引き 1,203 千円増加、結果決算年度末現在高 4,093 千円となっている。

地域雇用創出推進基金＝平成 21 年度普通交付税算定経費として導入された地域雇用創出推進費を町政策に反映する事が目的である。

前年度末残高は 169,560 千円であったが、決算年中に緊急雇用創出事業などのために 17,200 千円を取り崩し、利子 173 千円を積み立て差し引き 17,027 千円の減少、結果、決算年度末現在高は 152,533 千円である。

コーポラスことうら基金＝住宅困窮者に対し、健康で文化的な生活を営む住宅を提供するための基金である。

前年度末残高は 36,066 千円であったが、住宅使用料 22,179 千円と利子を積立て、決算年度末残高は 58,281 千円である。

物産館ことうら運営基金＝物産館の開設にともない、適正な運営を図るための基金である。前年度末残高は 2,190 千円、増減なく決算年度末現在高は 2,190

千円である。

2 公有財産

(総括) 土地及び建物

(1) 土地 (面積)

前年度末現在高は 866,056 m²であったが決算年度中公共用財産の 753 m²が増加し在 high は 866,809 m²となった。

(2) 建物 (延面積)

前年度末現在高 (木造、非木造延面積) は 142,475 m²であったが、年度増減結果 434 m²が減少、決算年度末現在高は 142,041 m²となっている。

増減異動の内容は下表を参照

H25 年度異動内容

| 財産の別 | 異動内容 | 施設名 | 土地 | 建物 | | |
|------|---------------|--------------------|----------|----------|---------|----------|
| | | | | | (木造) | (非木造) |
| 行政財産 | 建設 | 本庁舎車庫(西側) | 0 | 226 | 0 | 226 |
| | | しらとりこども園 | 0 | 1726.97 | 448.14 | 1278.83 |
| | | 南荒神団地集会所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 解体 | 本庁舎 | 0 | -1102.46 | -65.28 | -1037.18 |
| | | 本庁舎車庫 | 0 | -348.72 | 0 | -348.72 |
| | | 外書庫 | 0 | -90.46 | 0 | -90.46 |
| | | 厚生会館 | 0 | -159.65 | -159.65 | 0 |
| | | 八橋幼稚園 | 0 | -337.00 | 0 | -337.00 |
| | | 新規就農者住宅(逢束 1126) | 0 | -100.41 | 0 | -100.41 |
| | | 新規就農者住宅(逢束 1139-1) | 0 | -197.49 | 0 | -197.49 |
| 購入 | 赤碕文化センター駐車場用地 | 759.94 | 0 | 0 | 0 | |
| 普通財産 | 購入 | 赤碕台場(馬野建設) | 2279.28 | 0 | 0 | 0 |
| | | 定期借地権土地(7件) | 1978.65 | 0 | 0 | 0 |
| | | きらり(赤碕 2530-61) | 285.77 | 0 | 0 | 0 |
| | | きらり(赤碕 2530-68) | 265.85 | 0 | 0 | 0 |
| | | きらり(赤碕 1880-16) | 301.18 | 0 | 0 | 0 |
| | | きらり(赤碕 1880-66) | 286.79 | 0 | 0 | 0 |
| | | きらり(赤碕 1880-17) | 309.17 | 0 | 0 | 0 |
| | | きらり(赤碕 1880-79) | 326.09 | 0 | 0 | 0 |
| | | 槻下 933-10 | 203.80 | 0 | 0 | 0 |
| | 売却 | 東伯文化センター前(杉本) | -207.09 | -49.50 | 0 | -49.50 |
| | | 旧八幡団地(田中) | -165.25 | 0 | 0 | 0 |
| | | 旧朝日ヶ丘団地(林原) | -396.70 | 0 | 0 | 0 |
| | | 旧朝日ヶ丘団地(馬野建設) | -3495.69 | 0 | 0 | 0 |

※ 南荒神団地集会所は元の面積が不明で、台所部分以外をいったん除却して建て直したため面積はほぼ変わらないので面積の異動は無しとする。

(3) 山林

山林財産は、前年度現在高と変わらず、分収林「帽子取地区」の 567,647 m² である。

注：分収林＝分収林契約を結び造林後の伐採で収益を分け合うもの

説明：公有財産は、地方公共団体の所有する「不動産」「動産」「物権」「無体財産権」「有価証券」「出資による権利」「不動産の信託による受益権」という。

公有財産は、「行政財産」と「普通財産」に分類される。

「行政財産」は「公用財産」又は「公共用財産」に区分される。「公用財産」は役場本庁・分庁舎、警察、消防施設等であり、「公共用財産」には学校、保育園、幼稚園、公営住宅、公園等がある。

「普通財産」は「行政財産」以外の公有財産をいい、例えば職員住宅、貸付を目的とした土地、建物である。

注：次ページに取り上げたのは、公有財産の内公共用財産（一般住民が使用することができる財産である）。但し学校・保育所などは除いた。

公共施設や、指定管理者制度に係わる施設の状況を表にしたものである。公共用施設の管理運用については当然の事ながら「費用対効果」を踏まえて利用率の向上、維持管理費の効率化などが課題である。

平成 25 年度おもな公共施設等の活用状況

※()の数値は、前年度実績額

| 施設名 | 利用人員 | 費 用 | | | 利用料等 収入 (B) | 一般財源額 (A) - (B) |
|---------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| | | 人件費 | 維持 管理費等 | 計 (A) | | |
| 赤碕地域コミュニ ティーセンター | 3,886 (4,841) | 3,475,728 (3,489,548) | 9,376,482 (9,553,120) | 12,852,210 (13,042,668) | 130,200 (200,000) | 12,722,010 (12,842,668) |
| 町営駐車場 | 300 (300) | 0 (0) | 9,408 (8,757) | 9,408 (8,757) | 1,518,000 (1,518,000) | 0 (0) |
| ふるさと海岸公 衆トイレ | — — | 50,000 (150,000) | 46,725 (44,863) | 96,725 (194,863) | 0 (0) | 96,725 (194,863) |
| 逢束海岸ふれあ い広場 | — — | 145,152 (113,022) | 401,989 (365,734) | 547,141 (478,756) | 0 (0) | 547,141 (478,756) |
| 徳万公園 | — — | 0 (0) | 229,386 (264,009) | 229,386 (264,009) | 0 (0) | 229,386 (264,009) |
| 八橋児童公園 | — — | 120,000 (120,000) | 223,571 (34,925) | 343,571 (154,925) | 0 (0) | 343,571 (154,925) |
| いきいき健康セ ンター | 722 (673) | 0 (0) | 347,163 (406,397) | 347,163 (406,397) | 0 (0) | 347,163 (406,397) |
| いなり公園 | — — | 120,000 (120,000) | 1,611,555 (229,361) | 1,731,555 (349,361) | 0 (0) | 1,731,555 (349,361) |
| 道の駅公園 | — — | 85,000 (85,000) | 5,451,675 (347,290) | 5,536,675 (432,290) | 5,351,850 (0) | 184,825 (432,290) |
| 荒神公園 | — — | 0 (0) | 72,961 (246,850) | 72,961 (246,850) | 0 (0) | 72,961 (246,850) |
| きらり公園 | — — | 72,576 (71,604) | 104,821 (324,480) | 177,397 (396,084) | 0 (0) | 177,397 (396,084) |
| 大父木地親水公 園 | 530 (580) | 0 (0) | 697,581 (781,476) | 697,581 (781,476) | 0 (0) | 697,581 (781,476) |
| 水辺公園 | 4,000 (4,000) | 450,000 (450,000) | 179,950 (853,771) | 629,950 (1,303,771) | 0 (0) | 629,950 (1,303,771) |
| 逢束農村公園 | 2,000 (2,000) | 0 (0) | 153,826 (117,149) | 153,826 (117,149) | 0 (0) | 153,826 (117,149) |
| 八橋農村公園 | 840 (1,460) | 156,000 (156,000) | 350,550 (197,015) | 506,550 (353,015) | 0 (0) | 506,550 (353,015) |

| 施設名 | 利用人員 | 費 用 | | | 利用料等 収入 (B) | 一般財源額 (A) - (B) |
|-------------------|--------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| | | 人件費 | 維持 管理費等 | 計 (A) | | |
| 花見公園 | — — | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 伊勢崎地区コミュニティー施設 | 2,804 (1,898) | 270,000 (270,000) | 1,277,540 (831,440) | 1,547,540 (1,101,440) | 24,225 (17,250) | 1,523,315 (1,084,190) |
| 赤碕ふれあい交流会館 | 5,722 (9,983) | 0 (0) | 915,458 (970,193) | 915,458 (970,193) | 59,850 (146,700) | 855,608 (823,493) |
| 生涯学習センター | 48,017 (50,606) | 0 (0) | 27,967,341 (31,052,252) | 27,967,341 (31,052,252) | 4,200,886 (4,301,014) | 23,766,455 (26,751,238) |
| 八橋地区公民館 | 11,235 (10,643) | 2,654,088 (2,656,810) | 1,840,081 (1,578,092) | 4,494,169 (4,234,902) | 41,400 (25,600) | 4,452,769 (4,209,302) |
| 浦安地区公民館 | 6,764 (8,029) | 2,203,056 (2,070,426) | 2,290,248 (2,453,898) | 4,493,304 (4,524,324) | 283,500 (269,850) | 4,209,804 (4,254,474) |
| 下郷地区公民館 | 3,556 (4,359) | 2,655,449 (2,659,532) | 1,067,582 (1,088,959) | 3,723,031 (3,748,491) | 29,550 (24,000) | 3,693,481 (3,724,491) |
| 上郷地区公民館 | 2,259 (2,762) | 2,669,059 (2,684,030) | 1,115,700 (878,405) | 3,784,759 (3,562,435) | 24,580 (24,000) | 3,760,179 (3,538,435) |
| 古布庄地区公民館 | 2,504 (2,800) | 2,699,864 (2,526,602) | 1,486,014 (1,130,879) | 4,185,878 (3,657,481) | 0 (0) | 4,185,878 (3,657,481) |
| 赤碕地区公民館 | 7,789 (6,336) | 2,230,377 (2,664,478) | 1,450,400 (1,202,420) | 3,680,777 (3,866,898) | 21,000 (24,000) | 3,659,777 (3,842,898) |
| 成美地区公民館 | 5,288 (6,027) | 2,690,781 (2,669,922) | 1,924,268 (4,307,142) | 4,615,049 (6,977,064) | 187,025 (171,950) | 4,428,024 (6,805,114) |
| 安田地区公民館 | 4,566 (3,695) | 2,429,071 (2,352,256) | 1,454,215 (3,435,754) | 3,883,286 (5,788,010) | 123,600 (71,000) | 3,759,686 (5,717,010) |
| 以西地区公民館 | 3,634 (3,599) | 2,687,615 (2,668,561) | 1,281,968 (1,887,523) | 3,969,583 (4,556,084) | 107,075 (115,850) | 3,862,508 (4,440,234) |
| 琴浦町図書館 (本館、分館) | 33,677 (33,681) | 20,286,672 (20,251,110) | 11,266,280 (11,339,687) | 31,552,952 (31,590,797) | 100,000 (218,037) | 31,452,952 (31,372,760) |
| カウベルホール | 18,757 (16,460) | 4,097,549 (4,065,060) | 8,251,600 (6,852,024) | 12,349,149 (10,917,084) | 1,688,304 (1,409,108) | 10,660,845 (9,507,976) |
| 農業者トレーニングセンター | 15,928 (17,730) | 2,300,704 (2,308,404) | 6,197,679 (3,349,389) | 8,498,383 (5,657,793) | 379,125 (370,399) | 8,119,258 (5,287,394) |

| 施設名 | 利用人員 | 費 用 | | | 利用料等 収入 (B) | 一般財源額 (A) - (B) |
|--------------------|----------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | 人件費 | 維持 管理費等 | 計 (A) | | |
| 平岩記念会館 | 2,253 (1,572) | 0 (0) | 892,803 (1,575,236) | 892,803 (1,575,236) | 133,250 (215,933) | 759,553 (1,359,303) |
| 赤碕総合運動 公園 | 9,209 (9,809) | 2,181,400 (2,931,150) | 7,358,240 (5,827,799) | 9,539,640 (8,758,949) | 734,065 (773,205) | 8,805,575 (7,985,744) |
| 東伯総合公園 | 41,768 (44,664) | 5,083,430 (5,511,594) | 12,556,709 (10,505,265) | 17,640,139 (16,016,859) | 1,479,282 (1,667,015) | 16,160,857 (14,349,844) |
| 桐谷家住宅 | 1,010 (1,285) | 0 (0) | 191,903 (188,328) | 191,903 (188,328) | 0 (0) | 191,903 (188,328) |
| 東伯隣保館 | 10,160 (10,915) | 6,302,540 (6,450,632) | 3,580,108 (3,723,723) | 9,882,648 (10,174,355) | 5,906,150 (6,070,100) | 3,976,498 (4,104,255) |
| 東伯児童館 | | 2,314,780 (2,300,160) | 591,553 (542,576) | 2,906,333 (2,842,736) | 0 (63,000) | 2,906,333 (2,779,736) |
| 赤碕隣保館 | 12,979 (12,899) | 6,727,700 (6,732,764) | 4,648,916 (4,455,727) | 11,376,616 (11,188,491) | 6,147,900 (6,752,650) | 5,228,716 (4,435,841) |
| 赤碕児童館 | | 4,331,830 (3,953,864) | 423,051 (506,099) | 4,754,881 (4,459,963) | 1,797,000 (63,000) | 2,957,881 (4,396,963) |
| 東伯勤労者体 育センター | 12,149 (9,558) | 0 (0) | 577,690 (173,840) | 577,690 (173,840) | 81,085 (83,235) | 496,605 (90,605) |
| 赤碕勤労者体 育センター | 4,498 (7,586) | 0 (0) | 427,552 (733,733) | 427,552 (733,733) | 96,629 (122,347) | 330,923 (611,386) |
| ポート赤碕 | 339,672 (272,594) | 1,256,170 (1,231,640) | 3,204,529 (4,210,928) | 4,460,699 (5,442,568) | 3,215,000 (2,795,000) | 1,245,699 (2,647,568) |
| 日韓友好交流 公園 (資料館) | 14,945 (17,069) | 2,089,580 (2,090,920) | 3,302,247 (5,502,719) | 5,391,827 (7,593,639) | 0 (0) | 5,391,827 (7,593,639) |
| 旧中井旅館 | 2,575 (2,253) | 0 (0) | 425,821 (619,151) | 425,821 (619,151) | 0 (7,875) | 425,821 (611,276) |
| 物産館 こと うら | 222,746 (204,332) | 0 (0) | 11,514,226 (15,590,113) | 11,514,226 (15,590,113) | 12,456,511 (11,724,383) | 0 (3,865,730) |
| コトウラお試 し住宅 | 34 (0) | | 678,296 (0) | 678,296 (0) | 466,320 (0) | 211,976 (0) |
| 赤碕高齢者憩 いの家 | 394 (286) | 0 (0) | 35,048 (35,048) | 35,048 (35,048) | 0 (0) | 35,048 (35,048) |

| 施設名 | 利用人員 | 費用 | | | 利用料等 収入 (B) | 一般財源額 (A) - (B) |
|---------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | 人件費 | 維持 管理費等 | 計 (A) | | |
| 琴浦町営斎場 | 293 (331) | 5,614,920 (5,614,920) | 4,050,812 (5,879,968) | 9,665,732 (11,494,888) | 2,778,000 (3,248,005) | 6,887,732 (8,246,883) |
| 東伯浄化センター | 46,710 (43,911) | 0 (0) | 33,106,350 (36,276,395) | 33,106,350 (36,276,395) | 77,691,242 (75,532,026) | 0 (0) |
| 赤碕浄化センター | 37,825 (35,710) | 0 (0) | 26,090,268 (28,689,081) | 26,090,268 (28,689,081) | 58,185,446 (55,297,508) | 0 (0) |
| 農業集落排水 処理施設 (9 箇 所) | 38,021 (38,321) | 0 (0) | 39,570,067 (41,234,926) | 39,570,067 (41,234,926) | 44,313,025 (43,974,242) | 0 (0) |
| 学校給食セン ター | 300,259 (305,248) | 44,800,868 (46,551,343) | 28,052,717 (29,817,301) | 72,853,585 (76,368,644) | 0 (500,000) | 72,853,585 (75,868,644) |

※給食センターの利用人員は食の数値 単位：食

平成 25 年度指定管理者制度導入施設の状況

| 施設名 | 利用人員 | 町予算歳出 | | | 利用料等 収入 (B) | 一般財源額 (A) - (B) |
|--|-------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
| | | 指定管理料 | 維持 管理費等 | 計 (A) | | |
| 八橋ふれあいセン ター | 1,157 (1,344) | 371,000 (491,000) | 213,190 (355,465) | 584,190 (846,465) | 0 (0) | 584,190 (846,465) |
| 東伯高齢者憩いの 家 | 481 (394) | 0 (0) | 45,027 (45,027) | 45,027 (45,027) | 0 (0) | 45,027 (45,027) |
| 老人ふれあい工房 | 160 (207) | 0 (0) | 18,010 (18,010) | 18,010 (18,010) | 0 (0) | 18,010 (18,010) |
| 陶芸創作館 | 130 (165) | 0 (0) | 9,005 (9,005) | 9,005 (9,005) | 0 (0) | 9,005 (9,005) |
| 琴浦町野菜共同出 荷所 | 2,500 (2,500) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 一向平森林体験・交 流センター 一向平バーベキュ ーハウス 一向平キャンプ場 | 10,578 (9,467) | 3,000,000 (3,000,000) | 2,321,658 (2,690,351) | 5,321,658 (5,690,351) | 0 (0) | 5,321,658 (5,690,351) |
| 三本杉ふるさと分 校 | 1,098 (1,120) | 0 (0) | 67,093 (85,093) | 67,093 (85,093) | 0 (0) | 67,093 (85,093) |

| 施設名 | 利用人員 | 町予算歳出 | | | 利用料等 収入 (B) | 一般財源額 (A) - (B) |
|----------------------|----------------|----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | 指定管理料 | 維持 管理費等 | 計(A) | | |
| 琴浦町船上山人材 活用加工販売施設 | 880 (880) | 0 (0) | 0 (52,234) | 0 (52,234) | 0 (0) | 0 (52,234) |
| カウベルホール調 理加工等施設 | 851 (1,011) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 74,706 (83,335) | 0 (0) |
| 槻下集会所 | 360 (225) | 0 (0) | 29,895 (29,895) | 29,895 (29,895) | 0 (0) | 29,895 (29,895) |
| 松ヶ丘集会所 | 241 (317) | 0 (0) | 22,434 (22,434) | 22,434 (22,434) | 0 (0) | 22,434 (22,434) |
| きらり団地集会所 | 437 | 0 | 19,718 | 19,718 | 0 | 19,718 |
| 琴浦町漁村センタ ー | 394 | 0 | 352,099 | 352,099 | 0 | 352,099 |

注：指定管理料、維持管理費などについては、町予算の支出額等である。

()内の数値は、前年度実績額

公共施設の活用状況

公共施設は、地域の居住環境を高め、地元住民のふれあいの場を提供するの
 で価値は高く、ゆえに有効性や効率性も重視しなくてはならない。特に、地域
 住民の利用率の乏しい施設でも管理費はかかる。明らかにされている利用人員
 には疑問が残るものもある。有効利用率の向上は周辺住民が憩いの空間創出に
 携わることが基本でなければならない。人口減、少子化問題もある中で利用率
 向上は至難であるが、近所住民の意見、アイデアを求めるなど努力が必要であ
 る。また、グランドゴルフ競技によるものは利用も多いがカウントされていな
 い。「記録帳簿」の記入が必要。

3 物 品

自動車等の物品状況を次ページに表で示した。

自動車等の所属課及び配備台数

| | 乗 用 | 連 絡 | 消 防 | 給 食 | ダ ンプ | 除 雪 | マイ クロ | デイ サービス車 | 乗 合 | 図 書館 車 | 電 動 自 転 車 | 計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|----------|-------------|--------|--------------|-----------------------|----|
| 総務課 | 1 | 9 | 11 | | | | 2 | | | | | 23 |
| 税務課 | | 5 | | | | | | | | | | 5 |
| 企画情報課 | | 2 | | | | | | | | | | 2 |
| 町民生活課 | | 2 | | | | | | | | | | 2 |
| 健康対策課 | | 2 | | | | | | | | | | 2 |
| 福祉課 | | 4 | | | | | | 1 | | | 1 | 6 |
| 分庁 | | 2 | | | | | 1 | | | | | 3 |
| 商工観光課 | | 2 | | | | | | | 7 | | | 9 |
| 農林水産課 | | 4 | | | | | | | | | | 4 |
| 建設課 | | 4 | | | 2 | 6 | | | | | | 12 |
| 上下水道課 | | 5 | | | | | | | | | | 5 |
| 農業委員会 | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 教育総務課 | | 1 | | | | | | | 4 | | | 5 |
| 社会教育課 | | 4 | | | | | | | | | 1 | 5 |
| 人権・同和 | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 文化センター | | 2 | | | | | | | | | | 2 |
| 給食センター | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| 図書館 | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| トレセン | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 総合体育館 | | 2 | | | | | | | | | | 2 |
| 合計 | 1 | 53 | 11 | 1 | 2 | 6 | 3 | 1 | 11 | 1 | 2 | 92 |

注:物品会計は金銭会計において取得したものであり、金銭が化体されたものである。金銭と同様厳重な取り扱いが求められる。

琴浦町の場合、物品管理は、財務規則第 166 条～第 186 条により行なわれている。特に、合併を機に平成 18 年度に再整備の上、同規則第 166 条関係の物品の分類表により厳重な管理をおこなっているものであるが、膨大な数量であり決算公表は自動車等単価の大きいものとどめた。

物品状況

| 区 分 | 前年度末残高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|---------|--------|----------|----------|
| 乗用自動車 | 1 | 0 | 1 |
| 連絡用自動車 | 53 | 0 | 53 |
| 消防自動車 | 11 | 0 | 11 |
| 給食運搬車 | 1 | 0 | 1 |
| ダンプ | 2 | 0 | 2 |
| 除雪車 | 6 | 0 | 6 |
| マイクロバス | 3 | 0 | 3 |
| デイサービス車 | 1 | 0 | 1 |
| 乗合自動車 | 7 | 4 | 11 |
| 図書館車 | 1 | 0 | 1 |
| 電動自転車 | 2 | 0 | 2 |
| (動物) 乳牛 | 6 | △3 | 3 |
| (動物) 和牛 | 0 | 0 | 0 |

1. 自動車等は前年度末残高と変化なし。
2. (動物) 乳牛は前年度末残高は6頭であったが決算年度中機能を果たさなくなつたため3頭少なくなり決算年度末残高は3頭となっている。

注：(動物) 和牛は制度上平成 23 年度に廃止されている。

4 図書

平成24年度の蔵書総数は、本館128,912冊、分庁26,359冊、計155,271冊であったが、新たに購入した3,444冊、寄付など5,345冊、計8,789冊が増となったが、889冊を除籍（財務規則第178条の物品の出納整理による廃棄及び亡失処分）結果、決算年度現在高は合計163,171冊となっている。

図 書

(単位：冊)

| | 本 館 | | | 分館 | | | 総合計 |
|-------------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|
| | 一般 | 児童 | 合計 | 一般 | 児童 | 合計 | |
| 0 総 記 | 2,114 | 178 | 2,292 | 434 | 60 | 494 | 2,786 |
| 1 哲 学 | 3,238 | 216 | 3,454 | 531 | 39 | 570 | 4,024 |
| 2 歴 史 | 7,154 | 912 | 8,066 | 1,777 | 378 | 2,155 | 10,221 |
| 3 社 会 | 10,708 | 1,074 | 11,782 | 1,684 | 208 | 1,892 | 13,674 |
| 4 自 然 | 5,299 | 1,802 | 7,101 | 699 | 461 | 1,160 | 8,261 |
| 5 技 術 | 8,009 | 682 | 8,691 | 874 | 188 | 1,062 | 9,753 |
| 6 産 業 | 3,517 | 449 | 3,966 | 416 | 177 | 593 | 4,559 |
| 7 芸 術 | 8,773 | 927 | 9,700 | 1,201 | 211 | 1,412 | 11,112 |
| 8 言 語 | 1,092 | 231 | 1,323 | 163 | 29 | 192 | 1,515 |
| 9 文 学 | 32,321 | 8,314 | 40,635 | 7,047 | 2,026 | 9,073 | 49,708 |
| E 絵 本 | | 13,165 | 13,165 | | 2,741 | 2,741 | 15,906 |
| C 紙芝居 | | 431 | 431 | | 87 | 87 | 518 |
| R 参 考 | 1,543 | 268 | 1,811 | 515 | 129 | 644 | 2,455 |
| D 大活字 | 1,217 | | 1,217 | 143 | | 143 | 1,360 |
| L 大 型 | 503 | | 503 | 131 | | 131 | 634 |
| ヤングアダ ルト | 2,563 | | 2,563 | | | 0 | 2,563 |
| 闘病記 | 367 | | 367 | | | 0 | 367 |
| 文庫本 | 6,931 | | 6,931 | 1,966 | | 1,966 | 8,897 |
| 郷土資料 | 7,871 | | 7,871 | 3,850 | | 3,850 | 11,721 |
| 視聴覚資料 | 2,619 | | 2,619 | 82 | | 82 | 2,701 |
| その他 | 436 | 0 | 436 | | 0 | 0 | 436 |
| 計 | 106,275 | 28,649 | 134,924 | 21,513 | 6,734 | 28,247 | 163,171 |
| 前年度計 | 101,337 | 27,575 | 128,912 | 20,039 | 6,320 | 26,359 | 155,271 |

注：「文庫本」「郷土資料」「視聴覚資料」については、一般と児童の区分がないものがあり、合計にのみ数字を挙げている。

図書貸出利用状況

| 平成25年度 | 平成24年度 | 平成23年度 |
|---------|---------|----------|
| 33,677人 | 33,681人 | 34,681 人 |

読書は、教養・文化・の知的財産となり、進歩のエネルギーといわれている図書利用の一層の推進を求めたい。

「移動図書館車」は各地域に文化を運ぶすばらしい施策である。町内 42 箇所の開館地点も定着し、週 2 回の開館を待ちわびている固定客も増加の傾向で現在 12,602 冊の利用である。

5 現金及び有価証券

(1) 現金預金 (出納閉鎖平成 26 年 5 月 31 日現在)

| | 歳計 | 外現金 | 基金 |
|----|--------------|-----------|--------------|
| 預金 | 1,035,711 千円 | 99,126 千円 | 4,050,147 千円 |
| 現金 | 591 千円 | 0 千円 | 0 千円 |
| 計 | 1,036,302 千円 | 99,126 千円 | 4,050,147 千円 |

(2) 有価証券 (財産的価値を有するもの) 87,092 千円

説明

◆歳計現金とは「地方公共団体の歳入歳出に属する現金」である。具体的には、地方税、国・県補助金、地方交付税、地方債などの収入現金のこと。また、自治体が物品購入、工事などの請負代金、給与などの支払いに充てる現金のことである。

◆歳計外現金とは「地方自治体の所有に属せず、支払い資金に充てることのできない現金のこと。具体的には、入札保証金、契約保証金、住宅敷金、県営住宅使用料等 (企業会計<複式簿記>における「預り金」に相当するものである。)

6 出資等による権利

出資等の状況

出資等の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 前年度末 現在高 | 決算年度中 増減高 | 決算年度末 現在高 |
|-------------------|-------------|--------------|--------------|
| 鳥取県農業信用基金協会出資金 | 14,950 | 0 | 14,950 |
| 鳥取県中部森林組合出資金 | 9,602 | 0 | 9,602 |
| 鳥取県畜産推進機構出資金 | 450 | 0 | 450 |
| 琴浦町社会福祉協議会出資金 | 4,950 | 0 | 4,950 |
| 地方公営企業等金融機構出資金 | 2,400 | 0 | 2,400 |
| 琴浦町土地開発公社出資金 | 6,000 | 0 | 6,000 |
| 中部ふるさと市町村圏振興事業出資金 | 163,530 | 0 | 163,530 |
| 智頭鉄道株式会社出資金 | 150 | 0 | 150 |
| 鳥取中央有線放送株式会社出資金 | 8,500 | 0 | 8,500 |

| | | | |
|----------------------|---------|---|---------|
| 大山観光開発株式会社出資金 | 100 | 0 | 100 |
| 鳥取県漁業信用基金協会出資金 | 950 | 0 | 950 |
| 有限会社ポート赤碓出資金 | 1,000 | 0 | 1,000 |
| 鳥取県信用保証協会出捐金 | 12,945 | 0 | 12,945 |
| 財団法人ふるさと情報センター出捐金 | 500 | 0 | 500 |
| ことぶき高齢者事業センター出捐金 | 440 | 0 | 440 |
| 鳥取県国際交流財団出捐金 | 3,549 | 0 | 3,549 |
| 鳥取県建設資源利用センター出捐金 | 100 | 0 | 100 |
| 鳥取県林業労働者福祉共済会出捐金 | 8,086 | 0 | 8,086 |
| 砂防フロンティア整備推進機構設立出捐金 | 200 | 0 | 200 |
| 暴力追放鳥取県民会議出捐金 | 2,831 | 0 | 2,831 |
| 財団法人鳥取県環境管理事業センター出捐金 | 1,300 | 0 | 1,300 |
| 財団法人とっとり政策総合センター出捐金 | 550 | 0 | 550 |
| 東・中部地域雇用環境整備資金出捐金 | 680 | 0 | 680 |
| 財団法人鳥取県建設技術センター出捐金 | 13 | 0 | 13 |
| 鳥取県腎バンク出捐金 | 452 | 0 | 452 |
| あぐりポート琴浦出捐金 | 2,000 | 0 | 2,000 |
| 合 計 | 246,228 | 0 | 246,228 |

出資金等による権利財産は前年度末残高から増減は無く、決算年度末現在高は246,228千円となっている。

公営企業会計（水道事業）決算審査意見

（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

琴 浦 町 監 査 委 員



発 監 第 40 号
平成 26 年 9 月 2 日

琴浦町水道事業管理者
琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町監査委員 松 田 道 昭

同 井 木 裕



平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの
公営企業会計（水道事業）決算意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 23 年度一年間
の公営企業（水道事業）の決算に関する審査意見書を提出する。

平成 25 年度公営企業会計(水道事業)決算意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの公営企業会計水道事業の決算。

2 審査の期間

平成 26 年 6 月 30 日から 3 日間余実施

3 審査の手続き

- (1) 当審査は、平成 25 年度一年間の行政施策及び予算執行状況の結果について審査を行った。
- (2) 審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書について、これらが関係法令に準拠して作成され、当事業の経営状況及び財務状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係書帳簿、証書類その他関係資料を精査し関係職員の説明を求めるなど数値の正否、予算執行並びに勘定科目整理の適否等について審査した。併せて別途実施した例月出納検査、定期監査の結果等も勘案しながら慎重に実施した。
- (3) 審査に当っては、公営企業法第 3 条の規定に基づき企業の運営が常に経済性を発揮し、本来の目的である「公共の福祉」を増進するよう運営されているかどうか特に意を用いて審査した。
- (4) なお、水道事業における経営状況の判断のため、配水量、有収水量、事業収支など年間の実績を資料に基づき審査した。

第 2 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の平成 25 年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示され、決算数値の誤りはないものと認められた。審査結果の詳細は以下のとおりである。

1 事業の概要

(1) 経営状況及び経理状況

平成 25 年 3 月末現在における「※¹ 給水人口は 16,501 人で、これは行政区域内(琴浦町)人口 18,508 人に対しては 89.1%を占める。また、※² 給水区域内人口 16,657 人に対しての普及率は、井戸水などでの自己解決もあり 99.1%となっている。

尚、行政区域内戸数(6,426 戸)の内、上水道を利用していない世帯は 675 戸(用水組合等<557 戸>、自家用水<118 戸>)となっている。年間総配水量は 2,197,709_{m³}(対前年度比 24,593_{m³}増)に対し、年間総有水量は 1,610,299_{m³}で(対前年度比 53,185_{m³}減)。※³ 有収率を見ると 73.3%となり

対前年度比 3.3 ポイント減少している。

(2) このような「経営状況」における「経理状況」の結果、年間配水量は 2,197,709 m³により対前年度比 24,593m³増加しているものの、肝心の収益水量は 1,610,299 m³と前年度より 53,185m³少なく、従って給水収益は 7,089,417 円の減収となり 240,622,598 円となっている。

このように、収益水量が対前年度比で減少傾向にあるのは、行政区域内の総体的人口と戸数の減少に伴う構造的なもので、歯止めがないかぎりこの傾向は持続すると思われる。

営業収益に対する「事業費用」を見ると、前年度比 8,263,656 円増の 235,757,660 円である。これは配水及び給水費などは減少したものの、減価償却費や配水管布設替えに伴う資産減耗費が増加した結果である。

これによる今年度の収支を見れば純利益は 9,906,853 円となり前年度と比べ 19,701,421 円の減少となっている。

※1 給水人口・・・町営水道を利用する人口

※2 有収水量・・・水道料金の対象となる水量

※3 有収率・・・(有収水量/配水量)×100

(2) 業 務 量

| 事 項 | 単 位 | 平成 25 年度 | 平成 24 年度 | 対前年比較 | | |
|---------|----------------|----------------|-----------|-----------|---------|-------|
| | | | | 増 減 | 比較(%) | |
| 年度末給水人口 | 人 | 16,501 | 16,685 | △ 184 | 98.9 | |
| 年度末給水戸数 | 戸 | 5,751 | 5,739 | 12 | 100.2 | |
| 普及率 | % | 99.1 | 99.2 | — | — | |
| 配水量 | 年間 | m ³ | 2,197,709 | 2,173,116 | 24,593 | 101.1 |
| | 1ヶ月平均 | m ³ | 183,142 | 181,093 | 2,049 | 101.1 |
| | 1日平均 | m ³ | 6,021 | 5,954 | 67 | 101.1 |
| 有収水量 | 年間 | m ³ | 1,610,299 | 1,663,484 | △53,185 | 96.8 |
| | 1ヶ月平均 | m ³ | 136,775 | 138,624 | △ 1,849 | 98.7 |
| | 1日平均 | m ³ | 4,412 | 4,557 | △ 146 | 96.8 |
| 1日最大配水量 | m ³ | 7,114 | 6,754 | 360 | 105.3 | |
| 有収率 | % | 73.3 | 76.5 | △3.3 | 95.7 | |

(3) 供給単価

$$= \frac{\text{給水収益 } 240,622,598 \text{ 円}}{\text{有収水量 } 1,610,299 \text{ m}^3} = 149 \text{ 円 } 43 \text{ 銭}$$

営業収益の中心は給水収益であり、これは有収率によって左右される。当年度の給水収益は240,622,598円で前年度より2.9%減少し、有収水量も前年度より3.2%減の1,610,299 m³となっている。これにより有収水量1 m³当たりの供給単価は149円43銭となり、前年度の148円91銭より52銭の増である。

(4) 給水原価

$$= \frac{\text{総費用 } 235,757,660 \text{ 円} - (\text{受託工事費} + \text{材料売却費}) 33,026 \text{ 円}}{\text{有収水量 } 1,610,299 \text{ m}^3} = 146 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}$$

有収水量に対し、配水に要する総費用の割合が給水原価である。当年度有収水量1,610,299 m³の生産に要した総費用は235,757,660円であるから、給水原価は146円39銭となり前年度より高くなっている、前年度は136円70銭。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収益的収支

収益的収入及び支出は、一事業年度の企業の経営活動で発生した収益と費用を表している。

収益的収入

単位:円

| 区 分 | 平成 24 年度 決算額 | 平成 25 年度 予算額 | 平成 25 年度 | | 収入率 % |
|--------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|----------|
| | | | 決算額 | うち仮受消費税 | |
| 第 1 款 水道事業収益 | 269,510,113 | 257,681,000 | 257,597,373 | 11,932,860 | 100 |
| 第 1 項 営業収益 | 267,750,009 | 256,852,000 | 256,799,759 | 11,930,669 | 100 |
| 第 2 項 営業外収益 | 1,760,104 | 827,000 | 797,614 | 2,191 | 96.4 |
| 第 3 項 特別利益 | 0 | 2,000 | 0 | 0 | 0.0 |

① 収入

水道事業収益決算額は257,597,373円（うち仮受消費税11,932,860円）で、予算額257,681,000円に対する収益率は100%である。

その内訳は、営業収益256,799,759円（内仮受消費税11,930,669円）で対前年度比4.1%減（10,950,250円）である。営業外収益797,614円（内仮受消費税

2,191円で、対前年度比45.3%、962,490円の減である。内訳は、預金利息138,674円、他会計補助金612,160円、雑収益44,589円（琴浦の水46,180円、松谷利息334,013円）等である。

滞納状況

単位：円

| 区 分 | 平成24年度末 合 計 | 平成25年度末 合 計 | 平成25年度 現年分滞納額 | 平成25年度における 過年度分収入額 |
|-------|----------------|----------------|------------------|-----------------------|
| 水道使用料 | 16,997,796 | 18,263,611 | 5,602,658 | 4,336,843 |

水道使用料の「滞納状況」を見ると平成24年度末の滞納残高は16,997,796円（述べ873人）であったが、平成25年度における過年度分回収額は4,336,843円（回収率25.5%）である。一方、平成25年度に新たに発生した滞納額は5,602,658円に及び、結果、決算年度末滞納額は18,263,611円（延べ918人）となっている。不納欠損はゼロである。

収益的支出

単位：円

| 区 分 | 平成24年度 決算額 | 平成25年度 予算額 | 平成25年度 決算額 | | 平成25年度 不用額 | 執行率 % |
|------------|---------------|---------------|---------------|-----------|---------------|----------|
| | | | | うち仮払消費税 | | |
| 第1款 水道事業費用 | 230,198,746 | 250,364,000 | 237,875,345 | 2,117,685 | 12,488,655 | 95 |
| 第1項 営業費用 | 185,258,522 | 206,388,101 | 193,911,783 | 2,104,607 | 12,476,318 | 94 |
| 第2項 営業外費用 | 44,940,224 | 43,971,899 | 43,963,562 | 13,078 | 8,337 | 100 |
| 第3項 特別損失 | 0 | 4,000 | 0 | 0 | 4,000 | 0 |

② 支出

水道事業費用は総額237,875,345円（内仮払い消費税2,117,685円）不用額12,488,655円である。

内訳は営業費用193,911,783円（内仮払い消費税2,104,607円）不用額12,476,318円。営業外費用は43,963,562円（内仮払い消費税13,078円）不用額8,337円となっている。特別損失はなく不用額4,000円となっている。

③ 結果

収益的収支の決算は、損益計算書で明らかなおおり、当年度純利益は9,906,853円となり、これにより前年度繰越利益剰余金181,450,812円を加え当年度末処分利益剰余金は191,357,665円となっている。

（2）資本的収入及び支出

資本的収支は、支出の効果が長期間にわたるものとされている。それは、水道施設を新たに建設したり、整備、改良するために必要な費用とその財源である。

資本的収入

単位:円

| 区 分 | 平成 24 年度 決算額 | 平成 25 年度 予算額 | 平成 25 年度 決算額 | 収入率 % | 備 考 〔 特定収入 としての消費税〕 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|------------------------------|
| 第 1 款 資本的収入 | 100,200,481 | 180,478,000 | 119,557,273 | 66.2 | |
| 第 1 項 企業債 | 52,500,000 | 122,000,000 | 75,500,000 | 61.9 | |
| 第 2 項 他会計出資金 | 39,324,631 | 1,869,000 | 1,869,873 | 100 | |
| 第 3 項 工事負担金 | 8,375,850 | 56,609,000 | 42,187,400 | 74.5 | |

①収入

収入の決算額は 119,557,273 円である。内訳は企業債の 75,500,000 円、他会計出資金（一般会計より）1,869,873 円、工事負担金 42,187,400 円（下水道工事に伴い発生した水道管などの布設替に対する負担金で一般会計からの収入である）。

資本的支出

単位:円

| 区 分 | 平成 24 年度 決算額 | 平成 25 年度 予算額 | 平成 25 年度 決算額 | 翌年度 繰越額 | 平成 25 年度 不用額 | 執行率 % | 備 考 うち仮払消費税 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|----------|----------------|
| 第 1 款 資本的支出 | 305,216,119 | 380,285,000 | 284,140,269 | 85,996,000 | 10,148,731 | 74.7 | 8,197,924 |
| 第 1 項 建設改良費 | 196,226,570 | 268,300,000 | 172,156,400 | 85,996,000 | 10,147,600 | 64.2 | 8,197,924 |
| 第 2 項 企業債償還 金 | 108,989,549 | 111,985,000 | 111,983,869 | 0 | 1,131 | 100 | 0 |

② 支出

支出決算額は 284,140,269 円（内仮払消費税 8,197,924 円）内訳は、建設改良費 172,156,400 円（内仮払消費税 8,197,924 円）、企業債償還金 111,983,869 円である。不用額は 10,148,731 円を出している。
仮払消費税を除いた建設改良費は 163,958,476 円であるが、これは上水道配水管布設替工事の 151,778,476 円、水源地整備・改良費 10,302,000 円、消火栓新設工事 1,878,000 円などに伴うものである。

③ 結果、資本的支出が資本的収入を上回り 164,582,996 円の不足となった。この不足額は次により補填している。

○当年度消費税資本的収支調整額 8,197,924 円（資本的収支の消費税関係で内部留保資金が発生することから、消費税資本的収支調整額補填財源として取り扱っているもの）

○当年度損益勘定留保資金 121,981,356 円（収益的収入、支出である 3 条予算における費用の内、現金の支出を必要としない減価償却費、資産減耗費）

○建設改良積立金 33,774,439 円。

○繰越利益剰余金処分量 629,277 円。

資本的収支の不足額は継続的に発生している。これは平成 32 年まで予定され

る下水道整備に伴い、古い水道管の布設替え工事の必要などが原因であり、今後も資本的において不足額は継続的な発生が予想される。

3 損益計算書による経営実績

当年度の経営実績を損益計算書により前年度と対比すると下表のとおりである。損益計算書は、一営業期間の経営成績を明らかにし、その期間中に得た全ての収益と対応する費用を記載し、純損益とその発生理由を表示した報告書である。

(1) 損益計算書

| 項 目 | 平成 25 年度 A | 平成 24 年度 B | 比 較 | |
|-------------|---------------|---------------|-------------|-------|
| | | | 増減額 A-B | 増減率 |
| | 円 | 円 | 円 | % |
| 営業収益 | 244,869,090 | 255,345,264 | △10,476,174 | △4.1 |
| 給水収益 | 240,622,598 | 247,712,015 | △7,089,417 | △2.9 |
| 受託工事収益 | 500,780 | 512,785 | △12,005 | △2.3 |
| その他営業収益 | 3,745,712 | 7,120,464 | △3,374,752 | △47.4 |
| 営業費用 | 191,807,176 | 182,566,685 | 9,240,491 | 5.1 |
| 原水及び浄水費 | 20,189,905 | 21,710,295 | △1,520,390 | △7.0 |
| 配水及び給水費 | 23,359,036 | 31,500,586 | △8,141,550 | △25.8 |
| 受託工事費 | 33,026 | 90,387 | △57,361 | △63.5 |
| 総係費 | 25,200,530 | 21,276,593 | 3,923,937 | 18.4 |
| 減価償却費 | 107,887,981 | 102,019,463 | 5,868,518 | 5.8 |
| 資産減耗費 | 14,093,375 | 2,897,345 | 11,196,030 | 386.4 |
| その他営業費用 | 1,043,323 | 3,072,016 | △2,028,693 | △66.0 |
| 営業利益 | 53,061,914 | 72,778,579 | △19,716,665 | △27.1 |
| 営業外収益 | 795,423 | 1,757,014 | △961,591 | △54.7 |
| 預金利息 | 138,674 | 173,361 | △34,687 | △20.0 |
| 他会計補助金 | 612,160 | 652,943 | △40,783 | △6.2 |
| 雑収益 | 44,589 | 930,710 | △886,121 | △95.2 |
| 営業外費用 | 43,950,484 | 44,927,319 | △976,835 | △2.2 |
| 支払利息及び企業債 | 41,516,516 | 43,970,006 | △2,453,490 | △5.6 |
| 雑支出 | 2,433,968 | 957,313 | 1,476,655 | 154.2 |
| | △43,155,061 | △43,170,305 | 15,244 | 0.04 |
| 経常利益 | 9,906,853 | 29,608,274 | △19,701,421 | △66.5 |
| 特別損失 | 0 | 0 | 0 | — |
| 過年度損益修正損 | 0 | 0 | 0 | — |
| 当年度純利益 | 9,906,853 | 29,608,274 | △19,701,421 | △66.5 |
| 前年度繰越利益剰余金 | 181,450,812 | 151,842,538 | 29,608,274 | 19.5 |
| 当年度未処分利益剰余金 | 191,357,665 | 181,450,812 | 9,906,853 | 5.5 |

損益計算の営業収益プラス営業外収益は245,664,513円(前年度257,102,278円)。これに対し費用は235,757,660円(前年度227,494,004円)、差引経常利益は9,906,853円(前年度29,608,274円)である。これを見ると経常利益は9,906,853円(前年度は29,608,274円)であるから、対前年度比66.5%に当たる19,701,421円の減収である。

結果、当年度純利益は9,906,853円。これに前年度繰越利益剰余金181,450,812円をプラスし平成25年度末の未処分利益剰余金は191,357,665円となる。

尚、当年度純利益額は、「収益的収支額」と合致している。

収益的収入は245,664,513円(仮受消費税を除く)収益的支出は235,757,660円(仮払消費税を除く)であり収支額は9,906,853円の黒字となる。この黒字額は損益計算書の純利益である。

(2) その他

使用電力量及び使用料金について

損益計算書で、営業費用(原水及び浄水費、配水及び給水費)に関し、水源地ごとの電力消費量とその料金が明らかにされている。

水源地22カ所の年間電力料金は総額14,074,955円(前年度15,298,379円)で8%減少している。前年度は、塩屋水源地、笹津水源地、赤碕金屋水源地の3カ所で総電力料金の34.6%を占めていた。これらの水源地は、配水管に直接圧送しているなどにより「間断なく汲上げ電力の消費を要する」ことに原因があったが「中央監視システム」の完成により各水源地の状況に応じて電力使用の配分調整が可能となったことにより料金の減少に繋がっている。

3 剰余金計算書<表A> (72ページ)

剰余金計算書は、剰余金(利益剰余金及び資本剰余金)がその年度内にどのように増減変動したかの内容を示す報告書である。尚、利益剰余金は税抜経理により作成された損益計算書上の利益の額により得られたものである。

(1) 利益剰余金の部

① 減債積立金

これは公営企業における積立金であり、前年度末残高からの変動を記録したものである。前年度末積立残高は7,929,459円(前々年度末残高5,923,459円+前年度繰入額2,006,000円)で、当年度末残高も前年度末積立金と同額である。この額が、翌年度の前年度末残高となる。

② 建設改良積立金

これは、建設改良工事に充てるための積立金である。前年度末残高は33,774,439円であり、当年度末残高も変わらず33,774,439円であるがこの額は、資本的収支で発生した赤字の補填財源として処分し、建設改良費としてとしての積立金はゼロ。結果、当年度末積立金合計は減債積立金の7,929,459円となっている。

③ 未処分利益剰余金

当年度の営業活動の結果発生した純利益 9,906,853 円を、前年度からの繰越利益剰余金 181,450,912 円と併せ当勘定に振り替えたものである。これは、特定の用途目的を与えられていない利益をプールする勘定である。

前年度末処分利益剰余金は 181,450,812 円であったが、この未処分剰余金から減債基金としての積み立金はゼロ。

結果、繰越利益剰余金年度末残高は 181,450,812 円である。これに当年度の純利益 9,906,853 円を加えた結果 191,357,665 円が当年度末処分利益剰余金となった。

(2) 資本剰余金の部

これは、資本取引から生ずる剰余金であって、建設又は改良等のため、過去及び現在において企業外部から資本調達以外の方法によって繰り入れられたものである。

① 受贈資産評価額

受贈財産とは、他から企業に対して財産の贈与があった場合の、譲り受けたその評価金額であり、前年度末残高は 345,063,278 円であった。当年度の発生額及び処分量はなく当年度末残高は変化なく 345,063,278 円の評価額となっている。

② 寄附金

地方公共団体以外から提供されたものであるが、寄附者、日時などは不明、従来より引き継がれたものである。

当年度末残高 8,408,681 円で前年度末と変動なし。

③ 工事負担金

企業外部から資本金調達以外の方法で繰り入れたもの（例えば下水工事に伴う上水道配水管布設替工事等）で、建設工事の財源となった金額である。当工事負担金の前年度末残高は 801,693,396 円、であったが、当年度発生高 42,079,250 円を加え当年度末残高は 843,772,646 円となっている。

④ 他会計補助金（一般会計より）

前年度末残高は 500,000 円で当年度末残高は変動なし。

⑤ 国庫補助金

前年度末残高は 47,800,000 円、発生高も処分量もなく当年度末残高に変動なし。

結果、翌年度への繰越資本金剰余金は合計 1,245,544,605 円となった。

注：公営企業法は、利益を生じた場合 20 分の 1 を下回らない金額を減債基金としなければならないとしていたが、平成 23 年度より廃止され、剰余金処分については議会の承認に基づいて行う自由裁量となった。

平成 25 年度の剰余金処分は、減債基金積立てなどの特別な処分は行わず翌年度に全額繰越すこととしている。処分案は当年度残高 4,071,891,967 円（貸借対照表の資本合計）に国庫補助金や他会計補助金などの合計額 1,245,544,605 円の資本剰余金を加えた未処分利益剰余金 191,357,665 円から資本的収支の赤字補

填を行なった繰越利益剰余金処分類 629,277 円を除いた結果、処分後残高は 190,728,388 円となり、この額が平成 25 年度の剰余金処分案である。

4 貸借対照表（財政状態の表示）＜表 B＞（73 ページ）

「貸借対照表」は、企業の財政状況の実態を明らかにするため、一定の時点において企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に示した報告書である。

（1）資産の部

固定資産明細書（有形）＜表 C＞（74 ページ）でその変動状況を詳細に示している。「有形固定資産」合計額は 3,813,120,815 円である。これは、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品などの減価償却費による資産減耗を除去した資産額に建設仮勘定を加えた有形固定資産である。

（注：企業債を財源として行うような巨額の資産の建設については、建設仮勘定をもって行われる。当該建設工事が完了したときは、建設仮勘定は固定資産本勘定に振り替えられるものである。）

「無形固定資産」は収益性、処分性がないが経営に対して永年にわたって役立つものとしている。無形固定資産の水道台帳ソフト前年度当初現在高は 1,982,800 円であったが減価償却 991,400 円をマイナス分として計上、年度末残高は 991,400 円である。従って来年度はゼロとなる。

結果 固定資産合計は 3,814,112,215 円となっている。

「流動資産」は、合計 273,809,407 円で、内訳は、現金預金 242,663,986 円、未収金 31,145,421 円（水道使用料滞納分及び工事負担金等）である。結果、**資産合計は 4,087,921,622 円（前年度比 0.2%増加＜9,768,854 円＞）**となっている。

（2）負債の部

流動負債合計は 16,029,655 円であるが、これは需用費の電気代、電話代などで前月分による未払金である。

（3）資本の部

① 資本金

資本金合計は 2,627,060,238 円、前年度対比 0.03%減少している、これは借入資本金における企業債の減少によるものである。

② 剰余金

資本剰余金合計は 1,245,544,605 円、利益剰余金合計は 199,287,124 円で、剰余金合計額は 1,444,831,729 円となっている。対前年度比 1.3%の増加であるが、これは下水道工事に伴う一般会計からの工事負担金の増加によるものである。

結果、資本合計は 4,071,891,967 円、負債合計は 16,029,655 円で合計額 4,087,921,622 円となり、資産合計の 4,087,921,622 円とバランスしている。

これは、例月検査における平成 25 年度末「試算表」とも一致し経理の正確さを示すものとなっている。

5 企業債の状況

上水道分に係わる平成元年から平成 22 年度末に至る企業債発行総額は 2,597,200,000 円である。平成 25 年度の償還額は 111,983,869 円、未償還残高は 1,683,303,107 円（26. 3. 31 現在、元金のみ）となっている。

尚、平成 25 年度の企業債利息分は合計 41,516,516 円となっている。

利率は 5%に近いものが相当にある、利息の軽減から、利率の低いものは据置き利率の高いものに集中して償還できないものか検討を要する。

平成25年度琴浦町水道事業剰余金計算書

利益剰余金の部

(単位:円)

| | | | |
|----------------|------------|---------------------------|--|
| 1. 減債積立金 | | | |
| (1)前年度末残高 | 7,929,459 | | |
| (2)前年度繰入額 | 0 | | |
| (3)当年度処分額 | 0 | | |
| (4)当年度末残高 | | <u>7,929,459</u> | |
| 2. 建設改良積立金 | | | |
| (1)前年度末残高 | 33,774,439 | | |
| (2)前年度繰入額 | 0 | | |
| (3)当年度処分額 | 33,774,439 | | |
| (4)当年度末残高 | | <u>0</u> | |
| 積立金合計 | | <u><u>7,929,459</u></u> | |
| 3. 未処分利益剰余金 | | | |
| (1)前年度未処分利益剰余金 | | 181,450,812 | |
| (2)前年度利益剰余金処分額 | | | |
| ①減債積立金 | 0 | | |
| ②建設改良積立金 | <u>0</u> | <u>0</u> | |
| 繰越利益剰余金年度末残高 | | 181,450,812 | |
| (3)当年度純利益 | | <u>9,906,853</u> | |
| 当年度未処分利益剰余金 | | <u><u>191,357,665</u></u> | |

資本剰余金の部

(単位:円)

| | | | |
|------------|-------------|--------------------------|--|
| 1. 受贈財産評価額 | | | |
| (1)前年度末残高 | 345,063,278 | | |
| (2)当年度発生高 | 0 | | |
| (3)当年度処分額 | <u>0</u> | | |
| (4)当年度末残高 | | <u>345,063,278</u> | |
| 2. 寄附金 | | | |
| (1)前年度末残高 | 8,408,681 | | |
| (2)当年度発生高 | 0 | | |
| (3)当年度処分額 | <u>0</u> | | |
| (4)当年度末残高 | | <u>8,408,681</u> | |
| 3. 工事負担金 | | | |
| (1)前年度末残高 | 801,693,396 | | |
| (2)当年度発生高 | 42,079,250 | | |
| (3)当年度処分額 | <u>0</u> | | |
| (4)当年度末残高 | | <u>843,772,646</u> | |
| 4. 他会計補助金 | | | |
| (1)前年度末残高 | 500,000 | | |
| (2)当年度発生高 | 0 | | |
| (3)当年度処分額 | <u>0</u> | | |
| (4)当年度末残高 | | <u>500,000</u> | |
| 5. 国庫補助金 | | | |
| (1)前年度末残高 | 47,800,000 | | |
| (2)当年度発生高 | 0 | | |
| (3)当年度処分額 | <u>0</u> | | |
| (4)当年度末残高 | | <u><u>47,800,000</u></u> | |

翌年度繰越資本剰余金 1,245,544,605

平成25年度琴浦町水道事業会計剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|------------|---------------|---------------|-------------|
| 当年度末残高 | 2,627,060,238 | 1,245,544,605 | 191,357,665 |
| 議会の議決による処分 | | | |
| 補填財源充当 | 0 | 0 | △ 629,277 |
| 処分後残高 | 2,627,060,238 | 1,245,544,605 | 190,728,388 |

<表A> 剰余金計算書
剰余金処分計算書

平成25年度 琴浦町水道事業貸借対照表

平成26年3月31日

資産の部

| | 円 | 円 | 円 | 円 |
|-----------------|----------------------|-------------------|----------------|--------------------|
| 1 固定資産 | | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | | |
| イ. 土地 | | 33,514,532 | | |
| ロ. 建物 | 40,893,830 | | | |
| 建物減価償却累計額 | <u>22,025,914</u> | 18,867,916 | | |
| ハ. 構築物 | 5,173,086,035 | | | |
| 構築物減価償却累計額 | <u>1,685,041,801</u> | 3,488,044,234 | | |
| ニ. 機械及び装置 | 402,293,152 | | | |
| 機械及び装置減価償却累計額 | <u>165,523,401</u> | 236,769,751 | | |
| ホ. 車両及び運搬具 | 2,061,350 | | | |
| 車両及び運搬具減価償却累計額 | <u>2,035,532</u> | 25,818 | | |
| ヘ. 工具器具及び備品 | 7,343,750 | | | |
| 工具器具及び備品減価償却累計額 | <u>6,449,568</u> | 894,182 | | |
| ト. 建設仮勘定 | | <u>35,004,382</u> | | |
| 有形固定資産合計 | | | 3,813,120,815 | |
| (2) 無形固定資産 | | | | |
| イ. 水道台帳ソフト | | <u>991,400</u> | | |
| 無形固定資産合計 | | | <u>991,400</u> | |
| 固定資産合計 | | | | 3,814,112,215 |
| 2 流動資産 | | | | |
| (1) 現金預金 | | | 242,663,986 | |
| (2) 未収金 | | | 31,145,421 | |
| (3) 貯蔵品 | | | 0 | |
| (4) 前払金 | | | <u>0</u> | |
| 流動資産合計 | | | | <u>273,809,407</u> |

資産合計

4,087,921,622

負債の部

| | 円 | 円 | 円 |
|-------------|-------------------|---|-------------------|
| 3 流動負債 | | | |
| (1) 未払金 | | | |
| イ 営業未払金 | 1,598,466 | | |
| ロ 営業外未払金 | 3,894,300 | | |
| ハ その他の未払金 | <u>10,528,300</u> | | |
| 未払金合計 | | | 16,021,066 |
| (2) 前受金 | <u>8,589</u> | | |
| 前受金合計 | | | <u>8,589</u> |
| 流動負債合計 | | | <u>16,029,655</u> |
| 負債合計 | | | <u>16,029,655</u> |

資本の部

| | | | |
|---------------|----------------------|--|----------------------|
| 4 資本金 | | | |
| (1) 自己資本金 | | | |
| イ 固有資本金 | 15,527,733 | | |
| ロ 出資金 | 203,940,946 | | |
| ハ 繰入資本金 | 373,269,128 | | |
| ニ 組入資本金 | <u>351,019,324</u> | | |
| 自己資本金合計 | | | 943,757,131 |
| (2) 借入資本金 | | | |
| イ 企業債 | <u>1,683,303,107</u> | | |
| 借入資本金合計 | | | <u>1,683,303,107</u> |
| 資本金合計 | | | 2,627,060,238 |
| 5 剰余金 | | | |
| (1) 資本剰余金 | | | |
| イ 受贈財産評価額 | 345,063,278 | | |
| ロ 寄附金 | 8,408,681 | | |
| ハ 工事負担金 | 843,772,646 | | |
| ニ 他会計補助金 | 500,000 | | |
| ホ 国庫補助金 | <u>47,800,000</u> | | |
| 資本剰余金合計 | | | 1,245,544,605 |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| イ 減債積立金 | 7,929,459 | | |
| ロ 建設改良積立金 | 0 | | |
| ハ 当年度未処分利益剰余金 | <u>191,357,665</u> | | |
| 利益剰余金合計 | | | <u>199,287,124</u> |
| 剰余金合計 | | | <u>1,444,831,729</u> |
| 資本合計 | | | <u>4,071,891,967</u> |

負債資本合計

4,087,921,622

固定資産明細書

1. 有形固定資産明細

(単位:円)

| 資産の種類 | 年度当初 現在高 | 当年度 増加額 | 当年度 減少額 | 年度末 現在高 | 減価償却累計額 | | | 年度末 償却未済額 | 備考 |
|----------|---------------|-------------|------------|---------------|-------------|------------|-------------|---------------|----|
| | | | | | 当年度 増加額 | 当年度 減少額 | 償却累計 額 | | |
| 土地 | 33,514,532 | 0 | 0 | 33,514,532 | 0 | 0 | 0 | 33,514,532 | |
| 建物 | 40,893,830 | 0 | 0 | 40,893,830 | 909,277 | 0 | 22,025,914 | 18,867,916 | |
| 構築物 | 5,042,414,864 | 154,135,000 | 23,463,829 | 5,173,086,035 | 91,548,796 | 10,130,269 | ##### | 3,488,044,234 | |
| 機械及び装置 | 397,712,057 | 9,330,000 | 4,748,905 | 402,293,152 | 14,302,787 | 3,989,090 | 165,523,401 | 236,769,751 | |
| 車両及び運搬具 | 2,061,350 | 0 | 0 | 2,061,350 | 0 | 0 | 2,035,532 | 25,818 | |
| 工具器具及び備品 | 7,343,750 | 0 | 0 | 7,343,750 | 135,721 | 0 | 6,449,568 | 894,182 | |
| 小計 | 5,523,940,383 | 163,465,000 | 28,212,734 | 5,659,192,649 | 106,896,581 | 14,119,359 | ##### | 3,778,116,433 | |
| 建設仮勘定 | 34,510,906 | 35,004,382 | 34,510,906 | 35,004,382 | 0 | 0 | 0 | 35,004,382 | |
| 合計 | 5,558,451,289 | 198,469,382 | 62,723,640 | 5,694,197,031 | 106,896,581 | 14,119,359 | ##### | 3,813,120,815 | |

2. 無形固定資産明細

(単位:円)

| 資産の種類 | 年度当初 現在高 | 当年度 増加額 | 当年度 減少額 | 当年度 減価償却高 | 年度末 償却未済額 | 備考 |
|---------|-------------|------------|------------|--------------|--------------|----|
| 水道台帳ソフト | 1,982,800 | 0 | 0 | 991,400 | 991,400 | |
| 合計 | 1,982,800 | 0 | 0 | 991,400 | 991,400 | |

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

琴 浦 町 監 査 委 員



発 監 第 41 号
平成 26 年 9 月 2 日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町監査委員 松 田 道 昭

同 井 木 裕



地方公共団体の財政の健全化法に基づく琴浦町の健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見書（平成 25 年度分）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 25 年度決算に係わる財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査結果について、別紙のとおり意見書を提出する。

平成 25 年度 地方公共団体の財政の健全化法に基づく琴浦町の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

第1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号、以下「法」という。）第 3 条及び第 22 条の規定に基づき、町長から提出された平成 25 年度決算に係わる次の比率（以下「健全化判断比率等」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査した。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率
- ⑤ 公営企業の資金不足比率

第2 審査の期間

平成 26 年 8 月 7 日から 3 日間余実施

第3 審査の方法

町長から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- 1 健全化判断比率等は、関係法令の規定に沿って作成された資料に基づいて正確に算定されているか
- 2 健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 25 年度の一般会計及び特別会計等の決算書類に基づいて適正に作成されているかなどを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行なうとともに、関係資料の提出を求め、あるいは関係職員の説明を聴取し、併せ決算審査の結果と突合し前年度の比率結果と対比するなど慎重に審査を行なった。

第4 審査の結果

法による「健全化判断比率等」の状況は<表 A>（80 ページ掲載）のとおりである。比率の算定は、四指標及び公営企業の資金不足比率等は算定の方式に基づき適正に作成されており、その基礎となった数値も正確であることを認めることができた。

1 財政健全化法

財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため財政状況の改善を促すのが狙いである。黄色信号を示す α 値は「早期健全化」。破綻状態を示す β 値は「財政再生」の数値基準としてこれを定め、四指標のうち一つでも α 基準を超えれば、早

期健全化団体に移行、その後さらに悪化して β 基準を上回れば財政再生団体となる。これらの場合、そこに至った要因を分析の上、健全化計画、あるいは再生計画を定めなければならない、その策定に当たっては個別外部監査によることが義務化されている。この場合、議会の議決を経て公表の上、知事に報告、国・県の勧告を受けることとなる。

また、公営企業も資金不足比率が経営健全化基準 γ 値を超えれば経営健全化計画が義務づけられるなど同様の措置となる。

2 健全化判断比率等の基準値

早期健全化基準は、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」について定められている。また、財政再生基準は、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」について定められている。

◆実質赤字比率

実質赤字比率は、地方債協議制度において許可を要する団体への移行基準として用いられる等地方公共団体の財政的な健全性を図るための基礎的な指標である。

- ・早期健全化基準： α 値は、財政規模に応じ 11.25～15%（琴浦町 14.27%）
- ・財政再生基準： β 値は 20.00%

実質赤字比率(普通会計の赤字比率)

(単位:千円 %)

| | 項目 | H24 | H25 | 差額 | 伸び率 |
|----|--------|-----------|-----------|---------|--------|
| 分子 | 実質収支額 | 117,517 | 185,859 | 68,342 | 58.15% |
| 分母 | 標準財政規模 | 6,296,243 | 6,405,859 | 109,616 | 1.74% |
| | 比率 | -1.86 | -2.90 | -1.04 | 55.91% |

* 分子増額理由:一般会計での翌年度へ繰り越すべき財源が大幅減少したため。繰越明許事業の減少。

* 分母増額理由:普通交付税が約 99,000 千円、臨時財政対策債が約 7,000 千円増額したため。

☆平成 25 年度の比率は「-2.90%」であり、琴浦町の早期健全化基準「14.27%」以下であるため「マイナス表示」。

- 注
- ・分子となる「実質収支額」とは当年度歳入額（翌年度繰越財源を除く）から当年度歳出額を差し引いて算出されたもので平成 25 年度は 185,859 千円である。
 - ・分母となる「標準財政規模」とは一般財源の標準規模を示すもので平成 25 年度は 6,405,859 千円（臨時財政対策債 405,608 千円を含む）

◆連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計だけでなく、公営事業会計を含む全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、当該地方公共団体の財政運用上の課題を把握しようとするものである。

- ・早期健全化基準：α値は、財政規模に応じ 16.25～20%（琴浦町 19.27%）
- ・財政再生基準：β値は 30.00%

連結実質赤字比率(普通会計+公営企業会計+公営企業会計以外の会計の赤字比率)

| | 項目 | H24 | H25 | 差額 | 伸び率 |
|----|--------|-----------|-----------|---------|--------|
| 分子 | 実質収支額 | 483,053 | 536,136 | 53,083 | 10.99% |
| 分母 | 標準財政規模 | 6,296,243 | 6,405,859 | 109,616 | 1.74% |
| | 比率 | -7.67 | -8.37 | -0.70 | 9.09% |

* 分子増額理由：一般会計での翌年度へ繰り越すべき財源が大幅減少したため。繰越明許事業の減少。水道会計は前年度と比較し、剰余金が約 24,000 千円減少した。

* 分母増額理由：普通交付税が約 99,000 千円、臨時財政対策債が約 7,000 千円増額したため。

☆比率は「-8.37%」であり、琴浦町の早期健全化基準「19.27%」以下のため「マイナス表示」

◆実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計が負担する公債費だけでなく公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率である。この比率は、過去3カ年の平均値で示される。

- ・早期健全化基準：α値 25.0%
- ・財政再生基準：β値 35.0%

実質公債費比率(単年度分)

(単位:千円 %)

| | 項目 | H24 | H25 | 差額 | 伸び率 |
|----|-----------------|-----------|-----------|---------|--------|
| 分子 | 公債費に関する支出額—特定財源 | 703,801 | 683,766 | -20,035 | -2.85% |
| 分母 | 標準財政規模—特定財源 | 5,223,121 | 5,277,777 | 50,988 | 0.98% |
| | 比率 | 13.47 | 12.96 | -0.51 | -3.79% |

* 分子減額理由：公債費に関する支出が住宅使用料等の充当変更により約 35,000 千円増額したが、分母、分子ともに、減額要因となる普通交付税に算定される合併特例債、臨時財政対策債償還などに対する特定財源が約 55,000 千円増額となったため。

* 分母増額理由：普通交付税が約 99,000 千円増額し、臨時財政対策債も約 7,000 千円増額したため。

☆比率は 12.96%であり琴浦町の早期健全化基準 25.0%をクリアしている。

◆将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する程度を示す指標である。

- ・早期健全化基準：α値 350.0%
- ・財政再生基準は設定されていない。（これは将来負担比率のみが悪化し、他の3つの比率は悪化していない状況においては、将来における公債費増大等によるリスクはあるものの、現に財政運営に支障を生じている状況ではないため将来負担比率にのみによって財政再建計画の策定が義務づけられることはないとしたもの。）

将来負担比率

(単位:千円 %)

| | 項目 | H24 | H25 | 差額 | 伸び率 |
|----|---------------|-----------|-----------|------------|---------|
| 分子 | 将来負担額－充当可能財源等 | 8,099,038 | 7,097,164 | -1,001,874 | -12.37% |
| 分母 | 標準財政規模－算入公債費等 | 5,223,121 | 5,277,777 | 54,656 | 1.05% |
| | 比率 | 155.06 | 134.47 | -20.59 | -13.28% |

* 分子減額理由: 将来負担額は地方債の現在高が約 532,000 千円の増額、ふるさと広域連合の負担額はリサイクルセンター建設事業等により約 64,000 千円の増額となったが、債務負担行為、公営企業会計(上水・下水道会計への公債費的繰出)及び退職手当組合に対する負担金等が約 427,000 千円の減額となったため、差引 105,000 千円の増額となった。また減額要因である充当可能財源は、財政調整積立基金、公共施設等建設基金を積み立てたことから充当可能基金残高が 408,000 千円増額となった。また、合併特例債、臨時財政対策債等の公債費算入の高い借入の償還が開始されたことにより、基準財政需要額算入見込額が約 846,000 千円増額となり、分子全体で約 1,002,000 千円の減額となった。

* 分母増額理由: 標準財政規模は普通交付税が約 99,000 千円増額し、臨時財政対策債も約 7,000 千円増額したため、約 110,000 千円増額したが、減額要因である普通交付税算入公債費は、合併特例債、臨時財政対策債などの償還開始により約 155,000 千円の増額となったため、分母全体で約 55,000 千円の増額となった。

☆比率は 134.47%であり琴浦町の早期健全化基準 350.0%をクリアしている。

◆公営企業の経営健全化では、資金不足比率(資金の不足額/事業の規模)を用いる。

- ・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計毎に算定した額
- ・事業の規模: 料金収入等主たる営業活動から生じる収益等に相当する額
- ・経営健全化基準: γ値 20%
- ・財政再生基準: 設定されていない。（これは、仮に公営企業の経営状況が更に

悪化し連結実質赤字比率を上回った場合には、当該自治体全体について財政再生の仕組みが適用され、当該公営企業を中心に必要な措置が講じられる事になるからである。)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

各公営企業の資金不足比率

| 会計名 | 平成 25 年度 | 参考比率 |
|--------------|----------|---------|
| 水道事業会計 | —% | △105.5% |
| 下水道事業特別会計 | —% | △8.00% |
| 農業集落排水事業特別会計 | —% | △3.64% |

※「—」は、資金不足額がないことを表している。

◎水道事業会計（公営企業法適用企業）

- ・資金不足額＝△257,779 千円（前年度△282,385 千円）
- ・事業の規模＝244,368 千円（前年度 254,832 千円）

◎下水道事業特別会計（公営企業法非適用企業）

- ・資金不足額＝△10,878 千円（前年度△8,165 千円）
- ・事業の規模＝135,877 千円（前年度 128,845 千円）

◎農業集落排水事業特別会計（公営企業法非適用企業）

- ・資金不足額＝△1,614 千円（前年度△1,630 千円）
- ・事業の規模＝44,313 千円（前年度 43,974 千円）

※資金不足は出ておらず資金剰余額であるが、資金不足額のマイナス表示としている。

標準財政規模算出項目比較表

(単位:千円 %)

| 項目 | H24 | H25 | 差額 | 伸び率 |
|--------------|-----------|-----------|---------|-------|
| 標準税収入額 | 2,068,045 | 2,068,490 | 445 | 0.02% |
| 普通交付税交付額 | 3,829,250 | 3,931,761 | 102,511 | 2.68% |
| 臨時財政対策債発行可能額 | 398,948 | 405,608 | 6,660 | 1.67% |
| 合計(標準財政規模) | 6,296,243 | 6,405,859 | 109,616 | 1.74% |

* 普通交付税額増額理由:臨時財政対策債及び合併特例債の元金償還開始による公債費算入の増額が主な理由。

* 臨時財政対策債発行可能額増額理由:臨時財政対策債は平成 22 年度から人口基礎方式と財源額不足額基礎方式の二つの算出基礎が用いられている。

平成 25 年度琴浦町の健全化判断比率等の状況

<表A>

| 区 分 | 平成 25 年度 (%) | 早期健全化基準 α 値 (%) | 財政再生基準 β 値 (%) | 参考比率 |
|-----------|-----------------|--------------------|-------------------|--------|
| ①実質赤字比率 | — | 14.27 | 20.00 | △ 2.90 |
| ②連結実質赤字比率 | — | 19.27 | 30.00 | △ 8.37 |
| ③実質公債費比率 | 13.5 | 25.0 | 35.0 | |
| ④将来負担比率 | 134.4 | 350.0 | | |
| | 平成 25 年度 (%) | 経営健全化基準 γ 値 (%) | | 参考比率 |
| ⑤資金不足比率 | — | 20.0 | | P79 参照 |

※表中、①②⑤の比率は、赤字になっていない又は資金不足になっていないので「—」で表示している。

4 平成 25 年度決算における 健全化判断比率などに関する監査意見

(1) 健全化判断比率審査は、「比率が適正に算定されているか」どうかの比率の真実性を見る審査であり、「国の示した基準をクリアしているから安心」ということではない。琴浦町における現時点の「財政状況」はP76～P79に明らかのように、総体的に「硬直化状態」にあることを認識しなければならない。

(2) 各数値で見れば改善傾向を示している。これはこれまで行ってきた交付税算入率の高い起債活用や基金積み立てなどの取り組みが数値として表れたものである。しかし、新庁舎建設や学校施設、道路整備などの大型事業が続き、近年起債借入額が増加している。これらの財源となった合併特例債は、借入れの約7割が普通交付税に算入されるため各指標では改善傾向を示しているものの、起債財高は増加し、県内町村では最も高い起債残高となっている。今後も伝送路更新事業などの大型事業が実施されるため、起債借入れや基金取り崩しは避けられない状況にあり、これらの要因により各財政数値の悪化が懸念される。今後の普通交付税の動向や起債事業により財政状況が大きく変化する可能性がある。特に標準財政規模の減額が予想され、健全化数値に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

(3) これまで借入れの主体であった合併特例債も発行可能限度（65億3千4百万円）を迎えるため、今後の行政事業実施に当たっては、辺地債、防災減災事業など交付税算入の高い起債の選択は勿論、普通交付税が一本算定により平成27年度から5年をかけ5億3千万の減額となれば、標準財政規模の減額も大きく、実質公債費比率、将来負担比率の分母であるから数値の悪化が想定される。このような状況を深刻に見つめ、公共施設の長期管理計画や必要性、効率性に集中して財政健全化を念頭にした事業選択の必要性が生じていることを肝に銘じなければならない。

平成 24 年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率 (単位：%)

| 区分 市町村名 | | 実質赤字 比率 | 連結実質 赤字比率 | 実質公債費 比率 | 将来負担 比率 |
|------------|------|------------|--------------|-------------|------------|
| 都 市 | 鳥取市 | — | — | 15.0 | 101.4 |
| | 米子市 | — | 1.69 | 19.8 | 161.7 |
| | 倉吉市 | — | — | 16.0 | 130.5 |
| | 境港市 | — | — | 16.7 | 90.3 |
| 岩美郡 | 岩美町 | — | — | 14.1 | 64.9 |
| 八頭郡 | 若桜町 | — | — | 10.6 | 2.6 |
| | 智頭町 | — | — | 11.6 | 81.8 |
| | 八頭町 | — | — | 10.9 | 67.6 |
| 東伯郡 | 三朝町 | — | — | 13.1 | 7.7 |
| | 湯梨浜町 | — | — | 16.5 | 71.8 |
| | 琴浦町 | — | — | 14.3 | 155.0 |
| | 北栄町 | — | — | 18.2 | 132.9 |
| 西伯郡 | 日吉津村 | — | — | 9.3 | 13.6 |
| | 大山町 | — | — | 16.3 | 39.5 |
| | 南部町 | — | — | 13.8 | 41.7 |
| | 伯耆町 | — | — | 13.2 | 38.4 |
| 日野郡 | 日南町 | — | — | 12.0 | — |
| | 日野町 | — | — | 21.1 | 50.7 |
| | 江府町 | — | — | 17.0 | 66.8 |
| 市平均 | | — | — | 16.9 | 121.0 |
| 町村平均 | | — | — | 14.1 | 59.6 |
| 県下平均 | | — | — | 14.7 | 73.3 |

※平均値は単純平均である。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、比率を生じていない団体があるため平均を算出していない。

指 摘 事 項

指 摘 事 項

一、補助金の交付と効果の判断

1. 地方自治体の財政状態を最も端的に表す指標は「経常収支比率」である。財政構造の弾力性を測定する比率であり、町村は70%が妥当で、75%を越えると財政的な余裕が失われているとされている。

平成25年度決算では87%、24年度は89%、23年度は90%であるから数字が物語るとおり、これでは「時代の要請」といえど、その新規事業に手が出せない。既存の事業を精査し大胆な見直しと、費用の縮減は待ったなしである。

経常経費となる人件費、物件費、扶助費、公債費、補助費の見直しであるが、モチベーションに係わるものや福祉施策や資産形成に要するものはさて置くとしても、「政治的圧力」で発生し継続をくり返している「補助金」は、常に見直しの対象とするべきである。ちなみに25年度は108事業の2億2千600万円の単町費による補助金額である。

2. 「補助金」はあくまで法232条の2によるもので「公益性」が交付の原則であり、その認定は、首長や議会の自由裁量でなく客観的に公益上必要と認められ限定されたものでなくてはならない。補助金は「条例」や「交付要綱」で行われており、被補助者（団体）の交付申請、決定通知書、実績報告書の提出が義務となっているが、肝心なことは、補助金交付の結果に対する「成果・有効性」の評価認定である。補助金申請の目的が達成されたか否かその評価によって課題が明らかとなり有効な方向が認識されて初めて「補助金の継続」が正当化されるにもかかわらず、成果や有効性が事業毎に検証されぬままである。従って補助金の効果が評価できる「実績報告書」となるよう改善を求める。

また、気になるのは、利子補給の対象である。保育園の建設や、土地改良区事業により恩恵を受ける者は不特定多数でその受益も長期に及び「利子補給」は納得できるが、地域経済のためと称し個人的な借入金に対する利子補給は、効果は薄く廃止すべきである。

3. 財産区の財産を財源とする補助金を町長に交付申請し、これを認め交付した事業は20件を越えその支出額は250万円余に及ぶ。

財産区の定義や運営原則などについては、自治法に定められ、その解釈運用は、いくつかの「行政実例」を生む等複雑である。財産区の活動や資源から生み出された財源の処分については、自治法第296条の5に「財産区から生ずる収入は財産区管理会の同意があれば、市町村又は、財産区の事務に要する経費の一部に充てることができる。」ことになっており、「その用途は制約を受けず、

財産区住民以外の者のために支出することを妨げない」と解されている。従って平成 25 年度の財産区からの補助金支出は対象事業金額とも問題はない。

一方、財産区から生ずる収入は財産区の運営、維持管理に充当すべきであるとし、年々相当多額の収益を上げ、財産区の運営、維持管理に充ててもなお相当の余剰金を有する場合もあり、この余剰金を財産区の機能に属さない（例えば町道新設）に充てたり、あるいは財産区住民に還元するしか処分できない場合に限り一般経費への充当が可能であり、その場合は実質的な財産区区民への負担軽減に相当する措置が必要である、との説もある。「逐条地方自治法（松本英昭）」

赤碕地区財産区から支出される補助金の対象事業は一般経費に類するものとしても果たして「相当の剰余金」を有した上での支出であろうか。財産区所有の流動資産の支出は「財産区の運営や維持管理費、財産区から生み出される価値の再生産に供する事業」を優先すべきである。また、年々減少する財源を不特定多数が利用する一般財源に際限なく使用し続けることの歯止めが必要と考え検討を求める。

各財産区の現金保有の財政状況は年々減少している。10 年間に補助金として支出した額と平成 25 年度の保有金現在高を見れば次のとおり。

赤碕地区各財産区 10 年間の補助金支出額

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 計 |
|-------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 赤碕財産区 | 594,000 | 594,000 | 792,450 | 594,000 | 594,000 | 594,000 | 594,000 | 824,000 | 924,000 | 6,104,450 |
| 成美財産区 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 217,325 | 190,000 | 190,000 | 1,947,325 |
| 安田財産区 | 468,000 | 300,000 | 470,000 | 270,000 | 270,000 | 250,000 | 550,000 | 770,000 | 570,000 | 3,918,000 |
| 以西財産区 | 917,000 | 985,600 | 6,016,500 | 2,961,000 | 4,462,900 | 3,277,200 | 1,173,793 | 1,263,000 | 1,050,000 | 22,106,993 |

25 年度末残高（保有金）

◎赤碕財産区 20,790,166 円

◎成美財産区 2,531,810 円

◎安田財産区 8,197,091 円

◎以西財産区 56,247,751 円

二、公共施設の総合的調査と管理方針の策定

平成 25 年度の公共施設(建物)は 65 施設であり、その維持管理費用は 273,421 千円でその利用人員などは P52～56 のとおりである。(カウントが曖昧なもの、計測なしの施設もある)

「人口減少」は歯止めなく公共施設の利用率向上も期待できない。また、16年の2町合併で類似施設も発生している。平成24年度の新公会計策定による連結貸借対照表の有形固定資産は生活インフラ国土保全29,030百万円となっている。これら公共施設や橋梁などの社会資本は高度成長期に整備されたものが多く今は老築資産化している。これらの社会資本を含め資産となるものの長寿命化と維持管理のコスト縮減対策は今日課題と思われる。従って、それぞれの実態を把握し、施設の建築や整備の年度、面積や構造、利用状況、維持管理費、回収実績など一元化した実態把握が必要である。これらの調査で明らかとなった全体像を基に財政上からの持続可能な財源の確保、各施設の将来にわたる必要度などを評価し「指示管理費の縮減」を念頭にした「改修計画」「長寿命化対策」及び複合施設の「統廃合集約計画」に着手すべきと考える。

三、談合防止のための入札制度改革

「談合」に絡む報道はあとを断たない。「談合」は税金を無駄にする部分が多く、そのうえ社会の公平性を損ねる絶対的悪であるからその気配さえも逃さず「談合」ができない「入札改革」を進めねばならない。

平成25年度中に琴浦町が発注した公共工事の発注総額は下水道、一般土木、舗装、水道、建築、コンサル、その他工事（物品、役務等は除く）161件で金額は1,465,379千円（内、予定価格の「事後公表」は73件640,963千円・「事前公表」88件824,416千円）である。事後公表により不落札となり再入札の結果発生した100%落札は16件179,981千円（内不落札随契は8件118,692千円）である。

また、談合を示唆するとされる予定価格の90%台後半が96%とすれば、その90%台後半の落札件数は実に55.3%に及び「高止まり」で張り付いている。このような実態は、受注を最大の目的とする競争入札の展開では発生しないのではないか、その疑問から琴浦町の入札実態とその経過を「検証」した。

1. 落札率90%台後半に集中する落札は不自然

予定価格の「事前公表」における入札は、予定価格が事前に分かっているから、受注を絶対目的とする競争入札では、可能な限り予定価格より離れた価格で入札し受注競争に勝とうとするのが自然である。この場合のリスクは高額での受注はできないことである。このリスクを避け高額受注を手にする手段は「談合」という方法である。

指名を受けた業者は、決まった顔ぶれで、お互いに知り合いであり「高額受注」を目指すことを共有した仲間である。高額での受注が平等に行き渡る保障は、業者間の「沈黙の掟」を守り「組織的に継続的に談合を繰り返す」ことで成

立する。

落札率 90%台後半に張り付いているのは談合の存在を証明する有力な指標となりうる（桐蔭横浜大学法科大学院教授 鈴木 満）

この説では、琴浦町の平成 25 年度の入札件数 161 件の 55. 3%が 96%以上の落札率であり、談合疑惑度の範ちゅうといえる。

例えば、指名業者 7 社のうち「落札者外」の 6 社が 4%の金額の中で“ひしめき”「落札者」の金額より“ぎりぎりの高値”での入札額である。「予定価格」と「最低制限価格」の中の中で競い合えば予定価格の 66%～85%での落札者が出るのが自然ではなかろうか。これらの不自然性の説明は、受注業者を事前に定め、受注業者を勝たせるための入札額を決め、これより低い額を入札しないとの約束によるものとしか言いようがない。受注を最大目的に他社より低額の入札によって受注目的を果たそうとする真剣勝負の競争であれば入札額は予定価格の 66%～90%台後半まで巾広く分布しているのが自然ではなかろうか、落札率 96%以上が 55. 3%も発生するのは極めて不自然という以外の説明がつかない。

2. 再入札における「1 位不動」は談合を示唆

一方、事後公表 73 件のうち 29 件が不落札（内、100%随意契約となる不落札随契は 8 件）となり、再入札 2 回～3 回繰り返して落札に至っている。落札過程を見ると、初回と 2 回あるいは 3 回とも同じ業者が「1 位不動」であり不可解な現象である。正常な競争入札が展開されれば、初回 1 位業者と 2 回目でその他業者が入れ替わることが起こりうるはずだが、初回 2 位業者と 3 位以外の業者は入れ替わりが見られるが、29 件すべてが「1 位不動」である。これは、初回 2 位業者が初回 1 位業者の 2 回目入札額を知らなければ初回 2 位業者は 2 回目に僅差で負けることも勝つこともあるのではないか。もし初回 2 位業者が 1 位業者の 2 回目入札額をあらかじめ知っているとしたら 2 位業者が 2 回目においてわざわざ負けているのはなぜか？むしろ勝つべきではないか、指名業者は談合により受注業者をあらかじめ決め、初回の 1 位業者の入札金額も 2 回目入札金額も知っており 1 位不動業者の落札に協力したということではないか、2 回目入札時の「1 位不動」は談合の存在を示唆するものでこれ以外の説明は付かない。

「最小の経費で最大の効果」を基本とし予算節約をするのが行政運営の原則である。「地元業者の育成」を盾に指名競争入札を続け 90%台後半の落札率や 100%落札も財務規則などに準じた結果だとして気にとめることもなく現状を継続することは、納税者である町民を犠牲に一部業者を優遇する行為ともなる。談合により、まんべんなく高額受注が可能となれば簡単に利益が得られることから業者の堕落を誘い、積算能力や施行技術の力さえ奪うことにもなりかねない。

談合は「密室の犯罪」であり内部告発でもなければ八百長行為を摘発することはできない。この際、会計法（29条6）の原則に立ちもどり指名競争入札を極力減らし一定の能力があれば誰でも参加できる「一般競争入札」への移行等も検討し実施に移すべきである。

現在「談合」をさせない行政の方策として、秘密性をもった指名業者の選定を始め様々な談合防止策がとられているようだが、琴浦町の町内業者は30社程度であるから業界側に「談合専門の調整役」がいて、たどりながら探れば指名業者を特定し談合の仕切に及ぶことは簡単であろう。あるいは、業者同士が利害対立を避け互いに庇い合い仕事を順番に確保できるのが談合であるから、指名業者が入手する「指名通知」や「工事毎の積算資料」を「仕切役」に自主報告する仕組みであるかも知れない。

緊急を要するのは、「90%台後半」に集中する落札や「1位不動」の入札実態について疑問を持ち、当該指名業者に不自然性の説明を求めることも必要である。ともかく、このままでは不作為行為となり行政の懈怠ともなりかねない。

（1）公平性、透明性、競争性の確保（2）社会資本への品質確保への十分な留意（3）優れた経営、技術力を有し、地域に貢献できる建設業者の育成（4）社会的貢献（関係法や規則の遵守、男女共同参画、障がい者雇用、自然環境を守る）などを理念とした「入札制度改革」を求める。

参考文献

- ◆日経新聞 河合 慶 ニューヨーク大学助教授、中林 純 東北大学純教授 共著論文
- ◆自治体の入札改革 法政大学教授 武藤博巳
- ◆談合を防止する自治体の入札改革 桐蔭学園横浜大学法学部教授 鈴木 満